

母性保護等の概況

(昭和63年度女子雇用管理基本調査結果報告)

—— 昭 和 63 年 ——

労働省婦人局

は し が き

労働省婦人局では、昭和27年以来、労働基準法に定められた女子保護規定の実施状況等について調査を実施してきている。昭和63年度は、労働基準法の女子関係の規定及び勤労婦人福祉法が昭和60年6月に改正（勤労婦人福祉法は雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）となった。）され、翌昭和61年4月1日から施行された後初めての調査となることから、女子雇用管理基本調査－母性保護等実施状況調査－として実施することとした。

本調査では、女子労働者の母性保護等の状況のほか、労働基準法及び男女雇用機会均等法に基づく措置等の事業所の規定状況についても併せて調査した。

この報告書は、その調査結果をとりまとめたもので、関係各位の参考になれば幸いである。

最後に、この調査の実施に当たって御協力をいただいた事業所各位に対し深く感謝する次第である。

平成2年2月

労働省婦人局長

佐 藤 ギン子

目 次

I 調査の概要	1
II 調査結果の概要	5
1 女子労働者の状況	5
(1) 女子労働者の割合及び有夫者の割合	5
(2) 出産者の割合	7
(3) 妊娠又は出産による退職状況	8
2 労働基準法に基づく制度の規定状況	10
(1) 産前産後休業	10
(2) 育児時間	12
(3) 妊娠婦の労働時間等に関する制限	12
(4) 生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置	16
3 労働基準法上の保護の状況	16
(1) 産前産後休業の取得	16
(2) 妊娠中の軽易業務転換	20
(3) 育児時間の請求	21
(4) 妊娠婦の労働時間等に関する制限	23
(5) 生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求	23
4 男女雇用機会均等法に基づく措置等の規定状況	24
(1) 妊娠中及び出産後の通院休暇制度	24
(2) 妊婦の通勤緩和措置	25
(3) 妊娠障害休暇制度	25
(4) 育児休業制度	26
(5) 女子再雇用制度	27
(6) 介護休暇制度	28
(7) 配偶者出産休暇制度	28

III 付属統計表

I 調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、主要産業における女子労働者の雇用管理の実態（昭和63年度は、労働基準法中の母性保護規定の実施状況等）を把握することを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地 域 日本国全域

(2) 産 業 日本標準産業分類による次の産業

イ 鉱 業 ロ 建設業 ハ 製造業 ニ 電気・ガス・熱供給・水道業
ホ 運輸・通信業 ヘ 卸売・小売業、飲食店 ト 金融・保険業 チ 不動産業
リ サービス業（家事サービス業及び外国公務を除く。）

(3) 事業所

(2)に掲げる産業に属し、30人以上の常用労働者を雇用する事業所のうちから、一定の方法により産業別、規模別に抽出した約 8,000事業所

3 調査事項

母性保護等の実施状況並びに労働基準法及び男女雇用機会均等法に基づく措置等の事業所における規定状況

4 調査対象期間及び期日

昭和63年1月1日から12月31日までの1年間及び昭和63年12月31日現在（ただし、母性保護等に関する措置の規定状況については平成元年2月1日現在）

5 調査実施期間

平成元年2月1日から同月末日まで

6 調査機関

労働省婦人局－都道府県婦人少年室

7 調査の方法

通信自計

8 調査対象事業所の抽出

昭和61年事業所統計調査により把握された事業所名簿に基づき、一定の方法により抽出した。

産業、規模ごとの抽出率は次のとおりである。

産 業	規 模			
		500 人以上	100 ～ 499人	30 ～ 99 人
D 鉱 業		1 / 1	1 / 1	1 / 5
E 建 設 業		1 / 2	1 / 23	1 / 159
F 製 造 業 (計)		-	-	-
12, 13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業		1 / 2	1 / 18	1 / 61
14 織 維 工 業		1 / 1	1 / 8	1 / 29
15 衣類・その他の繊維製品製造業		1 / 1	1 / 8	1 / 40
16 木材・木製品製造業(家具を除く)		1 / 1	1 / 2	1 / 12
17 家具・装備品製造業		1 / 1	1 / 3	1 / 12
18 パルプ・紙・紙加工品製造業		1 / 1	1 / 5	1 / 16
19 出版・印刷・同関連産業		1 / 1	1 / 6	1 / 28
20 化 学 工 業		1 / 2	1 / 10	1 / 17
21 石油製品・石炭製品製造業		1 / 1	1 / 1	1 / 1
23 ゴ ム 製 品 製 造 業		1 / 1	1 / 3	1 / 7
24 なめし革・同製品・毛皮製造業		1 / 1	1 / 1	1 / 5
25 窯業・土石製品製造業		1 / 1	1 / 6	1 / 28
26 鉄 鋼 製 造 業		1 / 1	1 / 5	1 / 12
27 非鉄金属製品製造業		1 / 1	1 / 3	1 / 8
28 金属製品製造業		1 / 1	1 / 9	1 / 41
29 一般機械器具製造業		1 / 3	1 / 15	1 / 47
30 電気機械器具製造業		1 / 7	1 / 29	1 / 73
31 輸送機械器具製造業		1 / 3	1 / 11	1 / 25
32 精密機械器具製造業		1 / 1	1 / 5	1 / 13
22・33・34 プラスチック製品・武器・その他の製造業		1 / 1	1 / 9	1 / 32
G 電気・ガス・熱供給・水道業		1 / 1	1 / 8	1 / 16
H 運 輸 ・ 通 信 業		1 / 4	1 / 64	1 / 196
I 卸 売 ・ 小 売 業、飲食店 (計)		-	-	-
49～52 卸 売 業		1 / 4	1 / 30	1 / 196
53～58 小 売 業		1 / 2	1 / 25	1 / 162
59～60 飲 食 店		1 / 1	1 / 3	1 / 46
J 金 融 ・ 保 険 業		1 / 2	1 / 17	1 / 129
K 不 動 産 業		1 / 1	1 / 3	1 / 12
L サ ー ビ ス 業 (計)		-	-	-
73 旅館・その他の宿泊所		1 / 2	1 / 6	1 / 21
77～78 映 画 業、娯 楽 業		1 / 1	1 / 8	1 / 19
87 医 療 業		1 / 3	1 / 30	1 / 53
91 教 育 業		1 / 1	1 / 15	1 / 212
92 社 会 保 険、社 会 福 祉 業		1 / 1	1 / 3	1 / 32
そ の 他 の サ ー ビ ス 業		1 / 3	1 / 44	1 / 192

9 集 計

集計は労働省婦人局において集計した。有効回収率は75.4%である。

10 主な用語の定義

調査結果及び統計表に用いられた主な調査事項の定義等は次のとおりである。

- 常用労働者とは…… 期間を定めずに又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者及び臨時、日雇、パートタイム労働者等で、前2か月の各月において18日以上雇用されている者をいう。
- 出産者とは…… 昭和63年1月1日から12月31日までに、事業所に在籍中に出産した者をいい、出産前に退職した者は含まない。
なお、この調査で出産とは、妊娠12週以上の分娩をいう。したがって、妊娠12週以上の流産、人工中絶等も出産に含む。
- 出産前に退職した者とは…… 63年1月1日から12月31日までの間に出産予定であって妊娠中に退職した者をいう。したがって、同期間中に出産予定であった者が62年12月31日以前に退職した場合も含む。
- 出産後に退職した者とは…… 出産者で出産後退職した者をいい、64年1月1日以降に退職した者も含む。
- 産前の軽易業務転換者とは…… 出産者及び出産前に退職した者で、産前に軽易な業務に転換した者をいう。62年12月31日以前に軽易業務に転換していた場合も含む。
- 育児時間請求者とは…… 出産者で、出産後も引き続き勤務し、育児時間を請求した者をいい、64年1月1日以降に育児時間を請求した場合も含む。
- 産前休業日数には…… 出産者が62年から引き続いて産前休業をとっている場合は、その者の62年12月31日以前における休業日数を含む。
- 産後休業日数には…… 出産者が64年以降も産後休業を取得し、平成元年2月1日までに取得し終わっている場合は、その者の64年1月1日以降における休業日数を含む。
- 妊娠婦とは…… 妊娠中の女子及び産後1年を経過しない女子をいう。
- 妊娠中及び出産後の通院休暇制度とは…… 母子保健法に基づく定期検診を受けるための通院に要する時間の休暇を認める制度をいう。
- 妊婦の通勤緩和措置とは…… 妊婦が混雑時を避けて通勤できるよう時差出退勤を認める措置をいう。
- 妊娠障害休暇制度とは…… つわりのための休暇等、名称の如何を問わず妊娠中の障害に対して休暇を認める制度をいう。
- 育児休業制度とは…… 産後休業後、育児のため一定期間休業を認める制度をいう。

- 女子再雇用制度とは…… 出産・育児等により退職した女子をもう一度自社に雇入れる制度をいい、企業グループで実施しているものを含む。
- 介護休暇制度とは…… 家族が病気の場合に介護するために与えられる休暇であり、配偶者の出産に伴う休暇や家族の介護のために年次有給休暇を取得することは除かれる。

Ⅱ 調 査 結 果 の 概 要

1 女子労働者の状況

(1) 女子労働者の割合及び有夫者の割合

昭和63年末日現在における常用労働者総数に占める女子の割合（以下「女子労働者の割合」という。）は33.4%、女子労働者に占める有夫（有配偶）者の割合（以下「有夫者の割合」という。）は52.9%である（第1表）。

女子労働者の割合を産業別にみると、金融・保険業（48.1%）、サービス業（44.1%）、卸売・小売業、飲食店（41.1%）で高く、鉱業（8.8%）、運輸・通信業（10.7%）、電気・ガス・熱供給・水道業（12.1%）、建設業（12.6%）で低い。

事業所規模別にみると、規模が小さくなるにしたがって高くなっている。

有夫者の割合を産業別にみると、製造業（61.7%）で最も高く、不動産業（33.2%）で最も低くなっている。

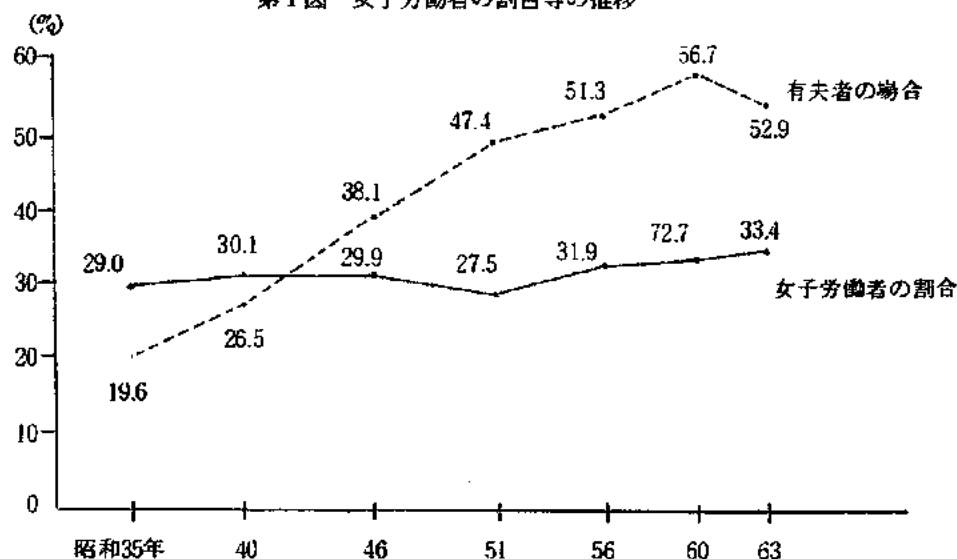
女子労働者の割合は、近年上昇傾向を示し、また、有夫者の割合は、前回調査（昭和60年）に比べて低下しているが、昭和40年に比べると約2倍となっている。

また、女子労働者の割合と有夫者の割合が共に高いのは、サービス業である。女子労働者の割合が低いにもかかわらず有夫者の割合が高いのは運輸・通信業である。

第1表 産業・規模別女子労働者の割合及び有夫者の割合 (%)

産 業 ・ 規 模	女子労働者の割合	有夫者の割合
計	33.4	52.9
鉱 業	8.8	47.9
建 設 業	12.6	45.7
製 造 業	31.9	61.7
電気・ガス・熱供給・水道業	12.1	48.2
運 輸 ・ 通 信 業	10.7	59.0
卸 売 ・ 小 売 業、飲 食 店	41.1	43.2
金 融 ・ 保 険 業	48.1	42.5
不 動 産 業	25.0	33.2
サ ー ビ ス 業	44.1	51.9
5 0 0 人 以 上	24.8	34.4
1 0 0 ～ 4 9 9 人	34.0	51.4
3 0 ～ 9 9 人	36.4	59.3

第1図 女子労働者の割合等の推移



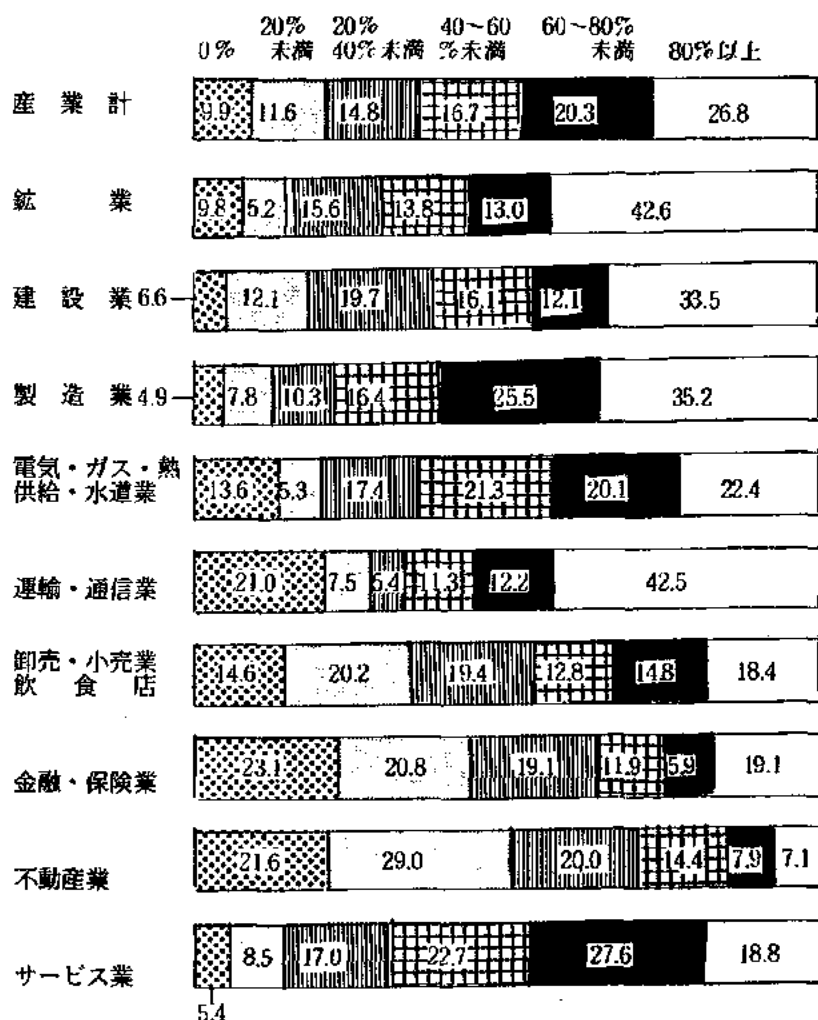
女子労働者の割合別に事業所の構成比をみると、20%未満の事業所が34.1%と最も多く、次いで20～40%未満の事業所が23.3%となっており、0%の事業所は2.1%とわずかである。産業別にみると、サービス業、製造業及び卸売・小売業、飲食店では60%以上の事業所が約3割となっているが、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業では20%未満の事業所が8割以上となって、女子労働者の割合の低い事業所が多い（第2表）。

第2表 産業・規模女子労働者の割合別事業所数の構成比

		(%)								
産 業 ・ 規 模		事 業 所 計	0 %	20 % 未 満	20 % 以上 40 % 未 満	40 % 以上 60 % 未 満	60 % 以上 80 % 未 満	80 % 以 上		
計		100.0	2.1	34.1	23.3	17.7	13.4	9.4		
鉱 建 製 電 運 卸 金 不 サ	業 業 業 業 業 業 業 業 業 業	100.0	4.5	74.8	20.7	—	—	—		
		100.0	1.3	77.5	20.1	1.2	—	—		
		100.0	0.3	31.3	24.0	17.0	13.5	13.9		
		100.0	3.0	84.1	10.0	2.9	—	—		
		100.0	16.3	70.6	9.6	3.5	0.0	0.0		
		100.0	—	24.3	31.3	17.6	18.1	8.6		
		100.0	—	2.5	36.7	32.1	8.3	20.4		
		100.0	—	42.7	37.6	15.7	3.8	0.2		
		100.0	0.4	21.5	20.5	26.4	21.4	9.9		
		5 0 0	人	以	上	100.0	0.6	44.6	28.8	13.9
1 0 0	人	4 9 9	人	100.0	2.3	37.1	23.7	13.4	15.8	7.7
3 0	人	9 9	人	100.0	2.1	33.2	23.1	18.7	13.0	10.0

有夫者の割合別に事業所の構成比をみると、有夫者の割合が80%以上の事業所が26.8%、60~80%未満の事業所が20.3%で、60%以上の事業所が約半数を占めている。産業別にみると、製造業、鉱業、運輸・通信業で有夫者の割合が60%以上の事業所の割合が高く、不動産業、金融・保険業、卸売・小売業、飲食店では有夫者の割合が20%未満の事業所の割合が高い。（第2図）。

第2図 有夫者の割合別事業所数構成比（%）



(2) 出産者の割合

女子労働者総数に占める出産者の割合は1.8%、有夫者に占める出産者の割合は3.4%である。産業別にみると、金融・保険業（2.9%、6.8%）、電気・ガス・熱供給・水道業（2.4%、5.1%）、サービス業（2.5%、4.9%）で出産者の割合が高い。

事業所規模別には500人以上の規模（2.1%、6.2%）で高くなっている（第3表）。

なお、これら出産者のうち多胎（双児以上）出産した者の割合は0.5%である。

第3表 産業・規模別女子労働者に占める出産者の割合及び有夫者に占める出産者の割合

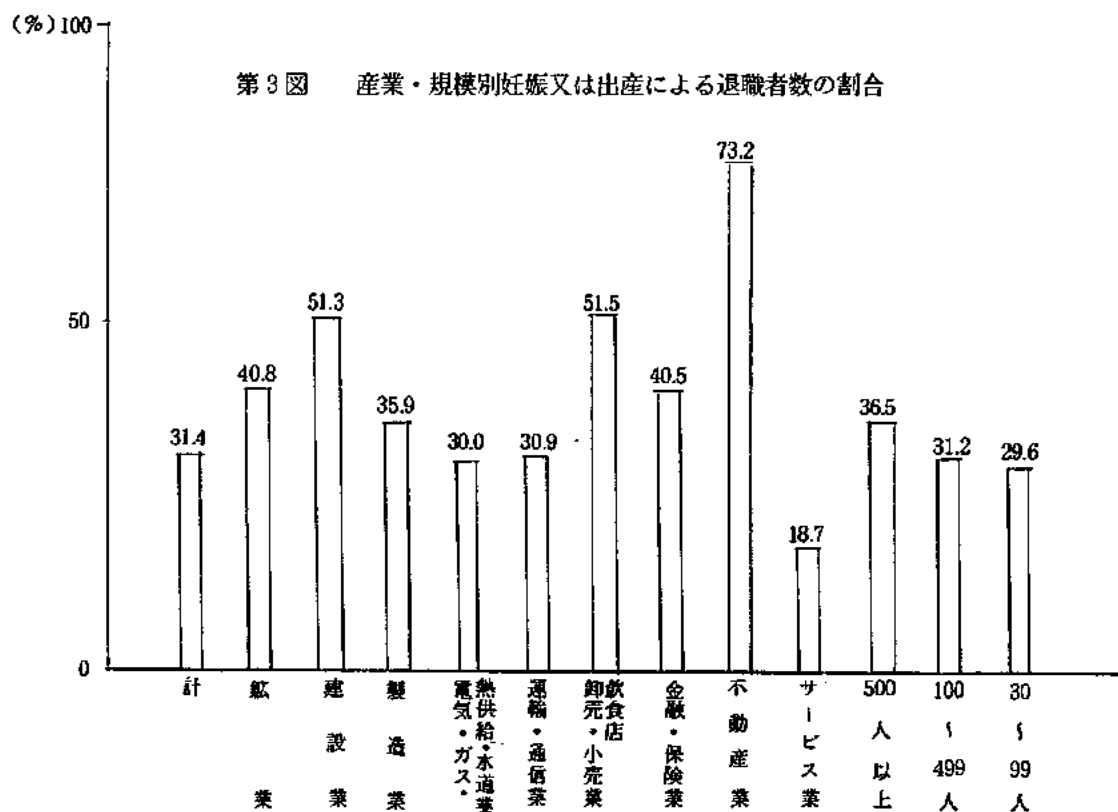
			(%)	
産 業 ・ 規 模			女子労働者に占める 出 産 者 の 割 合	有 夫 者 に 占 め る 出 産 者 の 割 合
計			1.8	3.4
鉱		業	1.5	3.1
建	設	業	1.4	3.1
製	造	業	1.6	2.5
電気・ガス・熱供給・水道業			2.4	5.1
運 輸 ・ 通 信 業			1.4	2.4
卸 売 ・ 小 売 業、飲食店			0.8	1.8
金 融 ・ 保 険 業			2.9	6.8
不 動 産 業			0.5	1.4
サ ー ビ ス 業			2.5	4.9
5 0 0 人	以 上		2.1	6.2
1 0 0	～	4 9 9 人	1.6	3.2
3 0	～	9 9 人	1.8	3.1

(3) 妊娠又は出産による退職状況

出産した女子労働者（出産前に退職した者を含む）のうち妊娠又は出産により退職した者は、31.4%である。産業別にみると、サービス業（18.7%）、電気・ガス・熱供給・水道業（30.0%）、運輸・通信業（30.9%）で退職者の割合が低く、不動産業（73.2%）、卸売・小売業、飲食店（51.5%）、建設業（51.3%）で高い。

事業所規模別にみると、規模が大きくなるにしたがって退職者の割合が高くなっている（第3図）。

妊娠又は出産による退職者について退職時期別にみると、産前休業取得前の者が49.9%、産後休業取得後の者が36.8%、産前産後休業中の者が12.3%となっている（第4表）。



第4表 退職時期別妊娠又は出産による退職者数の割合の推移

(%)

退職時期	35年	40年	46年	51年	56年	60年	63年
計	38.9 (100.0)	49.3 (100.0)	46.9 (100.0)	38.7 (100.0)	21.7 (100.0)	30.5 (100.0)	31.4 (100.0)
産前休業前	(40.5)	(36.5)	(47.0)	(54.1)	(46.1)	(63.4)	(49.9)
産前休業中	(15.0)	(5.5)	(3.7)	(4.0)	(2.9)	(4.0)	(5.7)
産後休業中		(8.0)	(6.3)	(6.2)	(8.4)	(5.6)	(7.6)
産後休業後	(44.5)	(50.0)	(42.5)	(35.7)	(42.6)	(27.1)	(36.8)

2 労働基準法に基づく制度の規定状況

(1) 産前産後休業

イ 制度の根拠

産前産後休業制度の事業所における根拠をみると、就業規則で定めている事業所が62.2%と過半数を超え、次いで労働協約と就業規則で定めている事業所が17.3%となっている。労働協約と就業規則ともに定めている事業所の割合が高いのは、電気・ガス・熱供給・水道業（53.5%）、運輸・通信業（39.2%）及び規模 500人以上（55.0%）の事業所である（第5表）。

第5表 産業・規模、産前産後休業制度の根拠別事業所数の割合

							(%)
産 業 ・ 規 模	計	労働協約	就業規則	労働協約と就業規則	内規のみ	その他	
56 年 計	100.0	3.4	53.8	18.6	1.7	22.5	
60 年 計	100.0	3.0	57.0	16.7	1.1	22.3	
63 年 計	100.0	1.8	62.2	17.3	1.1	17.6	
鉱 業	100.0	5.1	41.6	26.9	4.7	21.7	
建 設 業	100.0	0.2	63.3	13.5	0.0	23.1	
製 造 業	100.0	2.1	67.0	17.1	0.6	13.2	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.9	29.9	53.5	1.6	14.0	
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	1.2	43.6	39.2	—	16.1	
卸売・小売業、飲食店	100.0	1.0	72.2	13.6	1.8	11.4	
金 融 ・ 保 険 業	100.0	—	72.2	24.9	1.2	1.8	
不 動 産 業	100.0	—	78.6	14.3	—	7.1	
サ ー ビ ス 業	100.0	3.2	56.0	9.2	2.0	29.6	
5 0 0 人 以 上	100.0	1.8	34.8	55.0	1.1	7.3	
1 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	2.6	58.1	30.1	0.8	8.4	
3 0 ～ 9 9 人	100.0	1.6	63.6	13.8	1.2	19.7	

ロ 休業期間

休業期間（注）については、単胎妊娠の場合は産前6週間産後8週間と定めている事業所が83.0%を占め最も多く、労働基準法の定める基準を上回る休業期間を定めている事業所は10.2%と

なっている。産業別にみると、労働基準法の定める基準を上回る休業期間を定めている事業所の割合は、電気・ガス・熱供給・水道業（29.9%）、サービス業（24.4%）が高い。

事業所規模別には、500人以上規模（22.7%）が高い（第6表）。

また、多胎妊娠の場合、産前10週間産後8週間と定めている事業所の割合は92.3%である。

（注）産前産後休業は各6週間とされていたが、労働基準法の改正により、産前休業については多胎妊娠の場合10週間となり、産後休業については単胎・多胎を問わず8週間となった（昭和61年4月1日施行）。

ハ 休業中の賃金

産前産後休業中の賃金を有給とする事業所は40.9%である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（95.3%）、金融・保険業（80.3%）、サービス業（64.7%）、不動産業（61.6%）で有給とする事業所の割合が高い。

第6表 産業・規模、産前産後休業制度の内容別事業所数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	計	単 胎				多 胎				休業中の賃金 有給の事業所 が	全期間中 100%有給
		産前産後 6週間	産前産後 通じて14週間	法定期間 基準を上回る	不明	産前産後 10週間	産前産後 通じて18週間	法定期間 基準を上回る	不明		
計	100.0	83.0	6.8	10.2	—	92.3	5.1	2.1	0.4	40.9	33.7
鉱 業	100.0	91.6	5.1	3.3	—	95.5	3.7	0.8	—	18.4	14.3
建 設 業	100.0	91.3	8.5	0.2	—	96.4	2.4	—	1.2	32.0	26.4
製 造 業	100.0	88.4	6.7	4.6	0.3	93.5	4.7	1.4	0.4	18.0	12.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	69.2	0.9	29.9	—	92.2	3.4	4.4	—	95.3	92.3
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	90.8	4.2	4.9	—	94.3	3.8	1.0	0.9	42.8	39.2
卸売・小売業、飲食店	100.0	86.0	8.0	6.0	—	91.3	5.1	3.0	0.6	27.6	20.1
金 融 ・ 保 険 業	100.0	90.3	3.4	6.3	—	98.7	1.3	—	—	80.3	54.4
不 動 産 業	100.0	89.9	5.6	4.4	—	92.6	6.5	0.9	—	61.6	48.0
サ ー ビ ス 業	100.0	68.1	7.5	24.4	—	88.3	7.9	3.8	0.1	64.7	58.4
500人以上	100.0	74.9	2.4	22.7	0.0	91.5	3.0	5.3	0.2	50.4	31.9
100～499人	100.0	84.9	4.4	10.6	0.1	94.7	3.3	1.9	0.1	37.7	30.1
30～99人	100.0	82.7	7.3	9.8	0.1	91.8	5.6	2.1	0.5	41.4	34.5

(2) 育児時間

イ 制度の根拠

育児時間の事業所における根拠をみると、就業規則で定めている事業所が28.2%、労働協約と就業規則で定めている事業所が10.8%となっている。その他は56.9%で、これには各事業所における特定の規定がなく労働基準法の定めに基づけるものが含まれる（第7表）。

ロ 育児時間制度の内容

育児時間制度の適用範囲についてみると、労働基準法の規定どおり女子のみが請求できる事業所が97.2%とほとんどを占め、男女ともに請求できる事業所は2.8%にすぎない（第8表）。

育児時間の回数及び時間数についてみると1日2回各30分とする事業所が88.7%と最も多く、次いで1日2回各45分とする事業所が4.6%、その他が6.8%となっている。労働基準法の定める基準を上回る時間数を定めている事業所は11.4%である。産業別に労働基準法の定める基準を上回る育児時間数を定めている事業所の割合をみると、運輸・通信業（26.7%）、サービス業（21.6%）、電気・ガス・熱供給・水道業（19.0%）が高い。

育児時間を請求できる期間についてみると、生後1年間とする事業所が97.3%とほとんどを占めている。

育児時間中の賃金を有給とする事業所は44.3%である。有給とする事業所においては、全期間中100%有給とするところが大半を占めている。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（95.7%）の事業所で最も高く、次いで金融・保険業（67.0%）、サービス業（63.9%）、運輸・通信業（52.9%）となっている。

事業所規模別には、規模が大きくなるほど有給とする事業所の割合が高くなっている。

(3) 妊産婦の労働時間等に関する制限

妊産婦の労働時間等に関する制限（注）について事業所における根拠をみると、就業規則で定めている事業所は、時間外労働について14.9%、休日労働について14.8%、深夜業について14.3%となっている。労働協約と就業規則で定めている事業所の割合は時間外労働、休日労働及び深夜業いずれについても8%程度となっている。その他としている事業所がそれぞれについて7割程度となっている（第9表）。

また、変形労働時間制導入事業所における妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限については、就業規則、労働協約等で規定している事業所は7.2%であり、ほとんどがその他で労働基準法等に基づけることとなっている。

(%)

業 業 ・ 規 模	計	労働協約	就業規則	労働協約と就業規則	内規のみ	その他
56 年 計	100.0	3.4	27.2	11.7	2.4	55.3
60 年 計	100.0	3.0	27.1	9.3	1.6	58.9
63 年 計	100.0	2.0	28.2	10.8	2.1	56.9
建設業	100.0	1.8	22.9	13.4	3.7	57.9
製造業	100.0	0.2	20.7	4.2	0.2	74.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	1.7	31.9	9.3	1.9	55.1
運輸・郵便業	100.0	2.0	39.9	34.9	4.1	19.1
小売業	100.0	1.2	16.2	31.5	0.7	50.3
金融業	100.0	2.1	20.7	7.9	2.9	66.4
不動産業	100.0	1.2	32.6	18.4	4.4	43.3
サービス業	100.0	3.6	35.0	6.1	0.4	55.0
その他	100.0	3.4	35.3	5.2	2.2	54.0
5 0 0 人 以下	100.0	3.7	29.3	40.2	3.5	23.4
1 0 0 人 以上	100.0	2.8	33.2	20.7	3.0	40.3
3 0 人 以上	100.0	1.8	27.1	8.1	1.9	61.1

(%)

産 業 ・ 規 模	計	制 度 の 適 用 範 囲		1 日 の 時 間			期 間		育 児 時 間 中 の 賃 金 が 有 給	全 期 間 中	100 % 有 給
		女 子 の み	男 女 と も	1 日 各 2 3 0 回 分	1 日 各 2 4 5 回 分	そ の 他	生 後 1 年 間	そ の 他			
計	100.0	97.2	2.8	88.7	4.6	6.8	97.3	2.7	44.3	43.3	
鉦 設 業	100.0	98.6	1.4	93.3	2.9	3.8	95.3	4.7	38.7	38.7	
建 造	100.0	95.2	4.8	96.5	0.0	3.5	96.4	3.6	32.4	32.4	
製 鉄	100.0	98.4	1.6	95.9	0.7	3.4	98.6	1.4	31.2	29.9	
電 氣	100.0	100.0	—	81.0	9.5	9.5	90.8	9.2	95.7	95.1	
運 輸	100.0	97.2	2.8	73.3	20.3	6.4	100.0	0.0	52.9	52.5	
卸 売	100.0	97.9	2.1	96.8	0.6	2.6	98.6	1.4	25.9	25.6	
金 融	100.0	98.7	1.3	94.2	1.7	4.1	98.8	1.2	67.0	61.8	
不 動 産	100.0	100.0	—	95.7	1.3	2.9	100.0	—	45.1	45.1	
サ ー ビ ス	100.0	95.4	4.6	78.4	6.7	14.9	94.2	5.8	63.9	63.1	
5 0 0 人 以 上	100.0	98.8	1.2	84.0	8.0	8.0	97.5	2.5	65.7	61.1	
1 0 0 ~ 4 9 9 人	100.0	97.4	2.6	88.1	6.7	5.2	98.5	1.5	51.8	50.2	
3 0 ~ 9 9 人	100.0	97.1	2.9	88.9	4.0	7.1	97.1	2.9	42.3	41.5	

第9表 産業・規模、妊産婦の労働時間等に関する制限の根拠別事業所数の割合

産 業 ・ 規 模	計	時 間 外 労 働					休 日 労		
		労働協約	就業規則	労働就業協約と規則	内規	その他	労働協約	就業規則	労働就業協約と規則
計	100.0	1.1	14.9	8.0	2.6	73.3	1.1	14.8	8.1
鉱建	100.0	1.4	3.2	3.7	3.3	88.4	1.4	3.2	3.7
製造	100.0	0.0	15.4	4.6	1.2	78.7	0.0	14.3	4.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.7	14.7	7.3	1.6	75.8	0.7	15.0	7.5
運輸・郵便・小売業・飲食店業	100.0	3.6	10.9	17.1	1.6	66.7	3.0	9.9	17.8
卸売・金融・不動産業	100.0	0.2	9.8	22.4	0.4	67.1	0.4	9.6	22.4
金・不	100.0	0.7	17.6	6.9	4.7	70.1	0.4	16.9	6.9
サ	100.0	1.1	32.6	13.7	3.0	49.7	2.1	29.3	12.6
	100.0	0.9	17.0	1.1	0.2	80.8	1.1	16.6	1.1
	100.0	2.4	11.4	3.2	3.5	79.5	2.1	12.2	3.5
500人以上	100.0	2.3	14.4	24.1	1.9	57.2	2.4	14.0	23.1
100～499人	100.0	1.4	16.1	13.5	2.4	66.5	1.5	15.8	13.3
30～99人	100.0	1.0	14.7	6.6	2.7	75.1	0.9	14.6	6.7

注) 変形労働時間制の適用については、変形労働時間制導入事業所を100.0と

第10表 産業・規模、生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置の根拠・

産 業 ・ 規 模	計	制 度 の 根 拠				
		労働協約	就業規則	労働就業協約と規則	内規のみ	その他
昭和56年 計	100.0	3.3	52.1	17.6	1.2	25.8
60年 計	100.0	3.0	54.5	15.5	1.0	26.0
63年 計	100.0	1.6	54.3	15.6	1.4	27.2
鉱建	100.0	5.1	30.1	26.4	4.3	34.1
製造	100.0	0.0	51.1	11.2	2.6	35.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.1	58.5	15.7	1.0	22.6
運輸・郵便・小売業・飲食店業	100.0	1.6	32.1	49.4	2.9	14.1
卸売・金融・不動産業	100.0	1.5	37.1	36.6	-	24.9
金・不	100.0	0.8	60.0	11.6	3.2	24.5
サ	100.0	1.1	71.8	22.0	0.1	4.9
	100.0	1.1	75.0	12.1	-	11.7
	100.0	2.4	50.3	8.1	0.9	38.3
500人以上	100.0	1.9	34.2	54.3	0.5	9.2
100～499人	100.0	1.8	54.4	28.2	1.0	14.6
30～99人	100.0	1.6	54.7	12.1	1.5	30.1

注) 56年、60年には1日未満という項目はなかった。

(%)

働		深 夜 業					変形労働時間制の適用				
内	そ の 他	労働 協約	就業 規則	労働就業 協約と規則	内	そ の 他	労働 協約	就業 規則	労働就業 協約と規則	内	そ の 他
2.4	73.6	0.9	14.3	8.1	2.5	74.1	0.1	2.5	3.1	1.5	92.8
3.3	88.4	1.4	5.1	3.7	2.9	86.9	—	2.9	—	—	97.1
1.3	79.8	0.0	12.9	4.6	1.3	81.2	—	0.7	0.0	3.4	95.9
1.5	75.3	0.9	15.5	7.4	1.5	74.8	0.2	3.0	0.9	0.3	95.7
0.7	68.6	2.0	9.6	16.5	1.3	70.4	2.1	—	—	—	97.9
0.4	67.1	0.2	8.9	22.5	0.2	68.2	—	2.5	12.9	0.0	84.6
4.7	71.0	0.5	14.3	6.6	4.7	73.9	0.2	0.2	3.8	0.2	95.6
3.0	53.0	1.4	28.1	14.1	1.6	54.7	0.4	16.5	1.0	—	82.1
0.2	81.0	1.0	14.6	1.1	0.2	82.9	—	—	—	—	100.0
2.8	79.4	1.8	12.8	3.6	3.6	78.1	0.0	1.7	1.2	4.3	92.7
1.9	58.6	3.2	13.4	22.9	1.5	59.1	0.5	5.5	11.4	2.1	80.5
2.2	67.1	1.4	16.2	13.3	2.6	66.5	0.4	4.6	5.8	0.7	88.4
2.5	75.3	0.8	14.0	6.8	2.5	76.0	0.1	1.9	2.3	1.7	94.0

した。

内容別事業所数の割合

(%)

有給日数別休暇中の賃金を有給としている事業所

有給の事業所	毎 月 経 時 に つ き					年間を通して	
	1日未 満有給	1日 有給	2日 有給	3日 以上有給	必要日 数有給	13日ま で有給	14日 以上有給
60.1(100.0)	※	(17.5)	(31.6)	(8.9)	(40.6)	(1.1)	(0.4)
57.8(100.0)	※	(18.3)	(29.5)	(10.3)	(39.1)	(1.2)	(1.6)
55.8(100.0)	(1.2)	(18.5)	(28.6)	(10.2)	(38.8)	(1.9)	(0.7)
45.1(100.0)	(-)	(11.8)	(34.2)	(22.1)	(30.9)	(-)	(-)
50.2(100.0)	(3.7)	(14.0)	(14.1)	(0.6)	(61.3)	(2.4)	(3.5)
38.8(100.0)	(2.5)	(31.8)	(21.0)	(3.3)	(38.6)	(1.9)	(0.6)
96.3(100.0)	(1.0)	(-)	(67.2)	(14.8)	(15.4)	(-)	(1.7)
64.2(100.0)	(1.7)	(18.2)	(38.5)	(8.7)	(31.4)	(1.5)	(-)
45.4(100.0)	(-)	(26.1)	(25.4)	(4.1)	(39.9)	(4.6)	(-)
91.3(100.0)	(-)	(13.3)	(22.1)	(1.8)	(58.7)	(2.9)	(1.1)
77.6(100.0)	(-)	(12.2)	(20.5)	(4.0)	(60.6)	(1.6)	(1.1)
68.9(100.0)	(6.7)	(10.8)	(34.1)	(22.2)	(31.1)	(0.4)	(0.5)
77.9(100.0)	(0.5)	(19.1)	(33.1)	(7.5)	(35.6)	(3.4)	(0.6)
60.4(100.0)	(1.0)	(23.2)	(29.7)	(7.4)	(36.1)	(1.4)	(0.9)
54.3(100.0)	(1.3)	(17.3)	(28.3)	(11.0)	(39.5)	(1.9)	(0.6)

(注) 妊産婦が請求した場合には、時間外労働、休日労働、深夜業をさせてはならず(昭和61年4月1日施行)、また、変形労働時間制(1か月単位の変形労働時間制、3か月単位の変形労働時間制及び1週間単位の非定型的変形労働時間制)の適用をうけることによって1週又は1日の労働時間が法定労働時間を超えることとなる時間について労働させてはならない(昭和63年4月1日施行)こととされた。

(4) 生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置

イ 制度の根拠

生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置(注)について事業所における根拠をみると、就業規則で定めている事業所が54.3%と最も多く、次いで労働協約と就業規則で定めている事業所が15.6%となっている(第10表)。

(注) 生理休暇の請求については、生理日の就業が著しく困難な女子及び生理に有害な業務に従事する女子に認められていたが、労働基準法の改正により、生理に有害な業務に係る部分が削除され、生理日の就業が著しく困難な女子のみに対する措置とされた(昭和61年4月1日施行)。

ロ 休暇中の賃金

休暇中の賃金を有給とする事業所は55.8%である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(96.3%)の事業所で最も高く、次いで金融・保険業(91.3%)、不動産業(77.6%)、サービス業(68.9%)、運輸・通信業(64.2%)の順に高くなっている。

規模別にみると、事業所規模が大きくなるにしたがって有給とする事業所の割合が高くなっている。

また、有給とする事業所についてその日数をみると、必要とする日数を有給とする事業所が38.8%と最も多い。

3 労働基準法上の保護の状況

(1) 産前産後休業の取得

イ 産前休業

産前休業を取得した女子労働者(単胎妊娠の場合)の1人当たり平均休業日数は37.0日である。産業別にみると、サービス業(41.9日)、運輸・通信業(38.3日)で長くなっている。

事業所規模別には、500人以上規模(39.2日)の事業所で長い。

1人当たり平均休業日数は、長期的にみるとやや伸びている(第11表)。

休業日数別に産前休業者の割合をみると、休業日数が6週間以内の者が64.1%、6週間を超える者が34.7%である(第4図)。

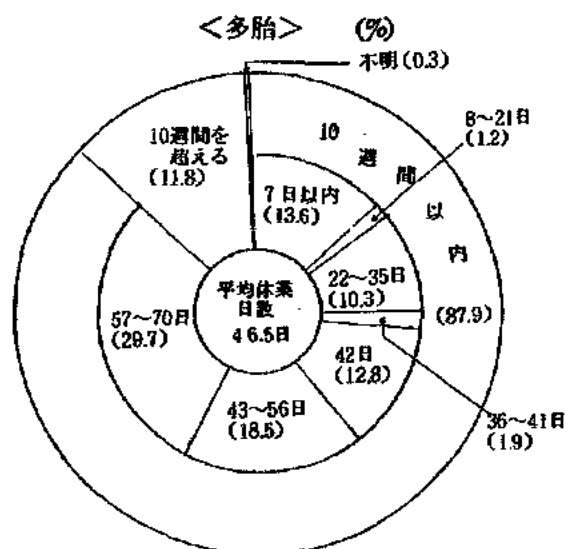
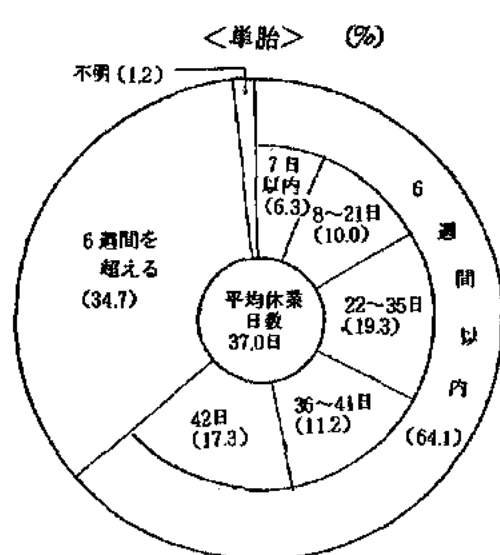
第11表 産業・規模別1人平均産前休業日数の推移

(日)

産 業 ・ 規 模	35 年	40 年	46 年	51 年	56 年	60 年	63 年
計	33.1	34.4	36.4	36.4	38.5	36.4	37.0
鉱 業	27.8	29.9	33.1	28.4	32.1	36.0	34.1
建 設 業	30.8	30.7	29.9	31.8	25.4	28.7	27.8
製 造 業	32.3	35.5	34.9	35.1	35.4	31.8	33.7
電気・ガス・熱供給・水道業	29.0	37.0	36.9	38.6	38.0	33.2	35.1
運 輸 ・ 通 信 業	35.3	37.8	43.4	40.2	42.0	38.1	38.3
卸売・小売業、飲食店	34.4	38.1	38.9	41.6	37.0	38.4	33.0
金 融 ・ 保 険 業	31.4	35.6	29.7	33.4	35.4	27.3	31.8
不 動 産 業	42.4	38.1	43.8	40.0	41.5	44.2	37.2
サ ー ビ ス 業	33.9	26.0	38.2	36.6	41.5	40.5	41.9
5 0 0 人 以 上	33.9	38.3	37.9	39.6	41.9	40.2	39.2
1 0 0 ～ 4 9 9 人	34.1	32.4	37.4	37.5	37.6	35.0	36.7
3 0 ～ 9 9 人	30.9	32.6	33.3	33.1	37.9	36.3	36.5

注) 63年は単胎のみの日数である。

第4図 休業日数別産前休業者数の割合



事業所が定めている休業期間別に産前休業取得状況をみると、休業期間を6週間と定めている事業所における1人当たり平均休業日数は34.7日であり、6週間を超えて休業した者の割合は24.5%である。休業期間を6週間より長く定めている事業所における1人当たり平均休業日数は46.9日、6週間を超えて休業した者の割合は74.6%である（第12表）。

なお、多胎妊娠の場合の1人当たり平均産前休業日数は46.5日である（第4図）。

第12表 事業所の休業規定の内容、休業日数別産前休業者数の割合等（単胎）

(%)

事業所の定める 産前休業期間	計	6週間以内の者						6週間を超える者	休業日数不明	1人当たり平均産前休業日数(日)
		小計	7日以内	8日 21日	22日 35日	36日 41日	42日			
計	100.0	64.1	6.3	10.0	19.3	11.2	17.3	34.7	1.2	37.0
6週間を超えない者	100.0	74.2	6.2	12.5	22.5	12.6	20.4	24.5	1.3	34.7
6週間を超える者	100.0	24.8	2.4	2.0	8.7	6.0	5.8	74.6	0.5	46.9
通算	100.0	75.9	27.2	5.5	14.9	10.4	18.0	22.9	1.2	31.1

□ 産後休業

産後休業を取得した女子労働者（単胎出産の場合）の1人当たり平均休業日数は56.0日である（第13表）。

休業日数別に産後休業者の割合をみると、休業日数が8週間以内の者の割合は81.7%、8週間を超える者の割合は14.4%である（第5図）。

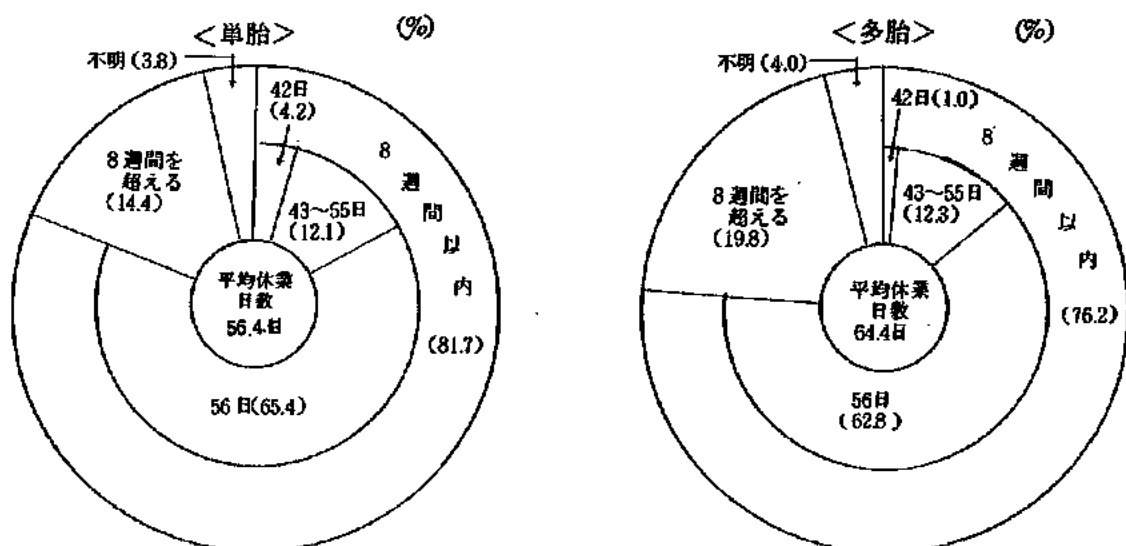
第13表 産業・規模別1人平均産後休業日数の推移

(日)

産業・規模	35年	40年	46年	51年	56年	60年	63年
計	46.3	46.4	46.6	48.7	48.8	49.7	56.0
鉱業・採石業	44.2	40.8	42.7	45.6	42.6	45.9	56.7
製造業	48.4	43.2	45.8	47.4	47.5	46.3	55.7
電気・ガス・熱供給・水道業	46.8	47.4	47.4	48.7	48.5	47.0	55.6
運輸・郵便業	43.4	42.8	47.8	47.9	48.1	49.7	56.2
卸売・小売業	46.7	45.1	44.2	48.6	53.7	56.0	55.5
金融・保険業	49.8	48.5	48.9	48.4	45.1	49.0	55.6
不動産業	43.4	52.2	43.5	48.8	49.4	49.2	54.9
サービス業	44.0	52.1	42.5	47.6	52.6	47.4	54.5
その他	43.6	42.7	45.0	48.9	49.2	51.3	56.8
500人以上	44.7	45.7	44.5	48.8	51.1	50.7	55.3
100人～499人	46.3	46.3	46.7	48.4	46.8	47.2	56.2
30人～99人	47.8	47.5	48.6	49.1	49.7	51.3	56.2

注) 63年は単胎のみの日数である。

第5図 休業日数別産後休業者数の割合



事業所が定めている休業期間別に産後休業取得状況をみると、休業期間を8週間と定めている事業所における1人当たり平均休業日数は55.6日であり、8週間を超えて休業した者の割合は13.2%である。休業期間を8週間より長く定めている事業所における1人当たり平均休業日数は56.9日、8週間を超えて休業した者の割合は14.4%である。産前産後を通じた休業期間を定めている事業所においては、1人当たり平均休業日数が60.0日と長く、8週間を超えて休業した者の割合も41.8%と高くなっている（第14表）。

なお、多胎出産の場合の1人当たり平均産後休業日数は64.4日である（第5図）。

第14表 事業所の休業規定の内容、休業日数別産後休業者数の割合等（単胎）

(%)

事業所の定める 産後休業期間	計	42 日	43 ~ 55 日	56 日	8週間を超える				休業 日数 不明	1人 平均 産後 休業 日数 (日)
					小 計	57 ~ 63 日	64 ~ 70 日	71 日 超 える		
計	100.0	4.2	12.1	65.4	14.4	6.4	3.0	5.0	3.8	56.0
8週間	100.0	5.3	13.2	65.1	13.2	6.6	2.2	4.5	3.2	55.6
8週間を超える	100.0	0.7	8.9	71.2	14.4	4.3	6.4	3.7	4.8	56.9
通算制	100.0	2.7	7.6	36.0	41.8	15.5	2.2	24.0	11.8	60.0

(2) 妊娠中の軽易業務転換

妊娠中の女子（出産者及び出産前に退職した者の合計）のうち軽易業務に転換した者は4.5 %である。産業別にみると、製造業（7.0 %）、卸売・小売業、飲食店（6.9 %）及び不動産業（6.0 %）で軽易業務転換者の割合が高い。

事業所規模別にみると30～99人規模（5.5 %）でやや高くなっている（第15表）。

軽易業務に転換した者を転換時期別にみると、妊娠16週未満で6割以上の者が転換している（第16表）。

第15表 産業・規模別妊娠中の軽易業務転換者数の割合の推移

(%)

産 業 ・ 規 模	35 年	40 年	46 年	51 年	56 年	60 年	63 年
計	8.9	12.4	10.9	11.3	5.7	3.9	4.5
鉱建業	3.6	4.1	1.3	—	—	—	—
製造業	21.7	—	4.9	3.4	2.9	—	0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	10.4	11.8	11.3	14.8	9.3	7.1	7.0
運輸・郵便業	0.6	2.2	0.7	—	—	0.4	—
卸売・小売業	9.0	19.7	20.5	17.2	5.4	6.1	5.1
飲食店	2.1	9.2	2.5	7.6	7.5	4.2	6.9
保険業	2.7	0.4	1.7	4.0	1.8	0.9	0.1
不動産業	—	—	2.7	—	—	3.5	6.0
その他	8.5	13.9	13.4	8.0	3.2	1.7	3.7
500人以上	6.2	8.7	6.8	9.1	4.1	4.6	3.6
100～499人	8.0	13.8	12.7	11.5	6.0	3.9	3.6
30～99人	12.2	14.0	12.2	12.1	6.2	3.5	5.5

第16表 産業・規模、転換時期別軽易業務転換者数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	計	妊 娠 16週未満	16週以上 28週未満	28週以後
計	100.0	62.7	19.9	17.4
製造業	100.0	43.8	22.2	34.0
運輸・郵便業	100.0	100.0	—	—
卸売・小売業	100.0	95.7	1.4	3.0
飲食店	100.0	72.9	25.9	1.2
500人以上	100.0	61.7	24.2	14.1
100～499人	100.0	53.1	24.9	22.1
30～99人	100.0	67.3	16.6	16.1

注）産業別は主要産業を掲げた。ただし計には全産業が含まれている。

(3) 育児時間の請求

出産者で出産後も引き続き勤務している者のうち育児時間を請求した者の割合は27.6%である。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（69.0%）、運輸・通信業（49.6%）で育児時間請求者の割合が高く、建設業（13.5%）、製造業（17.3%）、不動産業（20.4%）で低い（第17表）。

育児時間請求者について請求時間をみると、1日2回各30分の者が40.2%と最も多く、次いで1日1回まとめて60分の者が27.6%、1日2回各45分の者が11.2%、1日1回まとめて90分の者が3.4%となっている（第18表）。

第17表 産業・規模別育児時間請求者数の割合の推移

(%)

産 業 ・ 規 模	35 年	40 年	46 年	51 年	56 年	60 年	63 年
計	39.5	28.8	24.2	22.7	27.5	25.4	27.6
鉱 産 業	43.6	45.4	14.9	20.3	*	33.3	27.7
建設業	37.2	9.8	24.9	10.6	22.7	14.3	13.5
製造業	30.4	16.6	14.2	11.5	12.6	13.8	17.3
電気・ガス・熱供給・水道業	18.7	15.9	22.9	30.2	48.8	68.2	69.0
運輸・通信業	69.3	67.5	73.2	63.6	65.0	36.8	49.6
卸売・小売業	9.1	20.6	15.6	14.0	16.7	24.0	24.6
金融業	36.9	43.2	25.1	32.1	27.5	18.5	44.4
不動産業	21.4	8.9	17.2	8.1	*	20.3	20.4
その他	20.6	26.9	27.3	32.0	36.2	33.2	32.1
500人以上	38.0	37.4	27.9	24.3	27.3	28.3	30.0
100～499人	42.7	22.9	26.2	23.8	31.8	26.7	23.6
30～99人	36.5	29.1	17.5	20.0	23.7	23.4	29.8

第18表 産業・規模、育児時間請求時間別育児時間請求者数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	計	1日2回 各30分の者	1日2回 各45分の者	1日1回 まとめて60分の者	1日1回 まとめて90分の者	その他
計	100.0	40.2	11.2	27.6	3.4	17.6
鉱 産 業	*	*	*	*	*	*
建設業	100.0	75.7	—	24.3	—	—
製造業	100.0	46.5	3.3	28.5	2.4	19.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	59.9	2.6	36.0	1.4	—
運輸・通信業	100.0	14.3	82.0	—	—	3.7
卸売・小売業	100.0	45.5	6.0	33.3	0.9	14.4
金融業	100.0	22.7	33.2	8.0	—	36.0
不動産業	100.0	73.9	—	15.0	—	11.0
その他	100.0	41.2	5.4	32.0	5.1	16.4
500人以上	100.0	38.5	8.0	36.0	7.0	10.5
100～499人	100.0	50.7	7.7	32.2	1.8	7.5
30～99人	100.0	34.5	14.5	21.6	3.1	26.4

第19表 産業・規模・規模、妊産婦の労働時間等に関する制限の内容別事業所数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模		制 限 を 実 施 し た 事 業 所												
		請求があれば	妊婦の場合の制限項目 (M.A.)						産婦の場合の制限項目 (M.A.)					
			小 計	時間外 労働	休 日 労働	深夜業	変形労働 時間の適用	小 計	時間外 労働	休 日 労働	深夜業	変形労働 時間の適用		
計		12.3(100.0)	(33.3)	(32.6)	(26.3)	(18.6)	(20.9)	(4.9)	(21.5)	(16.1)	(18.4)	(15.1)	(4.1)	
鉱	業	8.2(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
建	業	4.8(100.0)	(33.5)	(33.5)	(33.5)	(6.5)	(6.5)	(0.2)	(2.7)	(2.7)	(2.5)	(2.5)	(-)	
製	業	13.7(100.0)	(26.9)	(26.4)	(25.6)	(15.2)	(11.9)	(1.5)	(18.1)	(17.2)	(10.8)	(8.7)	(1.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	業	14.7(100.0)	(22.4)	(16.1)	(16.1)	(15.4)	(6.5)	(-)	(15.8)	(15.5)	(8.9)	(2.1)	(-)	
運 輸 ・ 通 信 業	業	5.8(100.0)	(22.5)	(22.5)	(14.3)	(14.1)	(14.6)	(7.9)	(22.2)	(14.1)	(14.1)	(14.6)	(7.9)	
卸売・小売業、飲食店	業	6.7(100.0)	(26.3)	(26.3)	(25.1)	(7.2)	(6.1)	(0.5)	(12.7)	(12.5)	(2.7)	(1.5)	(0.2)	
金 融 ・ 保 険 業	業	14.1(100.0)	(49.3)	(49.3)	(41.8)	(41.8)	(24.9)	(0.9)	(33.5)	(18.6)	(33.5)	(25.0)	(0.9)	
不 動 産 業	業	9.2(100.0)	(51.1)	(51.1)	(51.1)	(22.5)	(20.1)	(-)	(12.0)	(12.0)	(12.0)	(9.5)	(-)	
サ ー ビ ス 業	業	19.2(100.0)	(38.5)	(37.4)	(25.5)	(21.5)	(32.7)	(9.3)	(25.7)	(17.0)	(15.5)	(22.9)	(7.9)	
5 0 0 人 以 上	人	48.0(100.0)	(39.1)	(37.1)	(31.9)	(23.7)	(24.2)	(5.7)	(29.4)	(23.9)	(18.0)	(19.4)	(3.9)	
1 0 0 ～ 4 9 9 人	人	22.2(100.0)	(35.3)	(34.5)	(26.6)	(18.8)	(22.3)	(4.5)	(22.7)	(16.2)	(11.7)	(14.2)	(2.4)	
3 0 ～ 9 9 人	人	9.5(100.0)	(31.7)	(31.2)	(25.7)	(18.0)	(19.8)	(5.0)	(20.1)	(15.3)	(13.8)	(15.1)	(5.0)	

(4) 妊産婦の労働時間等に関する制限

請求があれば時間外労働等をさせてはならない妊産婦（出産者及出産前に退職した者の合計）に該当する女子労働者がいた事業所は12.3%である。産業別にみると、サービス業（19.2%）、電気・ガス・熱供給・水道業（14.7%）、金融・保険業（14.1%）で高い。

事業所規模別には500人以上規模（46.0%）で高くなっている（第19表）。

上記の妊産婦がいた事業所のうち時間外労働等の制限を実施した事業所の割合は33.3%であり、妊婦の場合に実施した事業所は32.6%、産婦の場合に実施した事業所は21.5%である。制限した内容は、いずれの場合も時間外労働の制限が最も多い。

(5) 生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求

女子労働者のうち生理日の就業が著しく困難な女子で昭和63年中に休暇を請求した者は6.0%である。この割合は近年低下傾向にある。産業別にみると、運輸・通信業（30.5%）で高いが、他産業ではいずれも10%に満たない（第20表）。

請求者について請求状況をみると、1人当り年間平均休暇回数は4.8回、1人1回当り平均休暇日数は1.2日となっており、これらも近年低下傾向にある（第7図）。

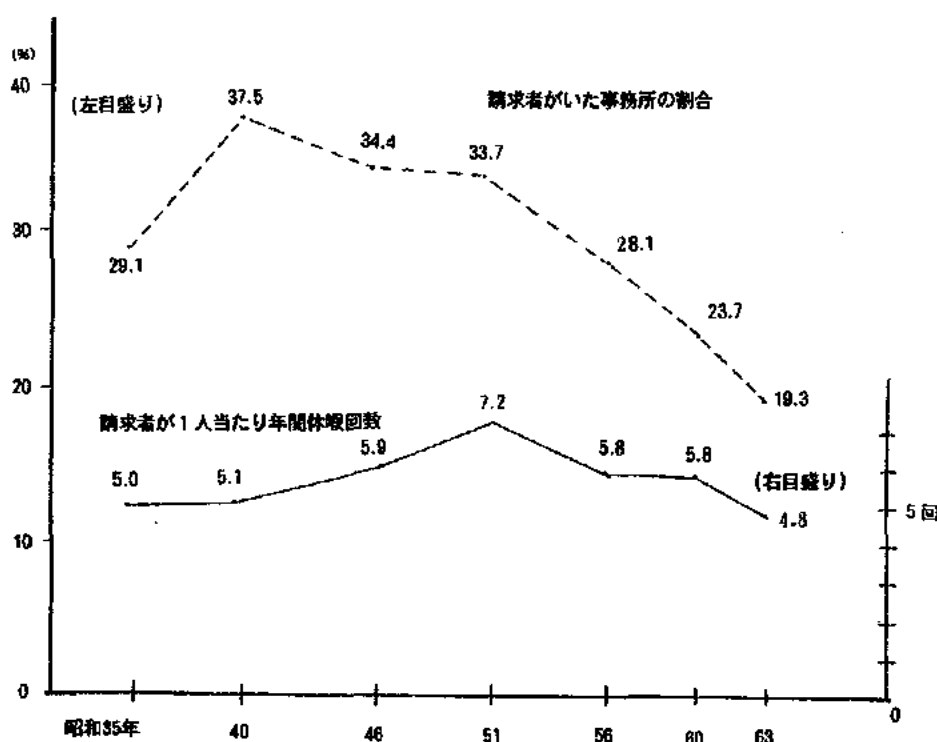
なお、調査対象事業所のうち休暇請求者がいた事業所の割合は19.3%である。

第20表 産業・規模別生理日の就業が著しく困難な女子の休暇請求者数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	35年	40年	46年	51年	56年	60年	63年
計	19.7	26.2	22.8	16.6	13.4	9.2	6.0
鉱 業	10.7	14.1	20.0	15.6	11.6	15.3	8.2
建 設 業	13.6	9.4	11.5	12.9	12.8	10.5	4.8
製 造 業	18.4	26.0	25.1	16.1	11.8	8.6	5.6
電気・ガス・熱供給・水道業	24.1	21.3	20.8	23.4	14.5	8.6	7.6
運 輸 ・ 通 信 業	48.8	54.1	52.8	45.1	48.2	30.9	30.5
卸 売 ・ 小 売 業、飲食店	15.5	20.6	15.6	12.9	11.1	4.7	3.3
金 融 ・ 保 険 業	10.6	20.1	11.4	14.1	8.7	4.1	4.9
不 動 産 業	20.5	18.4	17.7	16.7	18.0	11.1	9.7
サ ー ビ ス 業	9.0	15.9	11.7	15.0	13.3	11.3	5.5
500人以上	29.4	39.4	30.9	25.5	18.5	12.2	7.9
100～499人	21.1	26.4	27.4	19.3	17.7	10.2	8.0
30～99人	10.3	14.9	12.2	10.0	8.6	7.6	4.0

第7図 生理日の就業が著しく困難な女子の休暇請求状況の推移



4 男女雇用機会均等法に基づく措置等の規定状況

(1) 妊娠中及び出産後の通院休暇制度

妊娠中及び出産後の通院休暇制度（以下「通院休暇」という。）を有している事業所（注）は27.4%である。産業別にみると、サービス業（50.4%）、電気・ガス・熱供給・水道業（40.7%）でその割合が高い。

事業所規模別には、500人以上規模（35.5%）で制度を有している事業所の割合が高い（第21表）。

また、通院休暇制度を有する事業所について休暇回数をみると、厚生省が定めている「健康診査・保健指導基準」とおり定めている事業所が68.5%と最も多い。

（注） 制度を有している事業所とは、制度又は慣行として確立している事業所をいう。以下、制度を有している事業所について同じ。

第21表 産業・規模別妊娠中及び出産後の通院休暇制度及び

妊娠障害休暇制度有りの事業所数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	妊 娠 中 及 び 出 産 後 の 通 院 休 暇 制 度			妊 娠 障 害 休 暇 制 度 有 り
	制 度 有 り	休 暇 回 数		
		健 康 診 査 ・ 保 健 指 導 基 準	そ の 他	
計	27.4 (100.0)	(68.5)	(31.5)	19.1
鉱 業	4.7 (*)	(*)	(*)	6.2
建 設 業	16.6 (100.0)	(62.8)	(37.2)	9.8
製 造 業	16.0 (100.0)	(56.6)	(43.4)	12.7
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	40.7 (100.0)	(64.3)	(35.7)	20.3
運 輸 ・ 通 信 業	33.1 (100.0)	(73.5)	(26.5)	12.9
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店	15.7 (100.0)	(67.5)	(32.5)	12.7
金 融 ・ 保 険 業	17.7 (100.0)	(55.4)	(44.6)	9.8
不 動 産 業	16.9 (100.0)	(76.1)	(23.9)	13.1
サ ー ビ ス 業	50.4 (100.0)	(72.9)	(27.1)	37.8
500 人 以 上	35.5 (100.0)	(40.7)	(59.3)	21.7
100 ～ 499 人	28.8 (100.0)	(68.2)	(31.8)	18.4
30 ～ 99 人	27.0 (100.0)	(69.3)	(30.7)	19.2

(2) 妊娠障害休暇制度

妊娠障害休暇制度を有する事業所は19.1%である。産業別にみると、サービス業（37.8%）でその割合が高い。

事業所規模別にみると、500人以上規模（21.7%）で高くなっている（第21表）。

(3) 妊婦の通勤緩和措置

妊婦の通勤緩和措置を実施している事業所は24.3%である。産業別にみると、サービス業（46.0%）、電気・ガス・熱供給・水道業（37.6%）、金融・保険業（35.6%）で実施している事業所の割合が高い。

事業所規模別には、500人以上規模（40.1%）で高くなっている（第22表）。

第22表 産業・規模、妊婦の通勤緩和措置の内容別事業所数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	措 置 有 り	勤 務 時 間 の 短 縮				
		な し 〔時差出勤 の み〕	有 り (1日の短縮時間)			
			小 計	30分 以内	31～ 60分	61分 以上
計	24.3 (100.0)	(43.3)	(56.7)	(5.1)	(45.8)	(5.0)
鉱 業	5.8 (＊)	(＊)	(＊)	(＊)	(＊)	(＊)
建 設 業	8.1 (100.0)	(73.4)	(26.6)	(15.8)	(5.2)	(－)
製 造 業	13.5 (100.0)	(74.1)	(25.9)	(3.1)	(13.3)	(6.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	37.6 (100.0)	(28.9)	(71.1)	(1.8)	(67.3)	(1.2)
運 輸 ・ 通 信 業	24.9 (100.0)	(37.8)	(62.2)	(－)	(56.7)	(5.6)
卸売・小売業、飲食店	11.5 (100.0)	(75.8)	(24.2)	(－)	(14.2)	(10.0)
金 融 ・ 保 険 業	35.6 (100.0)	(48.4)	(51.6)	(33.6)	(8.8)	(9.2)
不 動 産 業	20.0 (100.0)	(32.0)	(68.0)	(6.0)	(49.9)	(12.1)
サ ー ビ ス 業	46.0 (100.0)	(27.4)	(72.6)	(2.2)	(67.0)	(3.2)
500 人 以 上	40.1 (100.0)	(58.0)	(42.0)	(4.4)	(28.8)	(7.5)
100 ～ 499 人	26.3 (100.0)	(49.4)	(50.6)	(3.6)	(41.1)	(4.7)
30 ～ 99 人	23.5 (100.0)	(41.3)	(58.7)	(5.4)	(47.5)	(5.0)

妊婦の通勤緩和措置を実施している事業所についてその内容をみると、勤務時間の短縮を伴う措置を実施している事業所が56.7%と半数以上を占め、短縮時間は31～60分とする事業所が45.8%と最も多くなっている。また、地域別にみると、東京では勤務時間の短縮を伴う措置を実施している事業所の割合(64.7%)及び1日の短縮時間を61分以上とする割合(13.5%)が他の地域に比べ高い(第23表)。

(4) 育児休業制度

育児休業制度を有する事業所は19.2%である。産業別にみると、サービス業(42.1%)、電気・ガス・熱供給・水道業(22.7%)で制度を有する事業所の割合が高い。

事業所規模別には、500人以上規模(25.3%)で高くなっている(第24表)。

なお、育児休業制度の適用をうける女子労働者の割合は女子労働者全体の23.5%である。

第23表 地域、妊婦の通勤緩和措置の内容別事業所数の割合

(%)

地 域	措 置 有 り	勤 務 時 間 の 短 縮				
		な し 〔時差出勤 の 見〕	有 り (1日の短縮時間)			
			小 計	30分 以 内	31～ 60分	61分 以 上
計	24.3 (100.0)	(43.3)	(56.7)	(5.1)	(45.8)	(5.0)
東 京	22.7 (100.0)	(35.3)	(64.7)	(3.8)	(44.4)	(13.5)
大 阪	25.2 (100.0)	(46.2)	(53.8)	(16.1)	(36.6)	(1.1)
その他の地域	24.5 (100.0)	(44.4)	(55.6)	(4.1)	(47.1)	(4.0)

第24表 産業・規模別育児休業制度有りの事業所数の割合
(%)

産 業 ・ 規 模	制 度 有 り
計	19.2 (23.5)
鉱 業	3.3
建 設 業	4.3
製 造 業	9.5
電気・ガス・熱供給・水道業	22.7
運 輸 ・ 通 信 業	16.3
卸売・小売業、飲食店	10.2
金 融 ・ 保 険 業	16.2
不 動 産 業	7.8
サ ー ビ ス 業	42.1
500 人 以 上	25.3
100 ～ 499 人	18.0
30 ～ 99 人	19.4

注) () 内の数字は、制度の適用を受ける女子労働

者数の割合 $\left(\frac{\text{育児休業制度有りの事業所の女子労働者数}}{\text{全女子労働者数}} \times 100 \right)$
である。

(5) 女子再雇用制度

女子再雇用制度を有する事業所は16.6%である。産業別にみると、卸売・小売業、飲食店 (22.8

%)、製造業(18.8%)で制度を有する事業所の割合が高い。

事業所規模別にみると、事業所規模が大きくなるにしたがって高くなっている(第25表)。

第25表 産業・規模別女子再雇用制度有りの事業所数の割合

		(%)
産 業 ・ 規 模	制 度 有 り	
計	16.6	
鉱 業	8.4	
建 設 業	7.1	
製 造 業	18.8	
電気・ガス・熱供給・水道業	3.0	
運 輸 ・ 通 信 業	8.0	
卸売・小売業、飲食店	22.8	
金 融 ・ 保 険 業	15.8	
不 動 産 業	6.0	
サ ー ビ ス 業	16.9	
500 人 以 上	19.7	
100 ～ 499 人	17.7	
30 ～ 99 人	16.3	

(6) 介護休暇制度

介護休暇制度を有する事業所は13.6%である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(26.5%)、サービス業(25.6%)、金融・保険業(14.8%)の事業所で高くなっている(第26表)。

その内容をみると、制度の適用範囲については男女とも適用される事業所が96.2%とほとんどを占め、休暇日数については最高付与日数を決めている事業所が46.1%と最も多い。

(7) 配偶者出産休暇

配偶者が出産した場合の休暇制度を有する事業所は63.1%である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(95.4%)、サービス業(75.2%)で制度を有する事業所の割合が高い。

事業所規模別には、500人以上規模(77.5%)で高くなっている。

また、休暇日数をみると、2日とする事業所が49.5%と約半数を占めている(第27表)。

第26表 産業・規模、制度の内容別介護休暇制度有りの事業所数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	制度有り	適 用 範 囲		休 暇 日 数		
		女子のみ	男女とも	最高付与 日数を決 めて付与	必要日数 を 付 与	その他
計	13.6 (100.0)	(3.8)	(96.2)	(46.1)	(23.7)	(30.1)
鉱 業	4.7 (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
建 設 業	14.6 (100.0)	(15.9)	(84.1)	(31.9)	(51.3)	(16.8)
製 造 業	6.2 (100.0)	(15.3)	(84.7)	(18.8)	(54.6)	(26.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	26.5 (100.0)	(-)	(100.0)	(61.3)	(2.6)	(36.1)
運 輸 ・ 通 信 業	11.0 (100.0)	(-)	(100.0)	(12.3)	(29.2)	(58.4)
卸売・小売業、飲食店	8.3 (100.0)	(0.7)	(99.3)	(13.1)	(39.2)	(47.7)
金 融 ・ 保 険 業	14.8 (100.0)	(7.1)	(92.9)	(8.8)	(15.1)	(76.1)
不 動 産 業	4.1 (100.0)	(-)	(100.0)	(48.8)	(29.6)	(21.6)
サ ー ビ ス 業	25.6 (100.0)	(-)	(100.0)	(73.3)	(8.9)	(17.9)
500 人 以 上	13.6 (100.0)	(2.5)	(97.5)	(36.7)	(6.6)	(56.7)
100 ～ 499 人	11.0 (100.0)	(4.9)	(95.1)	(40.2)	(20.3)	(39.5)
30 ～ 99 人	14.2 (100.0)	(3.6)	(96.4)	(47.2)	(24.6)	(28.1)

第27表 産業・規模、休暇日数別配偶者出産休暇制度有りの事業所数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	制度有り	休 暇 日 数				
		1 日	2 日	3 日	4 ～ 6 日	7 日以上
計	63.1 (100.0)	(15.6)	(49.5)	(29.1)	(3.8)	(1.7)
鉱 業	56.3 (100.0)	(14.9)	(18.9)	(61.1)	(2.6)	(2.6)
建 設 業	46.6 (100.0)	(10.5)	(64.0)	(17.3)	(5.0)	(0.5)
製 造 業	59.1 (100.0)	(28.0)	(44.7)	(23.2)	(3.2)	(0.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	95.4 (100.0)	(1.9)	(70.4)	(18.7)	(8.3)	(0.3)
運 輸 ・ 通 信 業	55.4 (100.0)	(9.0)	(52.1)	(27.8)	(5.1)	(5.6)
卸売・小売業、飲食店	60.6 (100.0)	(16.1)	(62.5)	(18.9)	(2.1)	(-)
金 融 ・ 保 険 業	65.1 (100.0)	(7.2)	(37.8)	(48.4)	(5.4)	(1.2)
不 動 産 業	62.1 (100.0)	(14.4)	(36.0)	(41.0)	(7.3)	(1.4)
サ ー ビ ス 業	75.2 (100.0)	(10.4)	(44.5)	(38.5)	(4.0)	(2.7)
500 人 以 上	77.5 (100.0)	(9.7)	(51.1)	(31.2)	(4.5)	(3.6)
100 ～ 499 人	68.0 (100.0)	(15.3)	(51.5)	(26.7)	(3.9)	(2.1)
30 ～ 99 人	61.7 (100.0)	(15.8)	(49.0)	(29.6)	(3.7)	(1.6)

Ⅲ 付 属 統 計 表

統計表利用上の注意

- 1 該当する事項が0の場合「－」で表示した。
- 2 「＊」の欄は、分母が小さいため計算していない箇所である。

目 次

第 1 表	産業、規模別女子常用労働者数の割合及び有夫者数の割合	34
第 2 表	産業、規模別女子常用労働者に占める出産者数の割合及び 有夫者に占める出産者数の割合	36
第 3 表	産業、規模別妊娠又は出産による退職者数の割合	38
第 4 表	産業、規模、産前産後休業制度の根拠及び内容別事業所数の割合	42
第 5 表	産業、規模、育児時間制度の根拠及び内容別事業所数の割合	58
第 6 表	産業、規模、妊産婦の労働時間等に関する制限制度規定根拠別事業所数の割合 (時間外労働、休日労働、深夜業)	66
第 7 表	産業、規模、生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置の根拠 及び内容別事業所数の割合	78
第 8 表	産業、規模、休業日数別産前休業者数の割合(単胎)	86
第 9 表	産業、規模、休業日数別産後休業者数の割合(単胎)	94
第 10 表	産業、規模、妊産婦の労働時間等に関する制限の実施状況別事業所数の割合	102
第 11 表	産業、規模別生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求状況	110
第 12 表	産業、規模別妊娠及び出産後の通院休暇制度有りの事業所数の割合	114
第 13 表	産業、規模別妊婦の通勤緩和措置有りの事業所数の割合	116
第 14 表	産業、規模別妊娠障害休暇制度有りの事業所数の割合	120
第 15 表	産業、規模別育児休業制度有りの事業所数の割合	121
第 16 表	産業、規模別女子再雇用制度有りの事業所数の割合	122
第 17 表	産業、規模別介護休暇制度有りの事業所数の割合	123

第1表 産業、規模別女子常用労

産 業	業	全常用労働者に占める女子常用労働者数の割合			
		規 模 計	500人以上	100~ 499人	30~99人
産 業 計		33.4	24.8	34.0	36.4
D 鉱 業		8.8	4.9	9.3	12.5
E 建 設 業		12.6	13.5	11.4	13.1
F 製 造 業 (計)		31.9	18.9	35.3	40.6
12.13	食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	51.5	39.6	54.5	51.7
14	織 維 工 業	55.2	44.9	53.9	59.1
15	衣類・その他の繊維製品製造業	80.5	66.3	82.9	79.7
16	木材・木製品製造業（家具を除く）	29.4	12.2	21.2	34.9
17	家具・装備品製造業	26.6	18.9	24.6	29.0
18	パルプ・紙・紙加工品製造業	26.6	12.0	23.8	35.4
19	出版・印刷・同関連産業	24.7	16.9	21.7	30.1
20	化 学 工 業	19.9	17.3	21.2	21.7
21	石油製品・石炭製品製造業	11.0	9.5	11.3	15.1
23	ゴ ム 製 品 製 造 業	27.1	13.2	34.3	44.3
24	なめし革・同製品・毛皮製造業	49.2	14.2	40.7	54.7
25	窯業・土石製品製造業	20.5	16.4	20.3	22.1
26	鉄 鋼 業	7.6	5.2	7.7	14.6
27	非 鉄 金 属 製 造 業	19.5	11.4	18.1	32.5
28	金 属 製 品 製 造 業	23.5	24.4	21.6	24.6
29	一 般 機 械 器 具 製 造 業	15.8	11.0	19.4	16.3
30	電 気 機 械 器 具 製 造 業	41.4	29.8	45.0	57.8
31	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	13.4	7.5	23.1	25.4
32	精 密 機 械 器 具 製 造 業	40.9	32.0	45.2	45.9
22・33・34	プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	35.2	26.9	31.4	40.9
G	電 気・ガ ス・熱供給・水道業	12.1	12.3	12.1	12.0
H	運 輸 ・ 通 信 業	10.7	17.2	11.3	8.6
I	卸 売・小売業、飲食店（計）	41.1	40.4	39.8	42.0
49~52	卸 売 業	27.4	31.2	27.7	26.2
53~58	小 売 業	56.4	55.3	53.1	58.4
59~60	飲 食 店	51.1	60.0	50.8	51.1
J	金 融 ・ 保 險 業	48.1	34.8	41.5	54.9
K	不 動 産 業	25.0	14.0	27.6	24.2
L	サ ー ビ ス 業 (計)	44.1	41.0	47.5	42.5
73	旅館・その他の宿泊所	44.9	32.1	43.9	49.5
77~78	映 画 業、 娯 楽 業	51.7	42.1	56.7	47.9
87	医 療 業	74.9	67.3	75.7	79.3
91	教 育 業	35.4	28.9	26.5	38.5
92	社 会 保 険、 社 会 福 祉	57.9	49.9	56.6	58.7
	そ の 他 の サ ー ビ ス 業	33.0	19.7	36.1	32.9

働者数の割合及び有夫者数の割合

(%)

女子常用労働者に占める有夫者数の割合				
規 模 計	500人以上	100～499人	30～99人	
52.9	34.4	51.4	59.3	
47.9	29.9	31.8	64.0	
45.7	11.5	37.7	52.7	
61.7	40.6	61.2	71.6	
74.4	51.1	73.5	80.4	
54.3	35.2	41.4	70.3	
69.9	34.5	67.0	72.9	
78.0	44.4	70.1	81.2	
65.5	49.6	64.2	67.4	
60.5	51.8	57.1	63.7	
36.5	41.7	35.6	35.9	
42.8	37.2	41.2	54.3	
25.1	21.8	19.8	44.1	
65.1	44.5	70.2	71.8	
75.6	—	68.9	78.8	
61.1	36.0	64.3	65.6	
40.6	26.6	36.9	58.8	
60.7	37.9	54.9	76.6	
61.3	59.2	55.7	65.8	
53.2	42.3	52.5	61.5	
61.5	39.5	66.2	77.4	
56.6	34.2	66.4	72.5	
60.2	41.9	61.6	73.4	
63.5	52.0	53.8	72.3	
48.2	23.4	50.7	57.9	
59.0	66.8	66.0	45.4	
43.2	16.5	37.3	52.0	
25.3	8.1	17.3	36.0	
55.0	23.9	49.1	64.3	
36.2	51.4	42.8	35.1	
42.5	12.4	29.9	52.4	
33.2	8.7	37.1	31.3	
51.9	38.0	48.9	57.3	
36.6	16.8	34.1	42.5	
64.8	26.9	68.7	65.7	
51.4	41.6	54.2	52.9	
61.1	41.4	47.5	65.4	
54.5	51.0	56.2	54.2	
45.5	26.0	40.3	52.3	

第2表 産業、規模別女子常用労働者に占める出産者数

産 業	規 模 計			500 人 以 上	
	出産者有り 事業所数/ 全事業所数	出産者数/ 女子常用労 働 者 数	出産者数/ 有夫者数	出産者有り 事業所数/ 全事業所数	出産者数/ 女子常用労 働 者 数
産 業 計	23.8	1.8	3.4	64.1	2.1
D 鉱 業	7.3	1.5	3.1	33.3	3.4
E 建 設 業	11.3	1.4	3.1	40.1	0.6
F 製 造 業 (計)	21.6	1.6	2.5	65.6	2.4
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	15.5	0.5	0.7	51.6	1.1
14 繊 維 工 業	25.8	0.9	1.7	48.9	0.9
15 衣類・その他の繊維製品製造業	38.4	2.1	3.0	100.0	3.3
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	8.8	0.5	0.6	50.0	0.7
17 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	8.6	0.6	0.9	60.0	1.0
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	15.1	0.9	1.5	41.7	1.6
19 出版・印刷・同関連産業	11.1	0.8	2.2	77.3	1.7
20 化 学 工 業	20.1	1.5	3.6	61.2	2.2
21 石油製品・石炭製品製造業	9.8	1.0	4.1	24.6	1.9
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	17.5	1.0	1.5	44.6	1.5
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	18.5	0.9	1.2	—	—
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	13.4	0.8	1.5	48.7	1.2
26 鉄 鋼 製 造 業	9.5	1.2	2.9	42.2	1.8
27 非 鉄 金 属 製 造 業	19.4	1.4	2.3	34.5	1.2
28 金 属 製 品 製 造 業	16.6	1.5	2.5	65.5	2.7
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	16.1	1.6	3.0	51.5	2.4
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	37.0	2.2	3.7	86.4	2.8
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	19.2	1.4	2.4	62.6	1.7
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	36.1	3.1	5.1	91.9	4.4
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・ その他の製造業	16.3	1.8	2.9	71.3	2.4
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	21.9	2.4	5.1	49.3	1.9
H 運 輸 ・ 通 信 業	10.1	1.4	2.4	31.5	0.9
I 卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店 (計)	15.2	0.8	1.8	73.0	0.9
49~52 卸 売 業	11.1	0.7	2.6	66.6	0.9
53~58 小 売 業	22.0	0.9	1.6	79.8	0.9
59~60 飲 食 店	6.4	0.2	0.7	50.0	0.2
J 金 融 ・ 保 険 業	29.3	2.9	6.8	64.2	1.2
K 不 動 産 業	9.1	0.5	1.4	42.5	0.6
L サ ー ビ ス 業 (計)	40.7	2.5	4.9	77.6	3.1
73 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	10.9	0.3	0.8	9.6	0.1
77~78 映 画 業 ・ 娯 楽 業	11.1	0.4	0.6	76.5	1.3
87 医 療 業	71.2	3.4	6.6	97.9	4.0
91 教 育 業	57.8	4.2	6.9	91.0	2.8
92 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉	51.5	3.5	6.4	100.0	3.9
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	18.5	0.8	1.9	49.8	0.7

の割合及び有夫者に占める出産者数の割合

(%)

出産者数/ 有夫者数	100 ~ 499 人				30 ~ 99 人		
	出産者有り 事業所数/ 全事業所数	出産者数/ 女子常用労 働者数	出産者数/ 有夫者数	出産者数/ 有夫者数	出産者有り 事業所数/ 全事業所数	出産者数/ 女子常用労 働者数	出産者数/ 有夫者数
6.2	33.5	1.6	3.2	3.2	20.9	1.8	3.1
11.3	5.1	0.3	0.9	0.9	6.6	1.3	2.1
5.0	13.9	1.1	3.0	3.0	10.7	1.6	3.1
5.8	34.7	1.7	2.8	2.8	15.9	1.1	1.5
2.2	23.2	0.6	0.8	0.8	12.6	0.4	0.5
2.5	50.3	1.1	2.6	2.6	18.7	0.8	1.1
9.4	68.1	2.7	4.1	4.1	32.9	1.7	2.4
1.6	13.1	0.6	0.9	0.9	8.1	0.4	0.5
2.1	16.4	0.5	0.8	0.8	6.4	0.6	0.9
3.0	21.0	0.9	1.6	1.6	12.9	0.8	1.2
4.1	20.0	1.0	2.7	2.7	7.7	0.6	1.5
5.8	27.1	1.0	2.4	2.4	12.1	1.8	3.3
8.5	13.9	0.5	2.7	2.7	3.1	0.3	0.8
3.4	36.3	0.9	1.3	1.3	9.4	0.8	1.1
—	30.9	1.3	1.8	1.8	16.8	0.8	1.0
3.5	13.5	0.7	1.1	1.1	12.6	1.0	1.5
6.6	13.1	1.0	2.6	2.6	5.5	0.7	1.1
3.1	32.8	2.0	3.7	3.7	12.8	1.0	1.3
4.6	14.6	1.2	2.1	2.1	16.1	1.5	2.2
5.7	33.4	1.6	3.0	3.0	8.9	1.1	1.7
7.0	52.7	2.6	3.9	3.9	26.9	1.3	1.7
5.1	28.1	1.5	2.3	2.3	10.3	0.7	1.0
10.5	61.8	2.7	4.4	4.4	23.1	2.5	3.5
4.7	32.7	3.0	5.5	5.5	11.2	0.9	1.3
8.3	37.6	2.5	4.9	4.9	13.9	2.7	4.6
1.4	18.8	1.6	2.4	2.4	6.8	1.4	3.0
5.4	25.3	0.6	1.6	1.6	13.3	0.8	1.5
11.2	18.9	0.5	3.1	3.1	9.5	0.7	1.8
3.7	33.2	0.7	1.4	1.4	19.8	1.0	1.6
0.3	23.6	0.5	1.2	1.2	5.6	0.2	0.6
9.6	44.9	1.4	4.7	4.7	26.9	3.8	7.2
7.4	25.4	0.5	1.4	1.4	5.4	0.4	1.2
8.2	47.8	2.1	4.3	4.3	38.9	2.8	4.8
0.7	24.2	0.3	1.0	1.0	7.0	0.3	0.6
4.7	19.2	0.3	0.5	0.5	7.6	0.4	0.6
9.7	90.8	3.6	6.6	6.6	59.0	2.8	5.2
6.8	62.4	2.9	6.0	6.0	57.2	4.6	7.0
7.5	84.4	4.5	7.9	7.9	49.0	3.2	6.0
2.6	19.9	0.5	1.2	1.2	17.9	1.2	2.3

第3表 産業、規模別妊娠又は

産 業	業 計	妊産婦に 対する退職者	規 模			出 産
			出 産 前 退 職 者		出 産	
			小 計	産前休業 取得前		産前休業 中
産 業 計		31.4 (100.0)	(55.8)	(49.9)	(5.7)	(44.4)
D 鉱 業		40.8 (100.0)	(45.2)	(45.2)	(-)	(54.8)
E 建 設 業		51.3 (100.0)	(62.1)	(50.8)	(11.3)	(37.8)
F 製 造 業 (計)		35.9 (100.0)	(56.8)	(49.5)	(7.2)	(43.2)
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業		48.3 (100.0)	(64.8)	(38.0)	(26.8)	(35.3)
14 織 維 工 業		34.1 (100.0)	(57.7)	(46.0)	(11.7)	(42.3)
15 衣類・その他の繊維製品製造業		25.9 (100.0)	(34.8)	(26.8)	(7.9)	(65.2)
16 木材・木製品製造業(家具を除く)		60.5 (100.0)	(55.4)	(17.4)	(38.0)	(44.6)
17 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		49.8 (100.0)	(86.3)	(75.2)	(11.2)	(13.7)
18 パルプ・紙・紙加工品製造業		46.6 (100.0)	(39.3)	(39.3)	(-)	(60.7)
19 出版・印刷・同関連産業		52.9 (100.0)	(60.1)	(51.9)	(8.4)	(39.9)
20 化 学 工 業		37.6 (100.0)	(76.9)	(74.4)	(2.5)	(23.1)
21 石油製品・石炭製品製造業		55.1 (100.0)	(79.5)	(79.5)	(-)	(20.5)
23 ゴ ム 製 品 製 造 業		47.2 (100.0)	(60.1)	(59.0)	(1.1)	(39.6)
24 なめし革・同製品・毛皮製造業		14.3 (100.0)	(13.6)	(13.6)	(-)	(86.4)
25 窯業・土石製品製造業		52.2 (100.0)	(73.7)	(67.9)	(6.0)	(26.3)
26 鉄 鋼 製 造 業		56.4 (100.0)	(84.1)	(82.8)	(1.3)	(15.9)
27 非鉄金属製造業		50.8 (100.0)	(60.3)	(54.4)	(5.6)	(39.7)
28 金 属 製 品 製 造 業		34.7 (100.0)	(48.1)	(42.0)	(6.1)	(52.0)
29 一般機械器具製造業		40.2 (100.0)	(68.2)	(56.2)	(12.0)	(31.8)
30 電気機械器具製造業		30.5 (100.0)	(54.7)	(51.3)	(3.4)	(45.3)
31 輸送用機械器具製造業		58.0 (100.0)	(63.9)	(61.2)	(2.8)	(36.1)
32 精密機械器具製造業		33.0 (100.0)	(39.2)	(30.8)	(8.4)	(60.7)
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業		34.3 (100.0)	(56.0)	(53.9)	(2.0)	(44.0)
G 電気・ガス・熱供給・水道業		30.0 (100.0)	(90.3)	(87.6)	(3.0)	(9.7)
H 運 輸 ・ 通 信 業		30.9 (100.0)	(50.9)	(30.4)	(20.6)	(49.1)
I 卸 売・小売業、飲食店(計)		51.5 (100.0)	(61.2)	(56.3)	(4.9)	(38.8)
49~52 卸 売 業		64.0 (100.0)	(60.5)	(54.4)	(6.1)	(39.5)
53~58 小 売 業		41.9 (100.0)	(57.8)	(56.5)	(1.4)	(42.2)
59~60 飲 食 店		81.5 (100.0)	(83.4)	(64.5)	(18.9)	(16.6)
J 金 融 ・ 保 險 業		40.5 (100.0)	(53.5)	(51.1)	(2.5)	(46.5)
K 不 動 産 業		73.2 (100.0)	(82.6)	(82.6)	(-)	(17.4)
L サ ー ビ ス 業(計)		18.7 (100.0)	(49.6)	(45.5)	(4.0)	(50.4)
73 旅館・その他の宿泊所		60.0 (100.0)	(81.1)	(68.9)	(11.9)	(18.9)
77~78 映画業、娯楽業		48.3 (100.0)	(62.4)	(58.1)	(4.3)	(37.6)
87 医 療 業		17.3 (100.0)	(42.1)	(37.2)	(4.9)	(57.9)
91 教 育 業		5.7 (100.0)	(26.4)	(25.5)	(0.8)	(73.6)
92 社会保険、社会福祉		13.6 (100.0)	(58.6)	(48.4)	(10.2)	(41.4)
その他のサービス業		53.0 (100.0)	(59.6)	(57.0)	(2.6)	(40.4)

出産による退職者数の割合

(%)

計		5 0 0 人 以 上						
後 退 職 者		妊産婦に 対する退職者	出 産 前 退 職 者			出 産 後 退 職 者		
産後休業 中	産後休業 後		小 計	産前休業 取得前	産前休業 中	小 計	産後休業 中	産後休業 後
(7.6)	(36.8)	36.5 (100.0)	(70.8)	(65.4)	(5.4)	(29.2)	(5.9)	(23.3)
(-)	(54.8)	50.0 (100.0)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	(-)	(100.0)
(11.2)	(26.6)	74.9 (100.0)	(89.4)	(87.7)	(1.7)	(10.6)	(1.1)	(9.5)
(6.7)	(38.5)	41.2 (100.0)	(67.5)	(63.5)	(4.0)	(32.5)	(5.9)	(26.5)
(3.6)	(31.7)	38.5 (100.0)	(91.9)	(88.7)	(3.2)	(8.1)	(2.0)	(6.0)
(7.3)	(35.0)	44.3 (100.0)	(46.3)	(42.1)	(4.2)	(53.7)	(10.5)	(43.2)
(9.8)	(55.4)	28.1 (100.0)	(30.9)	(27.3)	(3.6)	(69.1)	(14.5)	(54.5)
(1.7)	(43.0)	40.0 (100.0)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(-)	(13.7)	62.5 (100.0)	(100.0)	(90.0)	(10.0)	(-)	(-)	(-)
(28.5)	(31.8)	32.6 (100.0)	(58.6)	(58.6)	(-)	(41.4)	(3.4)	(37.9)
(4.5)	(35.4)	13.0 (100.0)	(44.0)	(40.0)	(4.0)	(56.0)	(8.0)	(48.0)
(2.3)	(20.6)	38.1 (100.0)	(75.0)	(72.0)	(3.0)	(25.3)	(5.1)	(19.9)
(-)	(20.5)	53.3 (100.0)	(75.9)	(75.9)	(-)	(24.1)	(-)	(24.1)
(7.3)	(32.2)	54.2 (100.0)	(56.1)	(55.1)	(0.9)	(43.9)	(0.9)	(43.0)
(4.5)	(81.8)	- (100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(2.1)	(24.0)	47.7 (100.0)	(59.2)	(51.3)	(6.6)	(42.1)	(3.9)	(38.2)
(1.3)	(14.7)	57.0 (100.0)	(89.7)	(87.7)	(2.0)	(10.8)	(2.0)	(8.9)
(2.5)	(37.2)	71.8 (100.0)	(59.6)	(53.9)	(5.6)	(40.4)	(1.1)	(38.3)
(10.5)	(41.4)	31.5 (100.0)	(47.2)	(36.5)	(10.7)	(52.8)	(1.9)	(50.9)
(9.3)	(22.5)	45.8 (100.0)	(66.5)	(60.5)	(6.0)	(33.5)	(0.8)	(32.7)
(8.2)	(37.1)	40.3 (100.0)	(66.5)	(62.6)	(3.9)	(33.5)	(7.1)	(26.4)
(4.0)	(32.0)	59.7 (100.0)	(74.1)	(71.9)	(2.2)	(25.7)	(7.3)	(18.4)
(8.1)	(52.7)	26.6 (100.0)	(59.7)	(55.2)	(4.5)	(40.3)	(6.4)	(33.9)
(0.6)	(43.4)	37.5 (100.0)	(51.9)	(44.2)	(7.8)	(48.8)	(4.7)	(43.4)
(7.3)	(2.4)	44.1 (100.0)	(94.0)	(94.0)	(-)	(6.0)	(4.8)	(1.2)
(7.8)	(41.2)	11.5 (100.0)	(91.7)	(91.7)	(-)	(8.3)	(-)	(8.3)
(17.9)	(20.9)	53.3 (100.0)	(82.8)	(67.7)	(15.1)	(17.2)	(4.9)	(12.3)
(39.5)	(0.0)	43.9 (100.0)	(90.7)	(59.4)	(31.3)	(9.3)	(9.0)	(0.2)
(0.6)	(41.6)	60.8 (100.0)	(77.8)	(72.1)	(5.7)	(22.2)	(2.6)	(19.6)
(13.6)	(3.0)	93.8 (100.0)	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)
(1.2)	(45.3)	55.8 (100.0)	(95.9)	(94.6)	(1.3)	(4.1)	(0.9)	(3.2)
(-)	(17.4)	59.5 (100.0)	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)
(6.3)	(44.2)	18.1 (100.0)	(54.3)	(49.6)	(4.7)	(45.7)	(10.8)	(34.9)
(2.8)	(16.1)	72.7 (100.0)	(76.5)	(76.5)	(-)	(23.5)	(23.5)	(-)
(1.2)	(36.4)	41.1 (100.0)	(47.1)	(39.2)	(7.8)	(52.9)	(7.8)	(45.1)
(8.7)	(49.1)	13.3 (100.0)	(33.0)	(26.4)	(6.6)	(67.0)	(14.6)	(52.5)
(21.4)	(52.2)	12.5 (100.0)	(39.3)	(31.7)	(7.6)	(60.7)	(23.4)	(37.2)
(6.2)	(35.2)	16.9 (100.0)	(83.3)	(76.7)	(6.7)	(16.7)	(-)	(16.7)
(0.1)	(40.3)	65.6 (100.0)	(95.7)	(95.7)	(-)	(4.3)	(0.8)	(3.2)

第3表 産業、規模別妊娠又は

産業	妊産婦に 対する退職者	100 ~ 499			出 産
		出 産 前 退 職 者			
		小 計	産前休業 取得前	産前休業 中	小 計
産業計	31.2 (100.0)	(63.2)	(58.4)	(4.8)	(36.8)
D 鉱業	87.7 (*)	(*)	(*)	(*)	(*)
E 建設業	49.6 (100.0)	(85.4)	(85.4)	(-)	(14.6)
F 製造業 (計)	32.3 (100.0)	(50.5)	(44.5)	(6.0)	(49.5)
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	47.1 (100.0)	(55.2)	(39.6)	(15.6)	(44.8)
14 繊維工業	30.6 (100.0)	(51.5)	(48.2)	(3.3)	(48.2)
15 衣類・その他の繊維製品製造業	21.7 (100.0)	(47.1)	(39.0)	(8.1)	(53.0)
16 木材・木製品製造業 (家具を除く)	43.4 (100.0)	(80.0)	(48.0)	(8.0)	(40.0)
17 家具・装備品製造業	59.2 (100.0)	(95.3)	(76.7)	(18.6)	(4.7)
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	42.6 (100.0)	(51.7)	(51.7)	(-)	(49.4)
19 出版・印刷・同関連産業	82.2 (100.0)	(50.4)	(50.4)	(-)	(49.6)
20 化学工業	46.3 (100.0)	(77.2)	(74.2)	(3.0)	(22.8)
21 石油製品・石炭製品製造業	61.7 (100.0)	(83.3)	(83.3)	(-)	(16.7)
23 ゴム製品製造業	38.4 (100.0)	(55.8)	(53.2)	(2.6)	(44.2)
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	11.9 (100.0)	(42.9)	(42.9)	(-)	(57.1)
25 窯業・土石製品製造業	65.3 (100.0)	(63.2)	(49.5)	(13.7)	(36.8)
26 鉄鋼業	52.9 (100.0)	(74.5)	(74.5)	(-)	(25.5)
27 非鉄金属製造業	41.9 (100.0)	(51.6)	(49.2)	(2.3)	(48.4)
28 金属製品製造業	36.2 (100.0)	(62.4)	(49.8)	(12.7)	(37.6)
29 一般機械器具製造業	37.0 (100.0)	(70.6)	(63.6)	(7.0)	(29.4)
30 電気機械器具製造業	27.5 (100.0)	(39.9)	(36.6)	(3.3)	(60.1)
31 輸送用機械器具製造業	51.0 (100.0)	(46.3)	(40.8)	(5.5)	(53.7)
32 精密機械器具製造業	29.2 (100.0)	(40.6)	(34.2)	(6.4)	(59.4)
22・33・34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	24.9 (100.0)	(48.7)	(46.2)	(2.8)	(51.3)
G 電気・ガス・熱供給・水道業	33.0 (100.0)	(96.6)	(92.3)	(4.8)	(3.4)
H 運輸・通信業	36.1 (100.0)	(19.4)	(12.0)	(6.5)	(80.6)
I 卸売・小売業、飲食店 (計)	52.7 (100.0)	(86.2)	(85.2)	(1.0)	(13.8)
49~52 卸売業	59.3 (100.0)	(100.0)	(98.0)	(2.0)	(-)
53~58 小売業	45.6 (100.0)	(75.3)	(75.3)	(-)	(24.7)
59~60 飲食店	83.6 (100.0)	(60.8)	(60.8)	(-)	(39.2)
J 金融・保険業	49.1 (100.0)	(87.7)	(84.2)	(3.5)	(12.3)
K 不動産業	48.6 (100.0)	(84.5)	(84.5)	(-)	(15.5)
L サービス業 (計)	21.4 (100.0)	(64.1)	(58.5)	(5.7)	(35.9)
73 旅館・その他の宿泊所	67.5 (100.0)	(69.6)	(64.8)	(4.8)	(30.4)
77~78 映画業、娯楽業	53.0 (100.0)	(68.9)	(62.2)	(6.1)	(31.7)
87 医療業	15.4 (100.0)	(52.4)	(47.1)	(5.3)	(47.6)
91 教育	10.9 (100.0)	(44.6)	(44.6)	(-)	(55.4)
92 社会保険、社会福祉	9.2 (100.0)	(53.2)	(53.2)	(-)	(46.8)
その他のサービス業	57.4 (100.0)	(83.5)	(76.2)	(7.3)	(16.5)

出産による退職者数の割合

(%)

人		3 0 ~				9 9 人			
後 退 職 者		妊産婦に對する退職者	出 産 前 退 職 者			出 産 後 退 職 者			
産後休業	産後休業		小 計	産前休業 取得前	産前休業 中	小 計	産後休業 中	産後休業 後	
(5.7)	(31.1)	29.6 (100.0)	(42.7)	(36.2)	(6.5)	(57.3)	(9.8)	(47.5)	
(*)	(*)	13.2 (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	
(-)	(14.6)	49.6 (100.0)	(50.0)	(33.3)	(16.7)	(50.0)	(16.7)	(33.3)	
(5.9)	(43.6)	35.3 (100.0)	(51.1)	(38.1)	(13.0)	(48.9)	(8.8)	(40.1)	
(7.3)	(37.5)	55.4 (100.0)	(64.4)	(16.2)	(48.4)	(35.6)	(-)	(35.6)	
(2.7)	(45.8)	36.1 (100.0)	(66.8)	(44.9)	(22.2)	(33.2)	(11.0)	(22.2)	
(-)	(53.0)	29.7 (100.0)	(26.5)	(18.3)	(8.2)	(73.5)	(16.4)	(57.3)	
(8.0)	(32.0)	68.3 (100.0)	(53.7)	(7.4)	(46.3)	(46.3)	(-)	(46.3)	
(-)	(4.7)	37.5 (100.0)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	
(12.6)	(36.8)	53.8 (100.0)	(28.7)	(28.7)	(-)	(71.3)	(42.7)	(28.7)	
(-)	(49.6)	61.9 (100.0)	(69.3)	(53.7)	(15.5)	(30.7)	(7.8)	(23.0)	
(-)	(22.8)	24.0 (100.0)	(83.3)	(83.3)	(-)	(16.7)	(-)	(16.7)	
(-)	(16.7)	50.0 (100.0)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	
(3.9)	(40.3)	49.3 (100.0)	(69.3)	(69.3)	(-)	(30.7)	(18.2)	(12.5)	
(14.3)	(42.9)	15.8 (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	
(4.7)	(32.1)	46.8 (100.0)	(85.6)	(85.6)	(-)	(14.1)	(-)	(14.1)	
(-)	(25.5)	57.9 (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	
(5.5)	(43.0)	51.3 (100.0)	(71.6)	(61.8)	(9.8)	(28.4)	(-)	(28.4)	
(9.4)	(28.2)	35.5 (100.0)	(39.4)	(39.4)	(-)	(80.6)	(15.1)	(45.5)	
(6.0)	(23.5)	37.5 (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	
(11.4)	(48.8)	12.0 (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	
(-)	(53.7)	65.3 (100.0)	(60.0)	(60.0)	(-)	(40.0)	(-)	(40.0)	
(5.6)	(53.7)	47.9 (100.0)	(20.8)	(7.6)	(13.2)	(79.2)	(11.4)	(67.6)	
(-)	(51.3)	50.0 (100.0)	(63.7)	(63.7)	(-)	(36.3)	(-)	(36.3)	
(-)	(3.4)	14.3 (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	
(12.9)	(67.7)	28.4 (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	
(1.2)	(12.5)	50.2 (100.0)	(38.6)	(35.3)	(3.3)	(61.4)	(32.4)	(29.0)	
(-)	(-)	81.5 (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	
(-)	(24.7)	34.8 (100.0)	(37.5)	(37.5)	(-)	(62.5)	(-)	(62.5)	
(22.4)	(16.1)	80.8 (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	
(5.4)	(6.8)	37.0 (100.0)	(37.2)	(34.9)	(2.3)	(62.8)	(-)	(62.8)	
(-)	(15.5)	88.8 (100.0)	(81.1)	(81.1)	(-)	(18.9)	(-)	(18.9)	
(7.5)	(28.4)	17.0 (100.0)	(36.6)	(34.0)	(2.6)	(63.4)	(4.1)	(59.4)	
(3.1)	(27.3)	50.0 (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	
(-)	(31.7)	45.5 (100.0)	(60.0)	(60.0)	(-)	(40.0)	(-)	(40.0)	
(13.2)	(34.3)	25.3 (100.0)	(32.7)	(29.2)	(3.6)	(67.3)	(-)	(67.3)	
(11.2)	(44.2)	4.7 (100.0)	(19.4)	(19.4)	(-)	(80.7)	(24.0)	(56.7)	
(6.4)	(40.4)	14.9 (100.0)	(58.1)	(45.5)	(12.6)	(41.9)	(6.3)	(35.6)	
(-)	(16.5)	48.9 (100.0)	(37.4)	(37.4)	(-)	(62.6)	(-)	(62.6)	

第4表 産業、規模、産前産後休業制度の根

【規模：計】

産 業	全事業所数	制 度 の 根		
		労 働 協 約	就 業 規 則	労働協約と 就業規則
産 業 計	100.0	1.8	62.2	17.3
D 鉱 業	100.0	5.1	41.6	26.9
E 建 設 業	100.0	0.2	63.3	13.5
F 製 造 業 (計)	100.0	2.1	67.0	17.1
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	0.5	63.0	17.7
14 織 維 工 業	100.0	5.6	60.9	25.5
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	2.7	67.8	11.7
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	1.2	63.3	8.9
17 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	100.0	3.1	66.6	10.4
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	2.1	62.6	22.1
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	0.7	71.2	15.3
20 化 学 工 業	100.0	2.2	57.3	34.1
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	2.0	41.1	49.2
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	1.5	62.1	18.7
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	0.3	69.0	7.8
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	100.0	2.2	58.8	22.0
26 鉄 鋼 業	100.0	2.3	57.8	31.2
27 非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	3.0	62.9	24.0
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	1.6	80.1	7.0
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	100.0	2.2	66.2	16.6
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	2.7	74.4	12.9
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	1.4	62.1	23.7
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	100.0	1.9	72.8	16.1
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	100.0	2.5	68.0	13.4
G 電 気・ガ ス・熱供給・水道業	100.0	0.9	29.9	53.5
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	1.2	43.6	39.2
I 卸 売・小売業、飲食店(計)	100.0	1.0	72.2	13.6
49~52 卸 売 業	100.0	1.5	82.7	12.1
53~58 小 売 業	100.0	0.5	61.9	17.1
59~60 飲 食 店	100.0	—	62.4	5.7
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	—	72.2	24.9
K 不 動 産 業	100.0	—	78.6	14.3
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	3.2	56.0	9.2
73 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	100.0	0.8	73.3	9.8
77~78 映 画 業 ・ 娯 楽 業	100.0	1.4	68.0	8.1
87 医 療 業	100.0	1.6	74.1	8.1
91 教 育 業	100.0	5.6	41.3	5.3
92 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉	100.0	2.4	63.3	14.3
その他のサービス業	100.0	2.0	59.3	12.8

拠及び内容別事業所数の割合

(%)

拠		休業中の賃金			出産祝金等の支給あり
内規のみ	その他	無給	有給	全期間100%有給	
1.1	17.6	59.1	40.9	33.7	50.7
4.7	21.7	81.6	18.4	14.3	36.3
0.0	23.1	68.0	32.0	26.4	46.7
0.6	13.2	82.0	18.0	12.5	65.5
—	18.9	77.9	22.1	13.5	53.3
2.2	5.8	86.7	13.3	8.2	55.3
0.2	17.5	97.3	2.7	0.7	60.8
2.1	24.4	87.5	12.5	8.2	48.9
1.3	18.6	92.4	7.6	5.7	61.7
0.3	12.9	86.6	13.4	8.4	56.0
0.7	12.1	65.9	34.1	26.5	79.2
0.2	6.2	60.9	39.1	28.4	71.2
—	7.7	57.7	42.3	35.1	56.2
0.3	17.3	80.3	19.7	14.2	64.2
—	22.8	95.4	4.6	4.3	61.7
1.2	15.9	78.5	21.5	15.5	64.3
0.1	8.6	74.3	25.7	20.6	59.9
0.3	9.8	85.2	14.8	9.9	64.7
0.3	11.0	85.0	15.0	12.1	68.0
0.1	15.0	79.8	20.2	12.0	73.4
—	10.1	84.8	15.2	10.6	71.5
2.4	10.4	83.6	16.4	13.3	65.6
3.0	6.2	81.8	18.2	11.9	73.1
—	16.1	84.1	15.9	10.7	69.2
1.6	14.0	4.7	95.3	92.3	24.7
—	16.1	57.2	42.8	39.2	37.7
1.8	11.4	72.4	27.6	20.1	61.4
0.2	3.4	62.9	37.1	26.4	69.3
3.7	16.8	82.0	18.0	15.2	53.1
1.9	30.0	80.2	19.8	8.2	56.7
1.2	1.8	19.7	80.3	54.4	59.1
—	7.1	38.4	61.6	48.0	50.2
2.0	29.6	35.3	64.7	58.4	33.2
0.3	15.7	72.2	27.8	22.4	46.7
0.5	22.1	66.2	33.8	29.7	60.8
1.2	15.0	67.5	32.5	26.8	43.5
0.1	47.7	4.4	95.6	89.5	10.8
—	20.0	13.6	86.4	81.0	10.6
4.8	21.0	49.1	50.9	43.6	49.8

【規模：計】

産 業	全事業 所 数	休 業 期 間 (単				
		産前6週 間産後 8週間	通算して 14週間	法 定 基 準 の 期 間		
				小 計	産 前 が 42日を上回る	産 後 が 56日を上回る
産 業 計	100.0	80.3	6.8	10.2	7.7	0.3
D 鉱 業	100.0	91.6	5.1	3.3	3.3	—
E 建 設 業	100.0	91.3	8.5	0.2	0.1	—
F 製 造 業 (計)	100.0	88.4	6.7	4.6	3.3	0.1
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	93.6	3.2	3.3	1.3	—
14 織 維 工 業	100.0	84.2	6.2	8.3	8.2	—
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	92.2	6.0	1.9	0.2	—
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	89.7	6.2	2.4	0.4	1.9
17 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	100.0	86.3	8.7	5.0	3.7	1.3
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	98.6	0.6	0.8	0.8	—
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	79.7	13.7	6.6	2.3	0.1
20 化 学 工 業	100.0	89.4	2.9	7.4	5.5	—
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	82.7	6.5	10.8	10.0	—
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	92.0	4.1	3.9	3.6	—
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	91.8	7.9	0.3	—	—
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	100.0	91.8	1.8	4.0	4.0	—
26 鉄 鋼 製 造 業	100.0	92.5	5.9	1.5	1.1	—
27 非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	90.4	6.2	3.4	2.0	0.4
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	82.7	11.9	5.5	1.4	—
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	100.0	89.8	7.8	2.4	2.2	—
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	84.2	8.5	7.3	7.1	—
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	92.1	5.2	2.7	1.5	—
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	100.0	84.8	11.5	3.4	1.8	—
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	100.0	88.6	6.5	4.9	4.6	—
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	69.2	0.9	29.9	23.1	—
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	90.8	4.2	4.9	3.3	0.1
I 卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店 (計)	100.0	85.0	8.0	6.0	4.1	—
49~52 卸 売 業	100.0	88.1	10.1	1.8	1.7	—
53~58 小 売 業	100.0	81.7	6.4	11.9	7.5	—
59~60 飲 食 店	100.0	94.2	3.7	2.1	2.1	—
J 金 融 ・ 保 險 業	100.0	90.3	3.4	6.3	6.3	—
K 不 動 産 業	100.0	89.9	5.6	4.4	3.5	—
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	68.1	7.5	24.4	18.7	0.9
73 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	100.0	84.8	14.1	1.1	0.6	—
77~78 映 画 業 ・ 娯 楽 業	100.0	93.8	2.5	3.7	2.0	—
87 医 療 業	100.0	86.3	4.4	9.3	8.7	0.4
91 教 育 業	100.0	48.4	7.1	44.5	33.0	—
92 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉	100.0	59.4	1.1	39.6	31.2	—
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	77.1	9.6	13.3	10.6	2.3

(%)

胎)			休 業 期 間 (多 胎)							
を 上 回 る		不明	産前10週 間産後 8週間	通算して 18週間	法 定 基 準 の 期 間 を 上 回 る					不明
産前42日産 後56日とも に上回る	通算14 週間を 上回る				小 計	産 前 が 70日を 上回る	産 後 が 56日を 上回る	産前70日産 後56日とも に上回る	通算18 週間を 上回る	
0.3	1.4	—	92.3	5.1	2.1	0.1	1.0	0.0	0.3	0.4
—	—	—	95.5	3.7	0.8	—	0.4	—	—	—
—	0.1	—	98.4	2.4	—	—	—	—	—	1.2
0.3	0.3	0.3	93.5	4.7	1.4	0.1	0.6	0.0	0.0	0.4
0.0	—	—	94.9	3.2	1.9	0.3	—	0.0	—	—
—	—	1.4	91.7	6.2	0.5	—	0.5	—	—	1.6
1.6	—	—	97.7	0.7	1.6	—	—	—	—	—
—	—	1.7	94.2	2.1	1.9	—	0.2	—	—	1.7
—	—	—	93.4	6.5	0.1	—	0.1	—	—	—
—	—	—	99.4	0.6	—	—	—	—	—	—
2.0	1.4	—	86.4	11.3	2.3	—	0.1	—	0.2	—
1.7	0.1	0.3	93.4	3.8	1.7	—	0.1	0.7	—	1.0
—	—	—	95.1	2.2	1.6	—	0.8	—	—	1.1
—	0.3	—	97.2	2.5	0.3	—	—	—	0.3	—
—	0.3	—	93.2	6.2	0.6	—	0.3	—	0.3	—
—	—	2.3	96.5	3.0	0.5	0.3	0.3	—	—	0.0
—	—	0.1	94.1	4.9	0.9	—	0.5	—	—	0.1
—	1.0	—	94.9	2.0	2.8	—	1.8	—	—	0.3
—	2.8	—	95.7	4.3	0.0	—	0.0	—	—	—
0.3	—	—	89.2	7.2	0.9	0.3	0.6	—	—	2.6
0.1	—	—	91.5	5.6	2.9	—	2.5	—	—	—
—	—	—	96.5	3.5	—	—	—	—	—	—
—	—	0.3	90.6	7.1	2.3	—	0.4	—	—	—
—	0.3	—	93.9	5.4	0.7	—	0.4	—	0.3	—
1.1	5.6	—	92.2	3.4	4.4	—	1.2	—	3.2	—
—	0.0	—	94.3	3.8	1.0	—	0.1	—	—	0.9
0.8	0.2	—	91.3	5.1	3.0	0.0	1.0	—	0.0	0.6
—	—	—	93.8	4.7	1.6	—	0.6	—	—	—
2.0	0.4	—	87.3	5.9	5.3	0.1	1.6	—	0.0	1.4
—	—	—	96.3	3.7	—	—	—	—	—	—
—	—	—	98.7	1.3	—	—	—	—	—	—
—	0.9	—	92.6	6.5	0.9	—	0.9	—	—	—
0.1	4.6	—	88.3	7.9	3.8	0.3	2.3	0.1	0.9	0.1
0.3	—	—	92.2	6.2	0.3	—	—	0.3	—	1.3
—	1.7	—	94.6	2.8	2.7	—	0.5	—	1.7	—
—	0.2	—	96.2	3.2	0.6	0.0	0.1	—	0.1	—
—	11.3	—	81.1	13.4	5.6	0.9	2.6	—	2.1	—
2.2	6.0	—	89.6	3.4	7.0	—	3.0	0.9	1.7	—
—	0.4	—	91.2	5.6	3.3	—	3.3	—	—	0.0

第4表 産業、規模、産前産後休業制度の根

【規模：500人以上】

産 業	全 事 業 所 数	制 度 の		
		労働協約	就業規則	労働協約と 就業規則
産 業 計	100.0	1.8	34.8	55.0
D 鉱 業	100.0	22.2	—	55.6
E 建 設 業	100.0	1.3	49.8	45.0
F 製 造 業 (計)	100.0	2.1	31.7	63.8
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	—	34.3	64.8
14 織 維 工 業	100.0	2.2	15.7	82.1
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	—	37.5	62.5
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	*	*	*	*
17 家具・装備品製造業	100.0	—	40.0	60.0
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	5.6	27.8	66.7
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	1.8	22.0	76.2
20 化 学 工 業	100.0	2.2	27.3	66.0
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	—	4.6	87.7
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	10.1	32.1	57.9
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	*	*	*	*
25 窯業・土石製品製造業	100.0	—	34.1	65.9
26 鉄 鋼 製 造 業	100.0	1.5	6.7	91.8
27 非鉄金属製造業	100.0	4.2	17.3	76.2
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	4.4	28.7	66.8
29 一般機械器具製造業	100.0	3.2	23.1	67.3
30 電気機械器具製造業	100.0	1.3	35.3	62.0
31 輸送用機械器具製造業	100.0	1.7	44.7	48.6
32 精密機械器具製造業	100.0	3.3	42.9	53.8
22・33・34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	100.0	—	45.1	54.9
G 電 気・ガ ス・熱供給・水道業	100.0	—	9.4	85.6
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	5.2	16.4	78.4
I 卸 売・小売業、飲食店(計)	100.0	0.5	28.1	62.7
49~52 卸 売 業	100.0	0.9	26.0	58.9
53~58 小 売 業	100.0	—	29.4	67.4
59~60 飲 食 店	*	*	*	*
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	—	71.5	28.5
K 不 動 産 業	100.0	—	57.5	42.5
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	—	46.2	20.1
73 旅館・その他の宿泊所	100.0	—	84.9	5.0
77~78 映 画 業、 娯 楽 業	*	*	*	*
87 医 療 業	100.0	—	42.7	11.1
91 教 育 業	100.0	—	36.9	8.4
92 社 会 保 険、 社 会 福 祉 業	100.0	—	56.3	18.8
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	—	47.9	45.2

抛及び内容別事業所数の割合

(%)

根 拠		休 業 中 の 賃 金			出産祝金等 の支給あり
内規のみ	そ の 他	無 給	有 給	全期間100% 有 給	
1.1	7.3	49.6	50.4	31.9	56.1
11.1	11.1	66.7	33.3	11.1	-
1.3	2.6	53.9	46.1	29.8	68.7
0.7	1.7	62.0	38.0	17.4	66.3
-	1.0	50.1	49.9	37.6	74.4
-	-	82.7	17.3	2.2	46.5
-	-	75.0	25.0	12.5	62.5
*	*	*	*	*	*
-	-	60.0	40.0	-	40.0
-	-	38.9	61.1	34.1	45.2
-	-	5.3	94.7	92.9	57.9
3.3	1.2	50.4	49.6	32.5	53.3
-	7.7	52.3	47.7	27.7	49.2
-	-	41.5	58.5	25.8	69.8
*	*	*	*	*	*
-	-	63.6	36.4	13.9	38.7
-	-	75.6	24.4	12.6	45.2
-	2.4	64.2	35.8	15.0	48.2
-	-	75.2	24.8	16.8	81.0
1.6	4.8	63.5	36.5	11.3	80.5
-	1.3	62.3	37.7	11.0	60.8
1.7	3.3	74.2	25.8	10.0	83.5
-	-	64.4	35.6	4.1	86.8
-	-	76.9	23.1	16.5	86.7
-	5.0	3.1	96.9	90.0	15.6
-	-	41.7	58.3	54.5	35.4
7.1	1.6	43.6	56.4	31.4	64.2
14.2	-	35.3	64.7	39.7	67.5
-	3.2	51.3	48.7	23.4	61.0
*	*	*	*	*	*
-	-	16.8	83.2	53.1	43.5
-	-	27.5	72.5	72.5	42.5
0.2	33.4	27.3	72.7	58.5	34.8
-	9.6	88.9	11.1	5.6	57.6
*	*	*	*	*	*
-	46.2	16.4	83.6	69.5	23.8
1.0	53.7	1.0	99.0	86.6	30.8
-	25.0	-	100.0	100.0	12.5
-	6.9	44.5	55.5	36.5	46.8

【規模：500人以上】

産 業	全事業 所 数	休 業 期 間 (単					
		産前6週 間 産後 8 週 間	通算して 14 週 間	法 定 基 準 の 期 間			
				小 計	産 前 が 42 日 を 上 回 る	産 後 が 56 日 を 上 回 る	
産 業 計	100.0	74.9	2.4	22.7	18.4	0.7	
D 鉱 業	100.0	100.0	—	—	—	—	
E 運 設 業	100.0	91.2	—	8.8	—	—	
F 製 造 業 (計)	100.0	73.4	1.4	25.1	22.0	0.3	
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	90.4	—	9.6	7.2	—	
14 織 維 工 業	100.0	38.1	4.5	57.4	55.1	—	
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	87.5	—	12.5	12.5	—	
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	*	*	*	*	*	*	
17 家具・装備品製造業	100.0	60.0	—	40.0	40.0	—	
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	86.1	13.9	—	—	—	
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	42.3	3.5	54.1	13.2	3.5	
20 化 学 工 業	100.0	78.2	2.3	19.5	16.2	—	
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	84.6	7.7	7.7	7.7	—	
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	87.4	—	12.6	7.5	—	
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	*	*	*	*	*	*	
25 窯業・土石製品製造業	100.0	88.4	2.3	9.3	9.3	—	
26 鉄 鋼 製 造 業	100.0	97.1	—	1.5	1.5	—	
27 非鉄金属製造業	100.0	85.8	—	14.2	7.1	7.1	
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	93.4	—	6.6	6.6	—	
29 一般機械器具製造業	100.0	88.5	3.2	8.4	8.4	—	
30 電気機械器具製造業	100.0	43.4	—	56.6	52.5	—	
31 輸送用機械器具製造業	100.0	95.0	—	5.0	5.0	—	
32 精密機械器具製造業	100.0	95.0	—	5.0	5.0	—	
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	100.0	76.7	6.7	16.6	16.6	—	
G 電 気・ガ ス・熱供給・水道業	100.0	95.0	—	5.0	—	—	
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	87.2	2.5	10.3	4.0	5.1	
I 卸 売・小売業、飲食店(計)	100.0	74.3	—	25.7	22.5	—	
49~52 卸 売 業	100.0	92.0	—	8.0	8.0	—	
53~58 小 売 業	100.0	56.0	—	44.0	37.5	—	
59~60 飲 食 店	*	*	*	*	*	*	
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	73.8	13.1	13.1	13.1	—	
K 不 動 産 業	100.0	100.0	—	—	—	—	
L サ ー ビ ス 業(計)	100.0	68.8	4.6	26.6	24.1	0.5	
73 旅館・その他の宿泊所	100.0	100.0	—	—	—	—	
77~78 映 画 業、娯 楽 業	*	*	*	*	*	*	
87 医 療 業	100.0	62.5	3.2	34.3	28.9	1.1	
91 教 育 業	100.0	81.3	6.4	12.4	12.4	—	
92 社 会 保 険、社 会 福 祉 業	100.0	43.8	—	56.3	37.5	—	
その他のサービス業	100.0	65.0	6.8	28.1	28.1	—	

(%)

胎)			休 業 期 間 (多 胎)							
を 上 回 る		不明	産前10週 間産後 8週間	通算して 18週間	法 定 基 準 の 期 間 を 上 回 る					不明
産前42日産 後56日とも に上回る	通算14 週間を 上回る				小 計	産前が 70日を 上回る	産後が 56日を 上回る	産前70日産 後56日とも に上回る	通算18 週間を 上回る	
0.4	1.6	0.0	91.5	3.0	5.3	0.5	3.6	0.1	0.5	0.2
-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
-	8.8	-	97.4	1.3	-	-	-	-	-	1.3
0.7	1.0	0.1	91.3	2.4	6.1	-	5.0	0.1	0.5	0.2
2.4	-	-	97.6	-	2.4	-	-	2.4	-	-
-	-	-	93.3	4.5	2.2	-	-	-	-	-
-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
-	-	-	60.0	20.0	20.0	-	20.0	-	-	-
-	-	-	86.1	13.9	-	-	-	-	-	-
8.6	28.8	-	85.9	17.4	16.8	-	3.5	-	11.5	-
-	1.1	-	94.3	4.6	1.2	-	1.2	-	-	-
-	-	-	92.3	-	-	-	-	-	-	7.7
-	5.0	-	95.0	-	5.0	-	-	-	5.0	-
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
-	-	-	95.4	2.3	-	-	-	-	-	2.3
-	-	1.5	98.5	-	-	-	-	-	-	1.5
-	-	-	90.5	-	9.5	-	9.5	-	-	-
-	-	-	97.8	-	2.2	-	2.2	-	-	-
-	-	-	95.2	3.2	1.6	-	1.6	-	-	-
1.3	-	-	82.8	1.3	15.9	-	14.5	-	-	-
-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	98.3	-	1.7	-	1.7	-	-	-
-	-	-	90.0	6.7	3.3	-	3.3	-	-	-
-	5.0	-	95.0	-	5.0	-	-	-	5.0	-
-	1.2	-	92.4	2.5	5.1	-	5.1	-	-	-
-	2.5	-	87.7	1.8	10.5	4.8	1.7	-	0.7	-
-	-	-	93.0	-	7.0	-	1.9	-	-	-
-	5.1	-	82.3	3.6	14.1	9.7	1.5	-	1.5	-
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
-	-	-	86.9	13.1	-	-	-	-	-	-
-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
-	2.1	-	92.9	4.0	2.8	0.5	1.5	-	0.9	0.3
-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
-	4.3	-	90.7	4.6	4.7	1.1	2.1	-	1.5	-
-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
-	18.8	-	81.3	-	18.8	-	-	-	18.8	-
-	-	-	90.1	6.8	1.9	-	1.9	-	-	1.1

第4表 産業、規模、産前産後休業制度の根

【規模：100～499人】

産 業	全 事 業 数	制 度 の		
		労 働 協 約	就 業 規 則	労 働 協 約 と 就 業 規 則
産 業 計	100.0	2.6	58.1	30.1
D 鉱 業	100.0	9.1	43.6	39.7
E 建 設 業	100.0	1.4	66.9	22.7
F 製 造 業 (計)	100.0	2.7	63.4	29.6
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	2.1	72.9	20.0
14 織 維 工 業	100.0	5.1	34.7	58.9
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	2.9	67.6	18.6
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	2.1	62.8	22.8
17 家具・装備品製造業	100.0	1.6	64.2	26.5
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	4.2	69.1	20.1
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	—	59.0	34.1
20 化 学 工 業	100.0	2.1	42.5	53.2
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	3.5	37.9	55.1
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	4.2	55.4	37.3
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	2.6	68.0	26.9
25 窯業・土石製品製造業	100.0	6.3	58.8	26.2
26 鉄 鋼 製 造 業	100.0	6.1	42.3	51.0
27 非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	1.3	46.9	43.2
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	2.5	63.7	29.6
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	100.0	3.3	66.9	23.7
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	1.4	74.7	22.6
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	4.9	56.6	36.9
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	100.0	—	68.3	24.4
22・33・34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	100.0	1.5	72.4	23.0
G 電 気・ガ ス・熱供給・水道業	100.0	3.0	25.6	62.9
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	0.9	39.7	52.8
I 卸 売・小売業、飲食店(計)	100.0	4.3	51.3	36.3
49～52 卸 売 業	100.0	4.7	54.6	35.2
53～58 小 売 業	100.0	4.0	45.4	39.9
59～60 飲 食 店	100.0	—	77.2	7.9
J 金 融 ・ 保 險 業	100.0	—	61.4	31.0
K 不 動 産 業	100.0	—	73.5	15.8
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	3.5	65.4	12.7
73 旅 館・その他の宿泊所	100.0	3.7	76.4	7.5
77～78 映 画 業、娛 楽 業	100.0	1.7	77.8	9.8
87 医 療 業	100.0	2.4	70.4	10.6
91 教 育 業	100.0	—	58.2	3.9
92 社 会 保 険、社 会 福 祉 業	100.0	2.4	51.1	16.5
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	5.9	61.8	18.3

抛及び内容別事業所数の割合

(%)

根 拠		休 業 中 の 賃 金			出産祝金等 の支給あり
内規のみ	そ の 他	無 給	有 給	全期間100% 有 給	
0.8	8.4	62.3	37.7	30.1	56.9
—	7.6	76.8	23.2	11.6	32.0
—	9.0	68.4	31.6	24.7	55.3
0.3	4.0	79.9	20.1	12.0	72.2
—	5.0	77.5	22.5	12.1	74.3
—	1.3	80.5	19.5	7.3	55.1
1.5	9.3	93.6	6.4	4.4	60.7
2.7	9.6	79.1	20.9	16.0	74.7
—	7.7	89.7	10.3	8.7	73.0
1.4	5.2	81.1	18.9	10.5	64.7
—	6.9	64.0	36.0	31.2	83.5
—	2.1	55.8	44.2	26.8	63.6
—	3.5	65.0	35.0	31.5	61.1
1.5	1.5	72.9	27.1	11.2	76.5
—	2.6	78.3	21.7	19.1	79.4
—	8.7	70.7	29.3	20.6	56.4
0.5	—	79.7	20.3	14.2	73.3
1.3	7.4	82.6	17.4	8.7	72.1
1.7	2.5	81.7	18.3	8.3	74.6
—	6.1	82.5	17.5	11.4	76.4
—	1.4	87.5	12.5	6.0	77.1
—	1.6	80.6	19.4	14.6	73.2
—	7.2	91.4	8.6	2.5	79.1
—	3.1	77.2	22.8	13.7	75.8
—	8.5	3.0	97.0	93.6	19.4
—	6.7	48.7	51.3	48.3	36.5
1.1	6.9	72.7	27.3	18.5	61.6
0.9	4.6	63.0	37.0	23.6	62.3
1.3	9.4	84.2	15.8	11.9	60.0
2.3	12.6	74.0	26.0	23.3	72.2
1.1	6.4	14.6	85.4	60.2	54.0
—	10.7	47.4	52.6	44.3	56.3
1.9	16.5	51.4	48.6	42.2	49.2
1.2	11.2	86.7	13.3	8.9	57.4
1.7	9.0	75.7	24.3	22.5	67.9
1.2	15.5	51.7	48.3	42.5	37.5
1.5	36.4	5.4	94.6	81.0	31.5
—	30.1	7.4	92.6	84.4	18.6
2.8	11.3	61.0	39.0	33.8	60.8

【規模：100～499人】

産 業	全事業 所 数	休 業 期 間 (単				
		産前6週 間 産後 8 週間	通算して 14 週間	法 定 基 準 の 期 間		
				小 計	産 前 が 42 日を 上 回 る	産 後 が 56 日を 上 回 る
産 業 計	100.0	84.9	4.4	10.6	8.5	0.1
D 飲 業	100.0	92.4	5.1	2.5	2.5	—
E 建 設 業	100.0	96.6	2.4	1.0	1.0	—
F 製 造 業 (計)	100.0	85.8	5.1	9.0	7.6	0.0
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	87.5	4.6	8.0	5.4	—
14 織 維 工 業	100.0	63.7	5.4	29.6	29.6	—
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	91.6	6.9	1.5	1.5	—
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	92.4	3.5	4.1	2.7	1.4
17 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	100.0	95.5	1.6	2.9	2.9	—
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	94.4	1.4	4.2	4.2	—
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	67.9	12.1	19.9	7.5	—
20 化 学 工 業	100.0	83.9	4.3	10.7	9.7	—
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	78.6	7.0	14.4	14.4	—
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	95.4	1.5	3.1	3.1	—
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	83.6	8.8	2.6	—	—
25 窯業・土石製品製造業	100.0	84.3	6.3	9.4	9.4	—
26 鉄 鋼 業	100.0	95.7	2.4	1.9	—	—
27 非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	93.6	3.8	2.5	2.5	—
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	92.5	5.0	2.5	1.2	—
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	100.0	85.7	4.9	9.4	8.2	—
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	85.4	3.9	10.7	10.7	—
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	93.0	7.0	—	—	—
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	100.0	85.8	8.1	4.9	2.5	—
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	100.0	82.9	4.4	12.6	10.9	—
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	71.9	—	28.1	17.7	—
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	86.7	5.8	7.6	4.9	—
I 卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店 (計)	100.0	80.2	3.1	16.7	13.2	—
49～52 卸 売 業	100.0	93.4	—	6.6	5.7	—
53～58 小 売 業	100.0	63.6	6.8	29.6	22.7	—
59～60 飲 食 店	100.0	89.7	2.6	7.7	7.7	—
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	91.0	1.1	7.8	7.8	—
K 不 動 産 業	100.0	92.3	2.6	5.1	5.1	—
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	82.2	4.8	13.1	10.5	0.3
73 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	100.0	86.3	8.7	5.0	2.5	—
77～78 映 画 業 ・ 娯 楽 業	100.0	92.1	5.9	1.9	—	—
87 医 療 業	100.0	85.9	2.4	11.8	10.6	1.2
91 教 育	100.0	76.6	—	23.4	18.5	—
92 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉	100.0	46.3	3.0	50.7	38.4	—
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	81.4	7.4	11.3	9.0	—

(%)

胎)			休 業 期 間 (多 胎)							
を 上 回 る			産前10週 間 産 後 8 週 間	通算して 18週間	法 定 基 準 の 期 間 を 上 回 る					不明
産前42日産 後56日とも に上回る	通算14 週 間 を 上 回 る	不明			小 計	産 前 が 70日 を 上 回 る	産 後 が 56日 を 上 回 る	産前70日産 後56日とも に上回る	通算18 週 間 を 上 回 る	
0.4	0.8	0.1	94.7	3.3	1.9	0.2	0.9	0.0	0.3	0.1
-	-	-	89.8	5.1	5.1	-	2.5	-	-	-
-	-	-	99.0	1.0	-	-	-	-	-	-
0.5	0.3	0.2	93.8	3.7	2.3	0.3	0.9	-	0.1	0.2
-	-	-	92.9	4.6	2.5	1.2	-	-	-	-
-	-	1.3	89.8	5.4	2.2	-	2.2	-	-	2.5
-	-	-	95.6	4.4	-	-	-	-	-	-
-	-	-	95.9	2.7	1.4	-	1.4	-	-	-
-	-	-	96.7	3.3	-	-	-	-	-	-
-	-	-	98.6	1.4	-	-	-	-	-	-
6.5	4.9	-	87.6	4.9	7.5	-	-	-	-	-
1.1	-	1.1	93.6	4.3	1.1	-	-	-	-	1.1
-	-	-	98.2	1.8	-	-	-	-	-	-
-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
-	2.6	-	86.0	8.8	5.2	-	2.6	-	2.6	-
-	-	-	90.6	6.3	3.1	1.6	1.6	-	-	-
-	-	-	93.9	2.4	3.7	-	1.9	-	-	-
-	-	-	93.6	3.8	1.3	-	1.3	-	-	1.3
-	-	-	97.5	2.5	-	-	-	-	-	-
1.2	-	-	93.9	2.4	3.7	1.2	2.4	-	-	-
-	-	-	94.8	2.5	2.6	-	1.3	-	-	-
-	-	-	95.2	4.8	-	-	-	-	-	-
-	-	1.2	90.2	4.9	4.9	-	1.2	-	-	-
-	1.7	-	92.1	4.4	3.5	-	1.7	-	1.7	-
1.4	9.0	-	90.0	3.4	6.6	-	1.0	-	5.6	-
-	-	-	96.0	4.0	-	-	-	-	-	-
1.8	1.2	-	92.7	3.6	3.7	-	3.1	-	-	-
-	-	-	95.3	-	4.7	-	4.7	-	-	-
4.1	2.8	-	89.2	8.1	2.7	-	1.3	-	-	-
-	-	-	97.4	2.6	-	-	-	-	-	-
-	-	-	98.9	1.1	-	-	-	-	-	-
-	-	-	97.4	2.6	-	-	-	-	-	-
0.1	1.7	-	95.2	3.0	1.8	0.1	0.5	0.1	0.6	-
1.2	-	-	95.0	3.7	1.2	-	-	1.2	-	-
-	1.9	-	90.9	3.5	5.6	-	1.9	-	1.9	-
-	-	-	95.2	3.6	1.2	-	-	-	-	-
-	2.4	-	95.6	-	4.4	1.0	2.0	-	1.5	-
-	10.0	-	78.8	4.4	16.8	-	4.4	-	12.4	-
-	2.3	-	96.5	3.5	-	-	-	-	-	-

第4表 産業、規模、産前産後休業制度の根

【規模：30～99人】

産 業	全 事 業 数	制 度 の		
		労 働 協 約	就 業 規 則	労 働 協 約 と 就 業 規 則
産 業 計	100.0	1.6	63.6	13.8
D 鉱 業	100.0	3.6	43.0	23.2
E 建 設 業	100.0	—	62.9	11.9
F 製 造 業 (計)	100.0	2.0	69.6	11.5
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	—	60.5	16.2
14 織 維 工 業	100.0	5.8	69.0	15.2
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	2.7	67.9	10.4
16 木材・木製品製造業（家具を除く）	100.0	1.1	63.5	6.6
17 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	100.0	3.5	67.3	6.4
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	1.4	62.0	21.4
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	0.9	75.0	9.7
20 化 学 工 業	100.0	2.2	68.2	20.8
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	1.5	53.3	34.7
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	—	66.6	9.7
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	—	69.1	5.1
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	100.0	1.4	59.3	20.1
26 鉄 鋼 業	100.0	1.0	67.4	19.4
27 非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	3.6	73.0	12.1
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	1.3	84.4	1.3
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	100.0	1.8	68.1	11.8
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	3.3	77.4	5.1
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	—	66.4	15.5
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	100.0	2.5	76.6	10.5
22・33・34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	100.0	2.8	67.3	10.3
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	—	32.5	48.3
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	1.3	45.3	34.0
I 卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店 (計)	100.0	0.5	75.5	10.0
49～52 卸 売 業	100.0	1.1	87.4	8.3
53～58 小 売 業	100.0	—	64.7	13.2
59～60 飲 食 店	100.0	—	61.7	5.6
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	—	73.6	24.0
K 不 動 産 業	100.0	—	79.8	13.7
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	3.2	54.3	8.4
73 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	100.0	—	72.3	10.6
77～78 映 画 業 ・ 娯 楽 業	100.0	1.3	64.4	7.6
87 医 療 業	100.0	1.2	77.9	6.5
91 教 育 業	100.0	6.1	40.1	5.4
92 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉	100.0	2.4	64.2	14.1
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	1.2	58.9	11.2

拠及び内容別事業所数の割合

(%)

根 拠		休 業 中 の 賃 金			出産祝金等 の支給あり
内規のみ	そ の 他	無 給	有 給	全期間100% 有 給	
1.2	19.7	58.6	41.4	34.5	49.2
5.3	25.0	83.2	16.8	15.0	38.7
—	—	68.0	32.0	26.7	45.4
0.7	16.3	83.4	16.6	12.4	63.5
—	23.3	78.5	21.5	13.5	46.7
2.9	7.2	88.5	11.5	8.6	55.5
—	19.0	98.1	1.9	—	60.9
2.0	26.8	88.9	11.1	7.1	45.0
1.6	21.2	93.3	6.7	5.1	59.5
—	15.2	89.3	10.7	7.2	54.0
0.9	13.5	67.6	32.4	24.0	78.7
—	8.9	64.7	35.3	28.8	77.2
—	10.4	54.4	45.6	39.4	54.9
—	23.7	85.7	14.3	14.3	59.9
—	25.7	98.1	1.9	1.9	59.4
1.4	17.7	80.5	19.5	14.4	66.5
—	12.2	72.4	27.6	23.5	56.5
—	11.4	87.9	12.1	10.0	63.0
—	12.9	85.9	14.1	12.8	66.4
—	18.3	79.8	20.2	12.2	72.1
—	14.1	85.7	14.3	12.4	70.2
3.4	14.7	86.0	14.0	13.1	60.4
4.2	0.3	79.6	20.4	15.8	70.0
—	19.6	85.9	14.1	9.8	67.3
2.4	16.9	5.5	94.5	91.7	27.4
—	19.4	60.2	39.8	36.0	38.1
1.9	12.1	72.6	27.4	20.2	61.4
—	3.2	63.1	36.9	26.7	70.4
4.1	18.0	82.0	18.0	15.6	51.9
1.9	30.8	80.4	19.6	7.5	56.0
1.2	1.2	20.4	79.6	53.7	60.0
—	6.4	36.5	63.5	48.6	49.0
2.1	32.0	32.3	67.7	61.5	30.1
—	17.2	67.6	32.4	26.6	43.4
—	26.8	62.4	37.6	32.6	58.1
1.3	13.1	78.9	21.1	15.8	47.9
—	48.4	4.4	95.6	90.1	9.2
—	19.3	14.1	85.9	80.7	10.0
5.3	23.4	46.5	53.5	45.9	47.4

【規模：30～99人以上】

産 業	全事業 所 数	休 業 期 間 (単				
		産前8週 間 産後 8 週間	通算して 14 週間	法 定 基 準 の 期		
				小 計	産 前 が 42日を上回る	産 後 が 56日を上回る
産 業 計	100.0	82.7	7.3	9.8	7.3	0.3
D 鉱 業	100.0	91.1	5.3	3.6	3.6	—
E 建 設 業	100.0	90.6	9.4	—	—	—
F 製 造 業 (計)	100.0	89.9	7.5	2.4	1.2	0.1
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	95.5	2.8	1.7	—	—
14 織 維 工 業	100.0	90.7	6.4	1.4	1.4	—
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	92.3	5.8	1.9	—	—
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	89.3	6.6	2.0	—	2.0
17 家具・装 備 品 製 造 業	100.0	84.6	10.2	5.2	3.6	1.8
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	100.0	—	—	—	—
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	83.1	14.3	2.6	0.9	—
20 化 学 工 業	100.0	93.5	2.2	4.3	2.2	—
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	84.9	5.8	9.3	7.8	—
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	91.3	5.2	3.5	3.5	—
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	92.2	7.8	—	—	—
25 窯業・土石製品製造業	100.0	93.5	0.9	2.8	2.8	—
26 鉄 鋼 業	100.0	91.1	7.5	1.4	1.4	—
27 非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	89.4	7.7	2.8	1.4	—
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	80.5	13.5	6.1	1.3	—
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	100.0	91.1	8.9	—	—	—
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	87.1	11.0	1.9	1.9	—
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	91.4	5.2	3.4	1.7	—
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	100.0	83.7	13.5	2.8	1.4	—
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	100.0	90.2	7.0	2.8	2.8	—
G 電 気・ガ ス・熱供給・水道業	100.0	67.3	1.4	31.3	26.3	—
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	92.3	3.8	4.0	2.7	—
I 卸 売・小売業、飲食店(計)	100.0	86.9	8.7	4.4	2.7	—
49～52 卸 売 業	100.0	87.3	11.6	1.1	1.1	—
53～58 小 売 業	100.0	84.6	6.5	8.9	5.0	—
59～60 飲 食 店	100.0	94.4	3.8	1.9	1.9	—
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	90.5	3.6	6.0	6.0	—
K 不 動 産 業	100.0	89.4	6.3	4.3	3.2	—
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	65.4	8.0	26.6	20.2	1.0
73 旅館・その他の宿泊所	100.0	84.1	15.9	—	—	—
77～78 映 画 業、娯 楽 業	100.0	94.6	1.3	4.1	2.5	—
87 医 療 業	100.0	87.9	5.6	6.5	6.5	—
91 教 育 業	100.0	46.2	7.6	46.2	34.2	—
92 社 会 保 険、社 会 福 祉	100.0	60.3	0.9	38.7	30.6	—
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	76.2	10.1	13.6	10.8	2.8

(%)

胎)			休 業 期 間 (多 胎)							
間 を 上 回 る		不明	産前10週 間産後 8週間	通算して 18週間	法 定 基 準 の 期 間 を 上 回 る					不明
産前42日産 後56日とも に上回る	通算14 週間を 上回る				小 計	産前が 70日を 上回る	産後が 56日を 上回る	産前70日産 後56日とも に上回る	通算18 週間を 上回る	
0.3	1.5	0.1	91.8	5.6	2.1	0.1	1.0	0.0	0.3	0.5
-	-	-	96.4	3.6	-	-	-	-	-	-
-	-	-	96.0	2.7	-	-	-	-	-	1.3
0.3	0.3	0.3	93.5	5.1	0.9	-	0.3	0.0	-	0.5
-	-	-	95.5	2.8	1.7	-	-	-	-	-
-	-	1.4	92.1	6.4	-	-	-	-	-	1.4
1.9	-	-	98.1	-	1.9	-	-	-	-	-
-	-	2.0	94.0	2.0	2.0	-	-	-	-	2.0
-	-	-	93.0	7.0	-	-	-	-	-	-
-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
0.9	-	-	86.6	12.6	0.9	-	-	-	-	-
2.2	-	-	93.3	3.5	2.2	-	-	1.1	-	1.1
-	-	-	93.9	3.1	3.1	-	1.5	-	-	-
-	-	-	96.5	3.5	-	-	-	-	-	-
-	-	-	94.2	5.8	-	-	-	-	-	-
-	-	2.8	97.7	2.3	-	-	-	-	-	-
-	-	-	93.8	6.2	-	-	-	-	-	-
-	1.4	-	95.7	1.4	2.8	-	1.4	-	-	-
-	3.4	-	95.3	4.7	-	-	-	-	-	-
-	-	-	87.5	8.9	-	-	-	-	-	3.6
-	-	-	91.0	7.1	1.9	-	1.9	-	-	-
-	-	-	96.6	3.4	-	-	-	-	-	-
-	-	-	90.2	8.4	1.4	-	-	-	-	-
-	-	-	94.4	5.6	-	-	-	-	-	-
1.0	4.0	-	93.2	3.4	3.4	-	1.4	-	2.0	-
-	-	-	93.7	3.8	1.3	-	-	-	-	1.3
0.7	-	-	91.2	5.3	2.8	-	0.7	-	-	0.7
-	-	-	93.5	5.4	1.1	-	-	-	-	-
1.7	-	-	87.1	5.6	5.6	-	1.7	-	-	1.7
-	-	-	96.2	3.8	-	-	-	-	-	-
-	-	-	98.8	1.2	-	-	-	-	-	-
-	1.1	-	91.5	7.4	1.1	-	1.1	-	-	-
0.1	5.2	-	86.9	8.8	4.2	0.4	2.7	0.1	1.0	0.1
-	-	-	91.2	7.0	-	-	-	-	-	1.8
-	1.6	-	95.9	2.5	1.6	-	-	-	1.6	-
-	-	-	97.0	3.0	-	-	-	-	-	-
-	12.0	-	79.9	14.4	5.7	0.9	2.6	-	2.2	-
2.4	5.7	-	90.4	3.3	6.3	-	3.0	0.9	0.9	-
-	-	-	90.0	6.0	4.0	-	4.0	-	-	-

第5表 産業、規模、育児時間制度

【規模：計】

産 業	全 事 業 所 数	制 度 の 根 拠				
		労働協約	就業規則	労働協約 と 就業規則	内規のみ	そ の 他
産 業 計	100.0	2.0	28.2	10.8	2.1	58.9
D 鉱 業	100.0	1.8	22.9	13.7	3.7	57.9
E 建 設 業	100.0	0.2	20.7	4.2	0.2	74.7
F 製 造 業 (計)	100.0	1.7	31.9	9.3	1.9	55.1
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	1.2	26.2	9.3	1.4	62.0
14 織 維 工 業	100.0	3.5	38.7	14.4	2.2	41.2
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	2.1	35.6	4.9	0.7	56.8
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	2.9	30.7	1.7	4.0	60.6
17 家具・装備品製造業	100.0	0.3	25.0	5.3	3.2	66.2
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	0.7	36.5	6.3	1.8	54.7
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	0.9	30.5	6.0	1.6	61.0
20 化 学 工 業	100.0	2.4	40.8	19.7	0.7	36.4
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	3.0	22.2	34.0	2.9	38.0
23 ゴム製品製造業	100.0	1.5	35.8	12.9	2.8	47.0
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	—	29.7	1.3	3.7	65.2
25 窯業・土石製品製造業	100.0	2.2	25.6	14.8	1.2	56.1
26 鉄 鋼 製 造 業	100.0	1.2	25.0	17.9	1.6	54.3
27 非鉄金属製造業	100.0	2.3	34.5	14.8	3.2	45.1
28 金属製品製造業	100.0	1.9	33.3	5.0	1.3	58.5
29 一般機械器具製造業	100.0	2.8	30.2	8.6	1.7	56.7
30 電気機械器具製造業	100.0	1.5	31.2	8.7	2.5	56.1
31 輸送用機械器具製造業	100.0	1.1	31.7	12.0	3.4	51.7
32 精密機械器具製造業	100.0	1.3	38.0	5.9	2.9	51.9
22・33・34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	100.0	0.3	35.7	7.3	2.3	54.4
G 電 気・ガ ス・熱供給・水道業	100.0	2.0	39.9	34.9	4.1	19.1
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	1.2	16.2	31.5	0.7	50.3
I 卸 売・小売業、飲食店(計)	100.0	2.1	20.7	7.9	2.9	66.4
49~52 卸 売 業	100.0	1.6	19.7	7.2	5.5	65.9
53~58 小 売 業	100.0	3.2	21.4	10.0	0.4	64.9
59~60 飲 食 店	100.0	—	22.8	2.1	—	75.1
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	1.2	32.6	18.4	4.4	43.3
K 不 動 産 業	100.0	3.6	35.0	6.1	0.4	55.0
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	3.4	35.3	5.2	2.2	54.0
73 旅館・その他の宿泊所	100.0	0.8	20.1	0.3	0.3	78.5
77~78 映 画 業、 娯 楽 業	100.0	0.5	22.0	2.8	2.0	72.8
87 医 療 業	100.0	0.8	42.6	2.8	7.6	46.3
91 教 育 業	100.0	6.5	33.6	3.5	2.0	54.3
92 社会保険、社会福祉	100.0	3.3	55.6	11.1	1.1	28.9
その他のサービス業	100.0	1.9	34.5	7.6	0.8	55.3

の根拠及び内容別事業所数の割合

(%)

制度の適用範囲		1 日 の 時 間			期 間		育 児 時 間 中 の 賃 金		
女子のみ	男女とも	1日2回	1日2回	そ の 他	生 後	そ の 他	無 給	有 給	全 期 間 100%有給
		各30分	各45分		1 年 間				
97.2	2.8	88.7	4.6	6.8	97.3	2.7	55.7	44.3	43.8
98.6	1.4	93.3	2.9	3.8	95.3	4.7	61.3	38.7	38.7
95.2	4.8	96.5	0.0	3.5	96.4	3.6	67.6	32.4	32.4
98.4	1.6	95.9	0.7	3.4	98.6	1.4	68.8	31.2	29.9
96.2	3.8	93.8	0.3	5.9	97.1	2.9	72.9	27.1	24.5
98.6	1.4	92.7	3.1	4.2	100.0	-	63.2	36.8	36.8
97.3	2.7	96.5	1.9	1.6	96.3	3.7	71.4	28.6	28.5
99.7	0.3	99.1	0.2	0.7	98.3	1.7	69.9	30.1	28.3
98.5	1.5	94.3	1.3	4.4	98.4	1.6	77.7	22.3	22.0
99.6	0.4	98.7	0.6	0.7	98.3	1.7	58.0	42.0	41.7
100.0	-	89.6	0.3	10.1	98.8	1.2	67.0	33.0	33.0
96.4	3.6	94.9	-	5.1	99.0	1.0	50.2	49.8	46.8
98.6	1.4	99.4	-	0.6	98.6	1.4	40.6	59.4	59.4
99.4	0.6	96.3	0.7	3.0	99.6	0.4	61.7	38.3	38.3
98.3	1.7	98.0	1.7	0.3	99.7	0.3	82.4	17.6	15.9
97.2	2.8	94.9	1.1	3.9	98.3	1.7	65.9	34.1	32.4
99.0	1.0	97.8	1.0	1.2	100.0	-	61.1	38.9	38.0
99.0	1.0	98.3	-	1.7	98.1	1.9	70.6	29.4	27.4
99.7	0.3	98.8	0.1	1.2	100.0	-	72.9	27.1	26.7
98.6	1.4	95.9	0.5	3.6	97.2	2.8	68.5	31.5	28.1
99.3	0.7	97.1	0.4	2.5	99.9	0.1	72.2	27.8	27.5
97.9	2.1	96.3	1.2	2.6	97.7	2.3	75.9	24.1	23.4
97.3	2.7	96.8	1.2	2.0	98.5	1.5	67.5	32.5	27.7
99.4	0.6	97.3	-	2.7	100.0	-	65.8	34.4	33.9
100.0	-	81.0	9.5	9.5	90.8	9.2	4.3	95.7	95.1
97.2	2.8	73.3	20.3	6.4	100.0	0.0	47.1	52.9	52.5
97.9	2.1	96.8	0.6	2.6	98.6	1.4	74.1	25.9	25.6
98.9	1.2	98.5	1.2	0.2	100.0	0.0	73.2	26.8	26.3
96.3	3.7	94.4	-	5.6	98.5	3.5	74.7	25.3	25.0
99.7	0.3	98.2	-	1.8	100.0	-	75.7	24.3	24.3
98.7	1.3	94.2	1.7	4.1	98.8	1.2	33.0	67.0	61.8
100.0	-	85.7	1.3	2.9	100.0	-	54.9	45.1	45.1
95.4	4.6	78.4	6.7	14.9	94.2	5.8	36.1	63.9	63.1
95.1	4.9	95.3	1.3	3.4	97.9	2.1	78.1	21.9	20.6
97.4	2.6	96.3	1.7	2.0	97.4	2.6	71.5	28.5	27.6
98.8	1.2	89.3	1.4	9.3	97.3	2.7	38.2	61.8	60.1
94.7	5.3	56.5	13.6	29.9	88.7	11.3	9.9	90.1	89.1
96.2	3.8	82.2	6.0	11.7	93.9	6.1	11.1	88.9	88.0
94.7	5.3	91.1	3.2	5.7	97.6	2.4	55.5	44.5	44.4

第5表 産業、規模、育児時間制度

【規模：500人以上】

産 業	全 事 業 所 数	制 度 の 根 拠				
		労働協約	就業規則	労働協約 と 就業規則	内規のみ	そ の 他
産 業 計	100.0	3.7	29.3	40.2	3.5	23.4
D 鉱 業	100.0	11.1	22.2	44.4	—	22.2
E 建 設 業	100.0	2.6	32.2	17.8	—	47.4
F 製 造 業 (計)	100.0	2.5	31.9	48.6	3.2	13.7
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	—	24.2	56.6	3.4	15.8
14 織 維 工 業	100.0	6.7	22.5	68.5	—	2.2
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	—	50.0	25.0	—	25.0
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	*	*	*	*	*	*
17 家具・装備品製造業	100.0	—	20.0	20.0	—	60.0
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	5.6	30.6	48.4	7.1	8.3
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	1.8	32.4	62.3	—	3.5
20 化 学 工 業	100.0	—	27.4	61.3	—	11.4
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	—	4.6	64.6	7.7	23.1
23 ゴム製品製造業	100.0	—	34.6	52.8	2.5	10.1
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	*	*	*	*	*	*
25 窯業・土石製品製造業	100.0	—	40.4	45.7	2.3	11.6
26 鉄 鋼 業	100.0	1.1	20.4	64.1	1.5	12.9
27 非鉄金属製造業	100.0	11.9	11.3	50.0	10.2	16.4
28 金属製品製造業	100.0	4.4	22.1	51.4	2.2	19.9
29 一般機械器具製造業	100.0	1.6	16.6	47.4	11.5	22.9
30 電気機械器具製造業	100.0	4.0	36.7	48.5	1.3	9.4
31 輸送用機械器具製造業	100.0	1.7	46.3	33.8	2.0	16.1
32 精密機械器具製造業	100.0	1.7	41.2	36.5	5.8	14.9
22・33・34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	100.0	—	41.7	36.4	3.3	18.6
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.1	51.4	34.3	3.1	8.1
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	4.0	15.1	68.4	—	12.5
I 卸 売 ・ 小 売 業、飲食店(計)	100.0	9.9	20.7	44.0	6.2	19.1
49~52 卸 売 業	100.0	15.1	22.7	41.9	—	20.3
53~58 小 売 業	100.0	4.6	17.7	46.8	12.6	18.2
59~60 飲 食 店	*	*	*	*	*	*
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	15.0	26.6	7.7	13.1	37.6
K 不 動 産 業	100.0	27.5	15.0	—	57.5	—
L サ ー ビ ス 業(計)	100.0	1.2	31.3	11.7	2.4	53.4
73 旅館・その他の宿泊所	100.0	—	9.6	—	—	90.4
77~78 映画業、娯楽業	*	*	*	*	*	*
87 医 療 業	100.0	—	37.3	8.9	3.9	49.9
91 教 育 業	100.0	6.4	28.5	2.0	1.0	62.2
92 社会保険、社会福祉	100.0	—	31.3	18.8	12.5	37.5
その他のサービス業	100.0	—	26.6	24.7	1.1	47.7

の根拠及び内容別事業所数の割合

(%)

制度の適用範囲		1 日 の 時 間			期 間		育 児 時 間 中 の 賃 金		
女子のみ	男女とも	1日2回 各30分	1日2回 各45分	その他	生 後 1 年 間	その他	無 給	有 給	全 期 間 100%有給
98.8	1.2	84.0	8.0	8.0	97.5	2.5	34.3	65.7	61.1
100.0	—	55.6	—	44.4	100.0	—	22.2	77.8	77.8
98.7	1.3	98.7	1.3	—	97.4	2.6	55.8	44.2	44.2
98.5	1.5	91.8	3.6	4.7	98.4	1.6	40.7	59.3	54.0
97.6	2.4	92.8	4.8	2.4	100.0	—	34.5	65.5	63.1
97.8	2.2	84.9	13.5	1.6	100.0	—	31.5	68.5	66.2
100.0	—	100.0	—	—	87.5	12.5	25.0	75.0	62.5
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
80.0	20.0	80.0	—	20.0	60.0	40.0	40.0	60.0	60.0
92.9	7.1	92.9	—	7.1	97.2	2.8	21.0	79.0	79.0
100.0	—	60.3	—	39.7	98.2	1.8	16.8	83.2	83.2
98.9	1.1	93.2	—	6.8	98.9	1.1	18.1	81.9	79.6
100.0	—	100.0	—	—	100.0	—	27.7	72.3	72.3
100.0	—	87.4	—	12.6	100.0	—	17.6	82.4	82.4
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
100.0	—	97.7	—	2.3	100.0	—	28.8	71.2	71.2
100.0	—	98.9	1.1	—	100.0	—	26.0	74.0	65.5
100.0	—	100.0	—	—	83.4	16.6	51.8	48.2	41.1
93.4	6.6	84.0	3.6	12.4	100.0	—	46.4	53.6	53.6
96.8	3.2	82.5	12.7	4.8	100.0	—	47.3	52.7	44.3
100.0	—	97.3	—	2.7	98.7	1.3	46.0	54.0	48.6
98.3	1.7	88.5	9.0	2.5	98.3	1.7	60.4	39.6	35.5
96.7	3.3	97.5	—	2.5	96.7	3.3	41.3	58.7	33.2
100.0	—	100.0	—	—	100.0	—	28.6	71.4	61.5
100.0	—	86.9	5.0	8.1	95.0	5.0	—	100.0	93.1
98.8	1.2	46.7	48.1	5.2	98.8	1.2	16.2	83.8	83.8
99.7	0.3	70.4	12.7	16.9	94.0	6.0	33.7	66.3	55.7
100.0	—	58.5	25.5	16.1	99.1	0.9	28.3	71.7	56.6
100.0	—	82.7	—	17.3	88.8	11.2	39.0	61.0	54.9
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
99.0	1.0	69.0	3.8	27.2	100.0	—	21.6	78.4	65.3
100.0	—	72.5	—	27.5	100.0	—	12.5	87.5	87.5
99.2	0.8	85.8	3.0	11.3	95.6	4.4	24.5	75.5	74.7
100.0	—	100.0	—	—	94.4	—	100.0	—	—
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
98.9	1.1	76.3	5.4	18.3	93.2	6.8	5.0	95.0	93.9
100.0	—	90.2	—	9.8	97.2	2.4	10.4	89.6	89.6
100.0	—	68.8	—	31.3	81.3	18.7	12.5	87.5	87.5
98.9	1.1	95.8	2.3	1.9	98.1	1.9	47.5	52.5	51.4

第5表 産業、規模、育児時間制度

【規模：100～499人】

産 業	全 事 業 所 数	制 度 の 根 拠				
		労働協約	就業規則	労働協約 と 就業規則	内規のみ	そ の 他
産 業 計	100.0	2.8	33.2	20.7	3.0	40.3
D 鉱 業	100.0	-	30.9	12.7	5.1	51.3
E 建 設 業	100.0	1.4	24.6	14.8	2.0	57.1
F 製 造 業 (計)	100.0	3.6	36.8	18.4	1.7	39.5
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	5.5	36.8	14.1	-	43.6
14 織 維 工 業	100.0	5.1	26.1	47.1	-	21.7
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	2.9	30.4	6.4	4.4	55.9
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	2.1	38.6	12.5	4.1	42.7
17 家具・装備品製造業	100.0	1.6	32.4	14.3	1.6	50.0
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	2.8	46.9	9.3	2.8	38.2
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	1.0	35.5	19.8	1.0	42.7
20 化 学 工 業	100.0	5.4	39.1	30.5	-	25.0
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	1.8	19.3	42.9	5.3	30.8
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	6.7	35.9	30.6	6.1	20.7
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	-	42.3	10.3	2.6	44.9
25 窯業・土石製品製造業	100.0	6.3	35.1	17.5	-	41.2
26 鉄 鋼 業	100.0	4.9	27.8	22.6	2.4	42.3
27 非鉄金属製造業	100.0	2.5	28.0	25.3	2.6	41.5
28 金属製品製造業	100.0	4.2	32.1	18.7	1.2	43.8
29 一般機械器具製造業	100.0	6.1	32.9	18.3	-	42.6
30 電気機械器具製造業	100.0	1.4	44.2	14.6	4.1	35.8
31 輸送用機械器具製造業	100.0	3.9	35.6	13.8	1.6	45.1
32 精密機械器具製造業	100.0	0.8	36.4	12.6	2.5	47.8
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	100.0	1.5	45.6	16.8	-	36.2
G 電 気・ガ ス・熱供給・水道業	100.0	1.0	41.4	37.1	5.0	15.5
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	0.9	23.7	46.1	3.1	26.3
I 卸 売・小売業、飲食店(計)	100.0	3.7	23.8	26.9	1.7	43.9
49~52 卸 売 業	100.0	4.7	28.9	25.0	0.9	40.5
53~58 小 売 業	100.0	2.7	15.7	30.7	2.7	48.3
59~60 飲 食 店	100.0	-	51.5	7.9	-	40.5
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	-	31.3	22.3	10.1	36.3
K 不 動 産 業	100.0	9.4	41.7	5.1	-	43.7
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	3.2	40.2	5.1	4.5	47.0
73 旅館・その他の宿泊所	100.0	3.7	18.9	1.2	1.2	74.8
77~78 映 画 業、娯 楽 業	100.0	1.7	27.0	3.7	7.7	59.9
87 医 療 業	100.0	2.2	50.7	2.4	7.0	37.7
91 教 育 業	100.0	-	48.0	2.0	-	50.1
92 社会保険、社会福祉	100.0	2.4	40.7	15.0	3.0	39.0
その他のサービス業	100.0	5.1	35.5	8.3	4.4	46.7

の根拠及び内容別事業所数の割合

(%)

制度の適用範囲		1 日 の 時 間			期 間		育児時間中の賃金		
女子のみ	男女とも	1日2回 各30分	1日2回 各45分	その他	生 後 1 年 間	その他	無 給	有 給	全 期 間 100%有給
97.4	2.6	88.1	6.7	5.2	98.5	1.5	48.2	51.8	50.2
100.0	-	94.9	-	5.1	97.5	2.5	51.3	48.7	48.7
100.0	-	100.0	-	-	99.0	1.0	55.1	44.9	44.9
98.0	2.0	94.4	1.4	4.2	98.8	1.2	59.4	40.6	39.2
97.9	2.1	96.3	1.2	2.5	98.8	1.2	64.0	36.0	36.0
98.7	1.3	87.3	8.8	4.1	100.0	-	35.7	64.3	64.3
98.5	1.5	98.5	1.5	-	97.1	2.9	69.1	30.9	30.9
97.9	2.1	93.2	1.4	5.5	100.0	-	55.9	44.1	41.3
100.0	-	98.4	-	1.6	100.0	-	68.2	31.8	30.2
98.8	1.4	94.4	2.8	2.8	97.2	2.8	41.8	58.2	56.8
100.0	-	98.0	2.0	-	93.5	6.5	56.1	43.9	43.9
95.6	4.4	93.8	-	6.2	97.0	3.0	34.7	65.3	58.3
98.2	1.8	98.4	-	1.6	98.2	1.8	34.2	65.8	65.8
97.4	2.6	92.3	3.1	4.6	98.0	2.0	45.2	54.8	54.8
100.0	-	97.4	-	2.6	97.4	2.6	56.3	43.7	43.7
96.9	3.1	90.6	-	9.4	96.9	3.1	49.9	50.1	46.9
100.0	-	95.2	3.7	1.1	100.0	-	53.3	46.7	44.8
100.0	-	93.5	-	6.5	100.0	-	58.2	40.8	38.2
98.8	1.2	94.2	-	5.8	100.0	-	65.0	35.0	32.9
100.0	-	96.3	-	3.7	99.2	0.8	61.7	38.3	36.3
97.3	2.7	94.6	1.4	4.1	100.0	-	69.6	30.4	30.4
96.8	3.2	91.4	1.6	7.0	98.4	1.6	69.7	30.3	28.8
97.5	2.5	95.6	0.8	3.7	98.8	1.2	68.2	31.8	27.4
96.8	3.2	92.2	-	7.8	100.0	-	52.6	47.4	46.0
100.0	-	78.5	11.6	10.0	91.4	8.6	2.0	98.0	96.6
100.0	-	59.9	33.1	7.0	100.0	-	32.0	68.0	66.2
95.9	4.1	94.9	0.5	4.6	98.2	1.8	68.2	41.8	39.8
98.2	1.8	98.2	0.9	0.9	100.0	-	53.8	45.3	42.5
93.2	6.8	90.7	-	9.3	96.0	4.0	62.6	37.4	36.1
94.7	5.3	100.0	-	-	100.0	-	53.8	46.2	46.2
98.2	1.8	88.7	5.7	5.6	98.9	1.1	44.4	55.6	47.7
100.0	-	86.8	2.6	10.7	100.0	-	47.6	52.4	52.4
94.6	5.4	91.4	2.4	6.2	97.5	2.5	39.5	60.5	59.2
96.2	3.8	98.8	-	1.2	98.8	1.2	71.8	28.2	28.2
98.3	1.7	98.1	1.9	-	94.6	5.4	85.8	34.2	34.2
96.6	3.4	93.0	1.0	5.9	100.0	-	27.9	72.1	69.7
95.6	4.4	78.7	6.8	14.5	95.5	4.5	14.1	85.9	83.9
95.6	4.4	63.1	12.7	24.2	81.4	18.6	8.9	91.1	91.1
92.1	7.9	94.2	1.5	4.3	97.7	2.3	49.1	50.9	50.1

第5表 産業、規模、育児時間制度

【規模：30～99人】

産 業	全 事 業 所 数	制 度 の 根 拠				
		労働協約	就業規則	労働協約 と 就業規則	内規のみ	そ の 他
産 業 計	100.0	1.8	27.1	8.1	1.9	61.1
D 鉱 業	100.0	1.8	21.4	12.5	3.6	60.8
E 建 設 業	100.0	—	20.0	2.7	—	77.3
F 製 造 業 (計)	100.0	1.1	30.5	5.0	2.0	61.5
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	—	23.0	7.0	1.7	68.3
14 繊 維 工 業	100.0	2.9	42.4	4.4	2.9	47.4
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	1.9	36.5	4.6	—	57.0
16 木材・木製品製造業（家具を除く）	100.0	3.1	29.4	—	4.0	63.5
17 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	100.0	—	23.5	3.2	3.6	69.7
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	—	34.0	4.3	1.4	60.3
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	0.9	29.3	1.7	1.7	66.4
20 化 学 工 業	100.0	1.1	43.1	9.7	1.1	45.0
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	4.6	28.9	19.7	—	46.8
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	—	35.9	4.2	1.7	58.2
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	—	27.7	—	3.9	68.3
25 窯業・土石製品製造業	100.0	1.4	23.3	13.6	1.4	60.3
26 鉄 鋼 製 造 業	100.0	—	24.5	12.5	1.4	61.7
27 非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	1.4	39.0	7.8	2.8	48.9
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	1.3	33.8	1.3	1.3	62.2
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	100.0	1.8	30.1	3.6	1.8	62.8
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	1.4	25.8	3.2	1.9	67.7
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	—	28.4	8.6	4.3	58.7
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	100.0	1.4	38.3	1.4	2.8	56.1
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	100.0	—	33.2	4.4	2.8	59.6
G 電 気・ガ ス・熱供給・水道業	100.0	2.4	39.0	33.8	3.8	21.0
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	1.3	13.8	26.1	—	58.8
I 卸 売・小売業、飲食店（計）	100.0	1.9	20.2	5.0	3.1	69.8
49～52 卸 売 業	100.0	1.1	18.3	4.3	6.3	70.1
53～58 小 売 業	100.0	3.3	22.3	6.6	—	67.8
59～60 飲 食 店	100.0	—	21.4	1.9	—	76.7
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	1.2	32.9	18.1	3.6	44.3
K 不 動 産 業	100.0	2.1	33.7	6.3	—	57.8
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	3.4	34.3	5.1	1.7	55.4
73 旅館・その他の宿泊所	100.0	—	20.6	—	—	79.4
77～78 映 画 業、 娯 楽 業	100.0	—	20.0	2.5	—	77.5
87 医 療 業	100.0	—	38.5	2.6	8.1	50.8
91 教 育 業	100.0	7.0	32.6	3.7	2.2	54.6
92 社 会 保 険、 社 会 福 祉	100.0	3.3	56.8	10.8	0.9	28.2
その他のサービス業	100.0	1.2	34.3	7.2	—	57.3

の根拠及び内容別事業所数の割合

(%)

制度の適用範囲		1 日 の 時 間			期 間		育児時間中の賃金		
女子のみ	男女とも	1日2回 各30分	1日2回 各45分	その他	生 後 1 年 間	その他	無 給	有 給	全 期 間 100%有給
97.1	2.9	88.9	4.0	7.1	97.1	2.9	57.7	42.3	41.5
98.2	1.8	94.7	3.6	1.8	94.7	5.3	64.9	35.1	35.1
94.6	5.4	96.0	—	4.0	96.0	4.0	69.4	30.6	30.6
98.5	1.5	96.5	0.4	3.1	98.5	1.5	72.7	27.3	26.2
95.7	4.3	93.0	—	7.0	96.5	3.5	76.2	23.8	20.3
98.6	1.4	94.3	1.4	4.3	100.0	—	71.3	28.7	28.7
97.1	2.9	96.1	1.9	1.9	96.1	3.9	72.0	28.0	28.0
100.0	—	100.0	—	—	98.0	2.0	72.1	27.9	23.8
96.8	1.6	93.6	1.6	4.8	98.4	1.6	80.1	19.9	19.9
100.0	—	100.0	—	—	98.6	1.4	63.2	36.8	36.8
100.0	—	88.3	—	11.7	100.0	—	70.5	29.5	29.5
96.5	3.5	95.7	—	4.3	100.0	—	61.7	38.3	37.2
98.5	1.5	100.0	—	—	98.5	1.5	48.3	51.7	51.7
100.0	—	98.3	—	1.7	100.0	—	70.4	29.6	29.6
98.1	1.9	98.1	1.9	—	100.0	—	86.4	13.6	11.7
97.2	2.8	95.8	1.4	2.8	98.6	1.4	70.1	29.9	28.5
98.6	1.4	98.6	—	1.4	100.0	—	66.6	33.4	33.4
98.6	1.4	100.0	—	—	98.6	1.4	76.6	23.4	21.9
100.0	—	100.0	—	—	100.0	—	75.0	25.0	25.0
98.2	1.8	96.4	—	3.6	96.4	3.6	71.7	28.3	24.7
100.0	—	98.1	—	1.9	100.0	—	75.4	24.6	24.6
98.3	1.7	99.1	—	0.9	97.4	2.6	80.2	19.8	19.8
97.2	2.8	97.2	1.4	1.4	98.6	1.4	69.2	30.8	27.4
100.0	—	98.6	—	1.4	100.0	—	69.5	30.5	30.5
100.0	—	82.1	8.6	9.3	90.4	9.6	5.5	94.5	94.5
96.2	3.8	78.1	15.6	6.3	100.0	—	52.6	47.4	47.4
98.1	1.9	97.3	0.5	2.2	98.6	1.4	76.6	23.4	23.4
98.9	1.1	98.9	1.1	—	100.0	—	76.3	23.7	23.7
98.7	3.3	95.0	—	5.0	96.7	3.3	76.9	23.1	23.1
100.0	—	98.1	—	1.9	100.0	—	76.7	23.3	23.3
98.8	1.2	95.2	1.2	3.6	98.8	—	31.7	68.3	63.5
100.0	—	97.9	1.1	1.1	100.0	—	58.8	43.2	43.2
95.5	4.5	75.8	7.6	18.6	93.5	6.5	35.6	64.4	63.7
94.7	5.3	94.2	1.8	4.1	97.7	2.3	79.6	20.4	18.7
97.1	2.9	95.9	1.6	2.5	98.4	1.6	73.7	26.3	25.0
100.0	—	88.0	1.3	10.7	96.1	3.9	45.7	54.3	53.0
94.6	5.4	54.7	14.2	31.1	88.1	11.9	9.6	90.4	89.5
96.3	3.7	83.7	5.6	10.8	94.8	5.2	11.3	88.7	87.8
95.2	4.8	90.4	3.6	6.0	97.6	2.4	57.0	43.0	43.0

第6表 産業、規模、妊産婦の労働時間等に関する制

産 業	業	規 模			
		全 事 業 所 数	労 働 協 約	就 業 規 則	労 働 協 約 と 就 業 規 則
産 業 計		100.0	1.1	14.9	8.0
D 鉱 業		100.0	1.4	3.2	3.7
E 建 設 業		100.0	0.0	15.4	4.6
F 製 造 業 (計)		100.0	0.7	14.7	7.3
12.13	食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	0.7	11.6	8.8
14	織 維 工 業	100.0	1.9	12.8	11.3
15	衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	0.2	15.9	3.2
16	木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	0.2	13.8	3.4
17	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	100.0	0.3	15.8	3.1
18	パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	0.3	15.2	5.4
19	出版・印刷・同関連産業	100.0	0.3	18.0	11.4
20	化 学 工 業	100.0	1.7	15.7	10.1
21	石油製品・石炭製品製造業	100.0	1.2	9.1	24.2
23	ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	—	13.8	4.5
24	なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	—	11.8	3.0
25	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	100.0	0.5	11.3	16.3
26	鉄 鋼 製 造 業	100.0	1.1	14.9	17.2
27	非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	0.5	22.6	8.1
28	金 属 製 品 製 造 業	100.0	0.0	13.6	3.9
29	一 般 機 械 器 具 製 造 業	100.0	0.1	14.5	4.9
30	電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	1.0	13.4	6.8
31	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	1.1	16.3	8.2
32	精 密 機 械 器 具 製 造 業	100.0	3.3	23.3	5.5
22・33・34	プラスチック製品・武器・その他の製造業	100.0	0.3	17.9	1.5
G	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	3.6	10.9	17.1
H	運 輸 ・ 通 信 業	100.0	0.2	9.8	22.4
I	卸 売 ・ 小 売 業、飲食店(計)	100.0	0.7	17.6	6.9
49~52	卸 売 業	100.0	0.1	21.6	5.6
53~58	小 売 業	100.0	1.1	11.5	10.0
59~60	飲 食 店	100.0	1.8	23.5	—
J	金 融 ・ 保 險 業	100.0	1.1	32.6	13.7
K	不 動 産 業	100.0	0.9	17.0	1.1
L	サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	2.4	11.4	3.2
73	旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	100.0	0.3	5.9	3.0
77~78	映 画 業、娯 楽 業	100.0	—	8.4	2.8
87	医 療 業	100.0	1.0	9.1	5.9
91	教 育 業	100.0	4.8	11.9	2.0
92	社 会 保 険、社 会 福 祉 業	100.0	0.9	3.1	5.8
	そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	1.2	13.9	3.2

限制度規定根拠別事業所数の割合－時間外労働の制限－

(%)

計		5 0 0 人 以 上					
内規のみ	そ の 他	全事業 所 数	労働協約	就業規則	労働協約と 就業規則	内規のみ	そ の 他
2.6	73.3	100.0	2.3	14.4	24.1	1.9	57.2
3.3	88.4	100.0	—	11.1	—	—	88.9
1.2	78.7	100.0	6.0	8.6	20.4	—	65.1
1.6	75.8	100.0	1.1	18.1	28.2	1.5	51.1
0.0	78.9	100.0	—	17.5	42.2	2.4	37.9
1.9	72.0	100.0	2.2	9.0	37.7	—	51.1
4.6	76.1	100.0	—	—	50.0	—	50.0
5.8	76.8	100.0	*	*	*	*	*
2.5	78.4	100.0	—	—	20.0	—	80.0
0.3	78.9	100.0	—	8.3	15.9	—	75.8
2.1	68.2	100.0	—	37.0	16.8	—	46.2
1.8	70.8	100.0	—	21.6	23.8	1.2	53.5
3.1	62.4	100.0	—	—	40.0	7.7	52.3
0.5	81.1	100.0	—	10.1	14.8	2.5	72.6
7.1	78.1	100.0	*	*	*	*	*
0.4	71.4	100.0	—	27.1	20.9	—	52.0
0.6	66.3	100.0	—	12.9	40.7	—	46.4
0.8	68.0	100.0	2.4	3.0	27.4	2.4	64.8
0.5	82.0	100.0	2.2	2.2	27.9	2.2	65.5
0.1	80.4	100.0	1.6	6.8	34.7	1.6	55.4
2.2	76.6	100.0	1.3	23.2	28.2	2.7	44.6
3.1	71.2	100.0	1.7	26.0	24.8	—	47.6
1.3	66.6	100.0	1.7	14.0	20.1	1.7	62.6
1.1	79.2	100.0	—	16.6	26.4	—	57.1
1.6	66.7	100.0	—	15.6	12.5	—	72.0
0.4	67.1	100.0	—	7.6	30.3	—	62.2
4.7	70.1	100.0	10.2	6.0	36.0	0.7	47.0
5.6	67.1	100.0	14.2	2.8	34.5	—	48.4
4.6	72.7	100.0	6.4	8.7	38.1	1.5	45.4
—	74.8	100.0	*	*	*	*	*
3.0	49.7	100.0	1.9	8.7	8.7	13.1	67.7
0.2	80.8	100.0	—	—	—	27.5	72.5
3.5	79.5	100.0	3.1	13.0	8.9	2.2	72.8
4.0	86.9	100.0	—	11.1	—	—	88.9
0.9	88.0	100.0	*	*	*	*	*
10.9	73.2	100.0	6.8	6.8	6.8	4.6	75.0
1.1	80.3	100.0	1.0	6.0	1.0	1.0	71.0
3.5	86.7	100.0	—	—	18.8	—	81.2
3.5	78.3	100.0	—	24.3	19.0	—	56.6

第6表 産業、規模、妊産婦の労働時間等に関する制

産 業	全 事 業 所 数	1 0 0 ~ 4 9 9		
		労働協約	就業規則	労働協約と 就業規則
産 業 計	100.0	1.4	16.1	13.5
D 鉱 業	100.0	—	9.1	5.1
E 建 設 業	100.0	—	22.2	18.2
F 製 造 業 (計)	100.0	1.3	16.9	10.2
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	2.9	13.7	4.6
14 織 維 工 業	100.0	3.8	9.9	27.1
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	1.5	19.6	5.9
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	1.4	11.1	11.9
17 家具・装 備 品 製 造 業	100.0	1.6	13.1	9.1
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	1.4	17.5	8.4
19 出版・印刷・同 関 連 産 業	100.0	1.8	16.2	5.9
20 化 学 工 業	100.0	1.1	17.6	16.3
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	3.5	12.7	26.8
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	—	17.5	10.8
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	—	12.8	10.3
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	100.0	3.1	16.7	19.9
26 鉄 鋼 製 造 業	100.0	4.4	15.6	20.9
27 非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	1.3	19.3	13.8
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	—	15.4	14.1
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	100.0	—	16.7	10.2
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	—	21.2	6.5
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	1.6	22.0	6.4
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	100.0	—	11.1	10.2
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・ そ の 他 の 製 造 業	100.0	1.5	13.9	5.9
G 電 気・ガ ス・熱供給・水道業	100.0	3.4	16.1	23.1
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	0.9	17.0	26.9
I 卸 売・小売業、飲食店(計)	100.0	3.5	15.3	19.4
49~52 卸 売 業	100.0	—	26.3	20.0
53~58 小 売 業	100.0	7.9	1.3	20.3
59~60 飲 食 店	100.0	—	26.0	—
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	—	13.7	8.0
K 不 動 産 業	100.0	—	32.4	1.3
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	1.2	13.7	6.4
73 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	100.0	1.2	7.7	1.2
77~78 映 画 業 ・ 娯 楽 業	100.0	—	16.7	3.5
87 医 療 業	100.0	2.1	9.2	9.5
91 教 育 業	100.0	—	6.6	4.9
92 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉	100.0	—	7.7	13.3
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	1.2	19.7	5.8

限制度規定根拠別事業所数の割合－時間外労働の制限－

(%)

人		3 0 ～ 9 9 人					
内規のみ	そ の 他	全事業所数	労働協約	就業規則	労働協約と就業規則	内規のみ	そ の 他
2.4	66.5	100.0	1.0	14.7	6.6	2.7	75.1
2.5	83.3	100.0	1.8	1.8	3.6	3.6	89.3
—	59.5	100.0	—	14.6	2.7	1.3	81.4
2.2	69.5	100.0	0.5	13.9	5.6	1.4	78.6
—	78.9	100.0	—	10.8	9.5	—	79.7
3.8	55.4	100.0	1.4	13.7	6.5	1.4	77.0
4.4	68.6	100.0	—	15.2	2.7	4.6	77.5
4.1	71.6	100.0	—	14.1	2.0	6.0	77.9
6.6	69.7	100.0	—	16.5	1.6	1.6	80.3
1.4	71.3	100.0	—	14.8	4.3	—	80.9
—	76.2	100.0	—	18.0	12.5	2.6	66.9
3.2	61.9	100.0	2.2	14.0	5.4	1.1	77.3
3.5	53.5	100.0	—	9.3	18.2	1.5	71.0
1.5	70.2	100.0	—	12.9	1.7	—	85.3
7.7	69.2	100.0	—	11.7	1.9	7.1	79.4
2.5	57.8	100.0	—	9.8	15.5	—	74.7
2.4	56.7	100.0	—	14.8	14.0	—	71.2
2.4	63.2	100.0	—	25.4	4.3	—	70.4
2.9	67.5	100.0	—	13.4	1.3	—	85.2
—	73.1	100.0	—	14.3	1.8	—	83.9
2.7	69.6	100.0	1.4	9.6	5.1	1.9	82.0
3.2	66.8	100.0	0.9	12.9	6.9	3.4	75.9
4.9	73.9	100.0	4.6	28.3	2.8	—	64.3
—	78.8	100.0	—	18.9	—	1.4	79.6
—	57.4	100.0	3.8	8.3	14.4	2.4	71.0
1.8	53.5	100.0	—	7.5	20.9	—	71.6
2.1	59.6	100.0	0.2	18.0	5.0	5.1	71.8
1.8	51.9	100.0	—	21.0	3.2	6.3	69.5
2.7	67.8	100.0	—	13.1	8.3	5.0	73.7
—	74.0	100.0	1.9	23.3	—	—	74.8
6.7	71.6	100.0	1.2	35.3	14.5	2.4	46.7
—	66.4	100.0	1.1	13.9	1.1	—	84.0
3.3	75.4	100.0	2.6	10.9	2.5	3.6	80.4
1.2	88.6	100.0	—	5.3	3.5	4.8	86.3
—	79.8	100.0	—	5.0	2.5	1.3	91.2
9.4	69.8	100.0	—	9.1	3.9	12.0	74.9
1.0	87.5	100.0	5.2	12.3	1.8	1.1	79.7
5.9	73.2	100.0	0.9	2.8	5.2	3.3	87.8
0.8	72.5	100.0	1.2	12.4	2.4	4.1	79.8

第6表 産業、規模、妊産婦の労働時間等に関する制

産 業	業	計	規 模			
			全 事 業 所 数	労 働 協 約	就 業 規 則	労 働 協 約 と 就 業 規 則
産 業 計			100.0	1.1	14.8	8.1
D 鉱 業			100.0	1.4	3.2	3.7
E 建 設 業			100.0	0.0	14.3	4.6
F 製 造 業 (計)			100.0	0.7	15.0	7.5
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業			100.0	0.7	12.1	9.9
14 織 維 工 業			100.0	1.9	11.7	10.3
15 衣類・その他の繊維製品製造業			100.0	0.2	18.5	4.9
16 木材・木製品製造業(家具を除く)			100.0	0.2	12.1	3.3
17 家具・装 備 品 製 造 業			100.0	0.3	13.1	6.0
18 パルプ・紙・紙加工品製造業			100.0	0.3	15.5	5.4
19 出版・印刷・同関連産業			100.0	0.3	19.2	11.9
20 化 学 工 業			100.0	1.7	16.0	10.4
21 石油製品・石炭製品製造業			100.0	1.2	9.1	24.8
23 ゴ ム 製 品 製 造 業			100.0	0.1	10.7	4.9
24 なめし革・同製品・毛皮製造業			100.0	—	11.8	3.0
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業			100.0	0.8	10.7	16.3
26 鉄 鋼 製 造 業			100.0	1.1	13.9	18.7
27 非 鉄 金 属 製 造 業			100.0	0.5	19.0	7.2
28 金 属 製 品 製 造 業			100.0	0.1	13.6	4.5
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業			100.0	0.1	14.8	4.5
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業			100.0	1.1	15.4	6.3
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業			100.0	1.1	16.4	7.8
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業			100.0	3.2	20.6	4.4
22・33・34 プラスチック製品・武器・その他の製造業			100.0	—	18.1	1.8
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業			100.0	3.0	9.9	17.8
H 運 輸 ・ 通 信 業			100.0	0.4	9.6	22.4
I 卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店 (計)			100.0	0.4	16.9	6.9
49~52 卸 売 業			100.0	0.1	21.6	5.6
53~58 小 売 業			100.0	0.9	9.9	10.0
59~60 飲 食 店			100.0	—	23.5	—
J 金 融 ・ 保 險 業			100.0	2.1	29.3	12.6
K 不 動 産 業			100.0	1.1	16.6	1.1
L サ ー ビ ス 業 (計)			100.0	2.1	12.2	3.5
73 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所			100.0	0.3	7.8	3.5
77~78 映 画 業 ・ 娯 楽 業			100.0	—	7.5	2.8
87 医 療 業			100.0	0.9	9.5	5.5
91 教 育 業			100.0	4.0	11.8	2.0
92 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 業			100.0	0.9	3.2	5.8
そ の 他 の サ ー ビ ス 業			100.0	1.2	15.7	4.1

限制度規定根拠別事業所数の割合－休日労働の制限－

(%)

計		5 0 0 人 以 上					
内規のみ	そ の 他	全事業 所 数	労働協約	就業規則	労働協約と 就業規則	内規のみ	そ の 他
2.4	73.6	100.0	2.4	14.0	23.1	1.9	58.6
3.3	88.4	100.0	—	11.1	—	—	88.9
1.3	79.8	100.0	6.0	9.9	19.1	—	65.1
1.5	75.3	100.0	1.5	17.1	26.8	1.6	53.0
0.0	77.4	100.0	—	12.7	41.5	2.4	43.4
2.2	73.9	100.0	2.2	9.0	37.7	—	51.1
4.6	71.9	100.0	—	—	50.0	—	50.0
3.8	80.6	*	*	*	*	*	*
1.2	79.5	100.0	—	—	20.0	—	80.0
0.3	78.6	100.0	—	8.3	15.9	—	75.8
2.1	66.5	100.0	—	37.0	16.8	—	46.2
1.8	70.1	100.0	—	21.6	23.8	1.2	53.5
2.5	62.4	100.0	—	—	40.0	7.7	52.3
0.5	83.8	100.0	2.5	10.1	14.8	2.5	70.1
7.1	78.1	*	*	*	*	*	*
0.4	71.7	100.0	—	25.5	20.9	—	53.6
0.6	65.7	100.0	—	12.9	40.4	—	46.7
0.4	72.8	100.0	2.4	5.4	22.7	2.4	67.2
0.5	81.3	100.0	4.4	2.2	25.7	2.2	65.5
0.1	80.5	100.0	1.6	6.8	31.5	1.6	58.6
2.2	75.1	100.0	2.7	21.9	25.5	2.7	47.2
3.1	71.6	100.0	1.7	24.3	24.8	—	49.2
1.3	70.5	100.0	—	14.0	20.1	1.7	64.3
1.1	78.9	100.0	—	10.0	26.4	3.3	60.3
0.7	68.6	100.0	—	15.6	12.5	—	72.0
0.4	67.1	100.0	—	7.6	30.3	—	62.2
4.7	71.0	100.0	10.2	6.0	36.0	0.7	47.0
5.6	67.1	100.0	14.2	2.8	34.5	—	48.5
4.6	74.5	100.0	6.4	8.7	38.1	1.5	45.4
—	76.5	*	*	*	*	*	*
3.0	53.0	100.0	1.9	8.7	8.7	13.1	67.7
0.2	81.0	100.0	—	—	—	27.5	72.5
2.8	79.4	100.0	2.4	13.3	7.9	1.7	74.6
4.0	84.4	100.0	—	11.1	—	—	88.9
0.9	88.9	*	*	*	*	*	*
6.4	77.7	100.0	5.7	6.8	6.8	3.5	77.3
1.0	81.2	100.0	—	6.0	1.0	1.0	92.1
2.1	88.0	100.0	—	—	18.8	—	81.2
3.5	75.5	100.0	—	25.2	15.6	—	59.0

第6表 産業、規模、妊産婦の労働時間等に関する制

産 業	全 事 業 所 数	1 0 0 ～ 4 9 9		
		労 働 協 約	就 業 規 則	労 働 協 約 と 就 業 規 則
産 業 計	100.0	1.5	15.8	13.3
D 鉱 業	100.0	—	9.1	5.1
E 建 設 業	100.0	—	22.2	18.2
F 製 造 業 (計)	100.0	1.3	17.5	9.6
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	2.9	16.3	3.3
14 織 維 工 業	100.0	3.8	9.9	27.4
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	1.5	15.2	5.9
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	1.4	11.1	11.1
17 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	100.0	1.6	13.1	10.7
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	1.4	18.9	8.4
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	1.8	15.2	4.9
20 化 学 工 業	100.0	1.1	16.5	17.3
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	3.5	12.7	28.4
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	—	20.5	12.3
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	—	12.8	10.3
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	100.0	4.7	13.6	19.9
26 鉄 鋼 製 造 業	100.0	4.4	15.6	23.3
27 非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	1.3	18.0	15.1
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	—	15.4	11.6
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	100.0	—	17.9	9.0
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	—	23.9	5.2
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	1.6	22.7	4.8
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	100.0	—	9.9	9.7
22・33・34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	100.0	—	15.4	7.4
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	4.5	16.0	25.1
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	1.8	16.1	26.9
I 卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店 (計)	100.0	2.9	14.7	19.4
49～52 卸 売 業	100.0	—	26.3	20.0
53～58 小 売 業	100.0	6.6	—	0.3
59～60 飲 食 店	100.0	—	26.0	—
J 金 融 ・ 保 險 業	100.0	—	12.6	8.0
K 不 動 産 業	100.0	1.3	29.8	1.3
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	1.2	12.8	6.2
73 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	100.0	1.2	10.2	3.7
77～78 映 画 業 ・ 娯 楽 業	100.0	—	16.7	3.5
87 医 療 業	100.0	2.1	10.3	8.3
91 教 育 業	100.0	—	5.7	4.9
92 社 会 保 險 ・ 社 会 福 祉 業	100.0	—	9.1	13.3
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	1.2	17.0	5.8

限制度規定根拠別事業所数の割合－休日労働の制限－

(%)

人		3 0 ～ 9 9 人					
内規のみ	そ の 他	全事業 所数	労働協約	就業規則	労働協約と 就業規則	内規のみ	そ の 他
2.2	67.1	100.0	0.9	14.6	6.7	2.5	75.3
2.5	83.3	100.0	1.8	1.8	3.6	3.6	89.3
1.0	58.5	100.0	—	13.3	2.7	1.3	82.8
2.2	69.3	100.0	0.5	14.1	6.1	1.3	78.0
—	77.6	100.0	—	10.8	11.3	—	77.9
5.1	53.9	100.0	1.4	12.2	5.1	1.4	79.8
4.4	73.0	100.0	—	19.1	4.6	4.6	71.7
2.7	73.7	100.0	—	12.1	2.0	4.0	81.9
6.6	68.0	100.0	—	13.2	4.8	—	81.9
1.4	70.0	100.0	—	14.8	4.3	—	80.9
—	78.1	100.0	—	19.7	13.4	2.6	64.4
3.2	61.8	100.0	2.2	15.1	5.4	1.1	76.2
1.8	53.6	100.0	—	9.3	18.2	1.5	71.0
1.5	65.6	100.0	—	7.7	1.7	—	90.6
7.7	68.5	100.0	—	11.7	1.9	7.1	79.3
2.5	59.2	100.0	—	9.8	15.5	—	74.7
2.4	54.3	100.0	—	13.5	15.4	—	71.2
1.1	64.5	100.0	—	20.6	2.8	—	76.6
2.9	70.0	100.0	—	13.4	2.7	—	83.9
—	73.1	100.0	—	14.3	1.8	—	83.9
2.7	68.2	100.0	1.4	11.5	5.1	1.9	80.0
3.2	67.8	100.0	0.9	12.9	6.9	3.4	75.9
4.9	75.5	100.0	4.6	24.8	1.4	—	69.2
—	77.2	100.0	—	18.9	—	1.4	79.7
—	54.4	100.0	2.4	6.9	14.4	1.0	75.2
1.8	53.5	100.0	—	7.5	20.9	—	71.6
2.1	60.8	100.0	—	17.3	5.0	5.1	72.6
1.8	51.9	100.0	—	21.0	3.2	6.3	69.5
2.7	70.5	100.0	—	11.4	8.3	5.0	75.4
—	74.0	100.0	—	23.3	—	—	76.7
6.7	72.7	100.0	2.4	31.7	13.3	2.4	50.3
—	67.7	100.0	1.1	13.9	1.1	—	84.0
2.2	77.5	100.0	2.2	12.0	2.9	3.0	79.8
1.2	83.7	100.0	—	7.1	3.5	4.8	84.5
—	79.8	100.0	—	3.8	2.5	1.3	92.4
5.9	73.4	100.0	—	9.1	3.9	6.8	80.2
—	89.5	100.0	4.3	12.3	1.8	1.1	80.6
5.9	71.7	100.0	0.9	2.8	5.2	1.9	89.3
0.8	75.3	100.0	1.2	15.4	3.6	4.1	75.7

第6表 産業、規模、妊産婦の労働時間等に関する制

産 業	業 計	規 模			
		全 事 業 所 数	労 働 協 約	就 業 規 則	労働協約と就業規則
産 業 計		100.0	0.9	14.3	8.1
D 鉱 業		100.0	1.4	5.1	3.7
E 建 設 業		100.0	0.0	12.9	4.6
F 製 造 業 (計)		100.0	0.9	15.5	7.4
12.13	食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	0.7	14.3	10.2
14	織 維 工 業	100.0	1.9	10.5	9.4
15	衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	0.4	18.5	4.6
16	木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	0.2	12.2	3.2
17	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	100.0	0.3	18.1	4.7
18	パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	0.3	14.1	4.2
19	出版・印刷・同関連産業	100.0	0.5	18.7	12.3
20	化 学 工 業	100.0	1.4	16.1	9.3
21	石油製品・石炭製品製造業	100.0	0.6	10.5	24.2
23	ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	0.1	11.9	4.5
24	なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	—	11.8	1.6
25	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	100.0	0.8	12.6	17.2
26	鉄 鋼 製 造 業	100.0	0.6	13.3	17.8
27	非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	0.5	18.7	6.5
28	金 属 製 品 製 造 業	100.0	0.0	14.7	4.3
29	一 般 機 械 器 具 製 造 業	100.0	1.4	16.6	4.3
30	電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	1.1	15.3	6.2
31	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	1.1	15.7	8.6
32	精 密 機 械 器 具 製 造 業	100.0	3.5	22.0	4.7
22・33・34	プラスチック製品・武器・その他の製造業	100.0	—	17.6	1.8
G	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	2.0	9.6	16.5
H	運 輸 ・ 通 信 業	100.0	0.2	8.9	22.5
I	卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店 (計)	100.0	0.5	14.3	6.6
49~52	卸 売 業	100.0	0.1	16.1	5.0
53~58	小 売 業	100.0	0.6	11.4	10.0
59~60	飲 食 店	100.0	1.8	18.2	—
J	金 融 ・ 保 險 業	100.0	1.4	28.1	14.1
K	不 動 産 業	100.0	1.0	14.8	1.1
L	サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	1.8	12.8	3.6
73	旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	100.0	0.3	4.9	3.0
77~78	映 画 業 ・ 娯 楽 業	100.0	—	6.1	3.7
87	医 療 業	100.0	1.4	9.9	6.4
91	教 育 業	100.0	4.0	11.9	1.9
92	社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 業	100.0	—	3.2	5.8
	そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	0.4	17.7	4.1

限制度規定根拠別事業所数の割合－深夜業の制限－

(%)

計		5 0 0 人 以 上					
内規のみ	そ の 他	全事業所数	労働協約	就業規則	労働協約と就業規則	内規のみ	そ の 他
2.5	74.1	100.0	3.2	13.4	22.9	1.5	59.1
2.9	86.9	100.0	—	11.1	—	—	88.9
1.3	81.2	100.0	4.7	9.9	17.8	—	67.7
1.5	74.8	100.0	1.7	16.3	26.5	1.3	54.2
0.0	74.9	100.0	—	13.7	42.7	2.4	41.3
1.9	76.2	100.0	2.2	6.7	35.4	—	55.7
4.3	72.2	100.0	—	—	37.5	—	62.5
3.7	80.7	*	*	*	*	*	*
1.2	75.8	100.0	—	—	20.0	—	80.0
0.3	81.1	100.0	—	11.1	15.9	—	73.0
2.1	66.5	100.0	8.6	37.0	16.8	—	37.7
1.4	71.8	100.0	—	23.8	25.0	1.2	50.1
1.4	63.3	100.0	—	—	40.0	—	60.0
0.3	83.1	100.0	2.5	10.1	14.8	—	72.6
7.1	79.5	*	*	*	*	*	*
0.4	69.0	100.0	—	23.2	20.9	—	55.9
0.6	67.8	100.0	—	11.5	40.4	—	48.2
0.4	73.8	100.0	2.4	5.4	22.7	2.4	67.2
0.6	80.4	100.0	2.2	2.2	25.7	4.4	65.5
—	77.8	100.0	1.6	6.8	31.5	—	60.2
2.2	75.3	100.0	2.7	20.6	24.1	2.7	50.0
3.1	71.5	100.0	1.7	21.0	24.8	—	52.6
2.3	67.5	100.0	—	14.0	20.1	1.7	64.3
1.1	79.5	100.0	—	10.0	26.4	3.3	60.3
1.3	70.4	100.0	—	15.6	12.5	—	71.9
0.2	68.2	100.0	—	8.9	31.6	—	59.5
4.7	73.9	100.0	10.2	7.8	32.7	0.7	48.7
5.6	73.2	100.0	14.2	2.8	34.5	—	48.4
4.6	73.5	100.0	6.4	12.4	31.2	1.5	48.4
—	80.0	*	*	*	*	*	*
1.6	54.7	100.0	15.0	7.7	8.7	—	68.5
0.2	82.9	100.0	15.0	—	—	27.5	57.5
3.6	78.1	100.0	2.9	11.6	8.7	3.3	73.5
4.2	87.7	100.0	—	11.1	—	—	88.9
—	90.3	*	*	*	*	*	*
12.1	70.3	100.0	6.8	6.8	7.8	5.7	72.9
1.0	81.1	100.0	—	7.0	1.0	1.0	91.0
2.2	88.8	100.0	—	12.5	18.8	12.5	56.3
3.6	74.2	100.0	—	18.6	16.7	1.9	62.7

第6表 産業、規模、妊産婦の労働時間等に関する制

産 業	全事業所数	1 0 0 ～		4 9 9
		労働協約	就業規則	労働協約と就業規則
産 業 計	100.0	1.4	16.2	13.3
D 鉱 業	100.0	—	11.6	5.1
E 建 設 業	100.0	—	20.2	18.2
F 製 造 業 (計)	100.0	1.4	18.4	9.7
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	2.9	20.0	4.6
14 織 維 工 業	100.0	3.8	9.9	26.1
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	2.9	15.2	4.4
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	1.4	12.5	10.5
17 家具・装備品製造業	100.0	1.6	17.6	10.7
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	1.4	17.5	8.4
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	1.8	16.2	6.8
20 化 学 工 業	100.0	2.1	16.5	17.7
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	1.8	14.5	26.6
23 ゴム製品製造業	100.0	—	20.5	10.8
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	—	12.8	12.9
25 窯業・土石製品製造業	100.0	4.7	13.6	18.4
26 鉄 鋼 製 造 業	100.0	2.5	17.4	23.3
27 非鉄金属製造業	100.0	1.3	16.7	12.6
28 金属製品製造業	100.0	—	15.4	10.4
29 一般機械器具製造業	100.0	—	20.0	7.8
30 電気機械器具製造業	100.0	—	23.9	5.2
31 輸送用機械器具製造業	100.0	1.6	21.1	7.9
32 精密機械器具製造業	100.0	1.2	9.9	10.9
22・33・34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	100.0	—	18.4	7.4
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	1.4	15.0	24.1
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	0.9	17.0	26.9
I 卸 売・小売業、飲食店(計)	100.0	1.8	14.3	16.9
49～52 卸 売 業	100.0	—	25.4	15.2
53～58 小 売 業	100.0	4.0	—	20.1
59～60 飲 食 店	100.0	—	28.6	—
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	1.8	11.4	12.1
K 不 動 産 業	100.0	—	29.8	1.3
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	1.8	13.3	6.6
73 旅館・その他の宿泊所	100.0	1.2	8.9	1.2
77～78 映画業、娯楽業	100.0	—	11.5	3.5
87 医 療	100.0	3.3	11.6	10.7
91 教 育	100.0	—	7.6	3.9
92 社会保険、社会福祉	100.0	—	9.1	13.3
その他のサービス業	100.0	2.0	17.5	5.8

限制度規定根拠別事業所数の割合－深夜業の制限－

(%)

人		3 0 ～ 9 9 人					
内規のみ	そ の 他	全事業所数	労働協約	就業規則	労働協約と就業規則	内規のみ	そ の 他
2.6	66.5	100.0	0.8	14.0	6.8	2.5	76.0
—	83.3	100.0	1.8	3.6	3.6	3.6	87.5
1.0	60.5	100.0	—	11.9	2.7	1.3	84.1
2.0	68.6	100.0	0.6	14.6	5.9	1.4	77.5
—	72.6	100.0	—	12.6	11.3	—	76.2
3.8	56.4	100.0	1.4	10.8	4.4	1.4	82.0
2.9	74.6	100.0	—	19.1	4.6	4.6	71.7
1.4	74.2	100.0	—	12.1	2.0	4.0	81.9
6.6	63.5	100.0	—	18.4	3.2	—	78.4
1.4	71.3	100.0	—	13.4	2.9	—	83.7
—	75.2	100.0	—	18.8	13.4	2.6	65.2
2.1	61.5	100.0	1.1	15.1	3.2	1.1	79.5
1.8	55.4	100.0	—	10.8	18.2	1.5	69.4
1.5	67.1	100.0	—	9.4	1.7	—	88.8
7.7	66.7	100.0	—	11.7	—	7.1	81.3
2.5	60.9	100.0	—	12.1	16.9	—	71.0
2.4	54.3	100.0	—	12.1	14.0	—	74.0
1.1	68.4	100.0	—	20.6	2.8	—	76.6
2.9	71.2	100.0	—	14.8	2.7	—	82.6
—	72.3	100.0	1.8	16.1	1.8	—	80.4
2.7	68.2	100.0	1.4	11.5	5.1	1.9	80.0
3.2	66.2	100.0	0.9	12.9	6.9	3.4	75.9
4.9	73.2	100.0	4.6	26.9	1.4	1.4	65.7
—	74.3	100.0	—	17.5	—	1.4	81.1
—	59.5	100.0	2.4	6.9	13.1	2.0	75.6
0.9	54.3	100.0	—	6.3	20.9	—	72.9
2.1	64.9	100.0	0.2	14.4	5.0	5.1	75.4
1.8	57.5	100.0	—	14.8	3.2	6.3	75.7
2.7	73.2	100.0	—	13.1	8.3	5.0	73.7
—	71.4	100.0	1.9	17.7	—	—	80.4
4.8	69.8	100.0	1.2	30.5	14.5	1.2	52.6
—	68.9	100.0	1.1	11.7	1.1	—	86.1
5.2	73.0	100.0	1.7	12.8	3.0	3.3	79.2
2.5	86.2	100.0	—	3.6	3.5	4.8	88.1
—	85.0	100.0	—	3.8	3.8	—	92.4
15.3	59.1	100.0	—	9.1	3.9	10.7	76.2
—	88.5	100.0	4.3	12.3	1.8	1.1	80.6
5.9	71.6	100.0	—	2.8	5.2	1.9	90.2
1.5	73.3	100.0	—	17.8	3.6	4.1	74.5

第7表 産業、規模、生理日の就業が著しく困難な

【規模：計】

産 業	全 事 業 所 数	制 度 の 根 拠				
		労働協約	就業規則	労働協約 と 就業規則	内規のみ そ の 他	
産 業 計	100.0	1.6	54.3	15.6	1.4	27.2
D 鉱 業	100.0	5.1	30.1	26.4	4.3	34.1
E 建 設 業	100.0	0.0	51.1	11.2	2.6	35.1
F 製 造 業 (計)	100.0	2.1	58.5	15.7	1.0	22.6
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	0.9	51.7	14.3	0.0	33.0
14 織 維 工 業	100.0	3.1	46.5	27.1	0.3	23.0
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	0.5	52.8	9.6	0.8	36.2
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	1.4	56.2	4.9	0.4	37.1
17 家具・装 備 品 製 造 業	100.0	0.9	51.4	8.8	1.3	37.6
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	1.2	64.0	16.6	1.1	17.1
19 出版・印刷・同 関 連 産 業	100.0	1.9	66.3	18.9	1.4	11.5
20 化 学 工 業	100.0	0.7	54.8	33.4	-	11.1
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	2.0	40.3	48.9	-	8.8
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	1.5	58.5	18.8	1.3	20.0
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	-	53.1	8.6	-	38.2
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	100.0	1.9	47.3	22.6	2.6	25.6
26 鉄 鋼 業	100.0	2.7	51.8	29.8	-	15.8
27 非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	1.2	61.0	23.5	-	14.2
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	4.2	64.9	7.6	-	23.3
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	100.0	7.1	61.3	13.5	2.1	15.9
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	0.9	66.9	10.7	1.3	20.2
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	1.7	58.3	22.6	2.8	14.6
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	100.0	1.9	64.7	11.2	3.7	18.5
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・ そ の 他 の 製 造 業	100.0	1.4	62.4	13.0	-	23.2
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	1.6	32.1	49.4	2.9	14.1
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	1.5	37.1	36.6	-	24.9
I 卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店 (計)	100.0	0.8	60.0	11.6	3.2	24.5
49~52 卸 売 業	100.0	1.0	66.8	11.1	6.3	14.7
53~58 小 売 業	100.0	0.5	53.8	14.0	0.0	31.6
59~60 飲 食 店	100.0	0.1	51.4	3.8	0.1	44.6
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	1.1	71.8	22.0	0.1	4.9
K 不 動 産 業	100.0	1.1	75.0	12.1	-	11.7
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	2.4	50.3	8.1	0.9	38.3
73 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	100.0	0.6	61.0	6.3	0.3	31.9
77~78 映 画 業 ・ 娯 楽 業	100.0	0.5	64.8	5.2	0.9	28.7
87 医 療 業	100.0	0.4	82.3	5.6	0.8	30.9
91 教 育	100.0	4.9	34.5	6.0	1.2	53.4
92 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉	100.0	2.4	59.2	9.2	0.9	28.3
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	1.1	57.3	11.4	0.6	20.6

女子に対する措置の根拠及び内容別事業所数の割合

(%)

休 暇 中 の 賃 金									
無 給	有 給	有 給 日 数							
		毎潮時につき				必要日数	年 間 通 し		不 明
		1日未満	1 日	2 日	3日以上		13日まで	14日以上	
44.2	55.8 (100.0)	(1.2)	(18.5)	(28.6)	(10.2)	(38.8)	(1.9)	(0.7)	(0.1)
54.9	45.1 (100.0)	(-)	(11.8)	(34.2)	(22.1)	(30.9)	(-)	(-)	(-)
49.8	50.2 (100.0)	(3.7)	(14.0)	(14.1)	(0.8)	(61.3)	(2.4)	(3.5)	(0.3)
61.2	38.8 (100.0)	(2.5)	(31.8)	(21.0)	(3.3)	(38.6)	(1.9)	(0.6)	(0.3)
68.5	31.5 (100.0)	(0.1)	(22.9)	(17.8)	(-)	(58.3)	(0.9)	(-)	(-)
62.6	37.4 (100.0)	(1.5)	(30.8)	(37.8)	(0.2)	(26.1)	(0.7)	(-)	(2.9)
79.5	20.5 (100.0)	(2.2)	(34.5)	(29.5)	(1.1)	(24.7)	(8.0)	(-)	(-)
78.9	21.1 (100.0)	(8.3)	(20.7)	(40.3)	(-)	(27.8)	(2.1)	(-)	(0.8)
71.8	28.2 (100.0)	(15.0)	(34.8)	(12.0)	(1.0)	(32.0)	(5.2)	(-)	(-)
55.4	44.6 (100.0)	(5.1)	(38.8)	(17.9)	(3.2)	(32.5)	(-)	(2.5)	(-)
50.4	49.6 (100.0)	(1.4)	(30.3)	(14.5)	(2.9)	(47.4)	(2.1)	(1.4)	(-)
27.1	72.9 (100.0)	(0.6)	(21.1)	(34.2)	(4.4)	(38.2)	(0.8)	(0.8)	(-)
25.7	74.3 (100.0)	(-)	(12.3)	(30.5)	(11.5)	(43.8)	(-)	(1.9)	(-)
55.6	44.4 (100.0)	(2.7)	(59.3)	(16.3)	(-)	(15.6)	(2.8)	(3.3)	(-)
80.1	19.9 (100.0)	(1.6)	(25.2)	(14.1)	(3.2)	(55.9)	(-)	(-)	(-)
55.0	45.0 (100.0)	(5.1)	(23.2)	(15.4)	(7.9)	(48.3)	(-)	(-)	(-)
48.5	51.5 (100.0)	(-)	(23.7)	(22.3)	(5.6)	(46.5)	(1.4)	(0.5)	(-)
57.8	42.2 (100.0)	(2.3)	(36.5)	(21.9)	(10.1)	(27.5)	(0.8)	(0.8)	(-)
67.8	32.2 (100.0)	(3.4)	(41.5)	(15.8)	(2.2)	(37.1)	(-)	(-)	(-)
54.0	46.0 (100.0)	(3.0)	(40.8)	(19.1)	(2.3)	(33.5)	(1.2)	(0.1)	(-)
63.3	36.7 (100.0)	(1.9)	(31.2)	(17.9)	(4.5)	(39.2)	(3.3)	(1.9)	(-)
63.1	36.9 (100.0)	(1.1)	(35.1)	(18.3)	(6.5)	(36.0)	(3.1)	(-)	(-)
57.1	42.9 (100.0)	(6.0)	(40.9)	(16.7)	(0.2)	(22.7)	(7.8)	(-)	(5.6)
60.5	39.5 (100.0)	(3.2)	(30.8)	(22.4)	(3.8)	(38.8)	(1.0)	(-)	(-)
3.7	96.3 (100.0)	(1.0)	(-)	(67.2)	(14.8)	(15.4)	(-)	(1.7)	(-)
35.8	64.2 (100.0)	(1.7)	(18.2)	(38.5)	(8.7)	(31.4)	(1.5)	(-)	(0.0)
54.6	45.4 (100.0)	(-)	(26.1)	(25.4)	(4.1)	(39.9)	(4.6)	(-)	(-)
37.1	62.9 (100.0)	(-)	(23.0)	(28.6)	(3.0)	(40.6)	(4.8)	(-)	(-)
72.8	27.2 (100.0)	(-)	(33.6)	(12.0)	(6.6)	(42.6)	(5.2)	(-)	(-)
66.5	33.5 (100.0)	(-)	(29.4)	(41.2)	(5.7)	(23.7)	(-)	(-)	(-)
8.7	91.3 (100.0)	(-)	(13.3)	(22.1)	(1.8)	(58.7)	(2.9)	(1.1)	(-)
22.4	77.6 (100.0)	(-)	(12.2)	(20.5)	(4.0)	(60.6)	(1.6)	(1.1)	(-)
31.1	68.9 (100.0)	(0.7)	(10.8)	(34.1)	(22.2)	(31.1)	(0.4)	(0.5)	(0.1)
67.2	32.8 (100.0)	(-)	(10.8)	(20.8)	(13.1)	(46.1)	(8.2)	(0.9)	(-)
54.5	45.5 (100.0)	(2.0)	(21.7)	(23.8)	(5.2)	(44.9)	(-)	(2.6)	(-)
49.5	50.5 (100.0)	(1.6)	(21.8)	(21.1)	(10.9)	(41.4)	(-)	(3.2)	(-)
11.8	88.2 (100.0)	(-)	(1.4)	(38.3)	(35.9)	(24.4)	(-)	(0.1)	(-)
21.4	78.6 (100.0)	(0.1)	(9.9)	(44.4)	(18.0)	(23.4)	(2.9)	(1.3)	(-)
37.9	62.1 (100.0)	(1.6)	(19.8)	(32.1)	(9.4)	(36.6)	(0.2)	(0.0)	(0.2)

第7表 産業、規模、生理日の就業が著しく困難な

【規模：500人以上】

産 業	全 事 業 所 数	制 度 の 根 拠				
		労働協約	就業規則	労働協約 と 就業規則	内規のみ	そ の 他
産 業 計	100.0	1.9	34.2	54.3	0.5	9.2
D 鉱 業	100.0	22.2	—	55.6	11.1	11.1
E 建 設 業	100.0	2.6	54.5	40.3	—	2.6
F 製 造 業 (計)	100.0	1.7	31.0	63.0	0.4	3.9
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	—	34.3	60.0	2.4	3.4
14 織 維 工 業	100.0	4.5	15.7	73.1	—	6.6
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	—	50.5	50.0	—	—
16 木材・木製品製造業（家具を除く）	*	*	*	*	*	*
17 家具・装備品製造業	100.0	—	40.0	40.0	—	20.0
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	2.8	30.6	66.7	—	—
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	3.5	22.0	74.4	—	3.5
20 化 学 工 業	100.0	—	24.9	70.5	—	4.6
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	—	12.3	80.0	—	7.7
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	7.5	34.6	55.4	—	2.5
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	*	*	*	*	*	*
25 窯業・土石製品製造業	100.0	—	31.8	65.0	—	2.3
26 鉄 鋼 業	100.0	—	6.7	93.3	—	—
27 非鉄金属製造業	100.0	4.2	14.9	80.9	—	—
28 金属製品製造業	100.0	8.0	22.1	63.3	—	6.6
29 一般機械器具製造業	100.0	3.2	24.7	68.9	—	3.2
30 電気機械器具製造業	100.0	—	35.3	59.3	—	5.5
31 輸送用機械器具製造業	100.0	2.5	43.1	48.7	1.7	3.9
32 精密機械器具製造業	100.0	1.7	37.1	58.4	—	2.8
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	100.0	—	41.8	54.9	—	3.3
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	—	13.2	78.7	3.1	5.0
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	6.5	15.1	75.9	—	2.5
I 卸 売 ・ 小 売 業、飲食店 (計)	100.0	1.8	29.1	65.4	1.8	1.9
49~52 卸 売 業	100.0	—	33.0	66.1	—	0.9
53~58 小 売 業	100.0	3.6	24.3	65.5	3.6	2.9
59~60 飲 食 店	*	*	*	*	*	*
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	1.0	68.6	27.5	—	2.9
K 不 動 産 業	100.0	—	42.5	42.5	—	15.0
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	—	45.1	19.7	0.2	35.1
73 旅館・その他の宿泊所	100.0	—	88.9	5.6	—	5.6
77~78 映 画 業、娯 楽 業	*	*	*	*	*	*
87 医 療 業	100.0	—	40.5	10.0	—	49.4
91 教 育	100.0	—	35.8	8.4	1.0	54.8
92 社会保険、社会福祉	100.0	—	56.3	18.8	—	25.0
その他のサービス業	100.0	—	47.1	45.2	—	7.7

女子に対する措置の根拠及び内容別事業所数の割合

(%)

		休 暇 中 の 賃 金							
無 給	有 給	有 給 日 数						年 間 通 し	不 明
		毎週時につき				必要日数			
		1日未満	1 日	2 日	3日以上				
22.1	77.9(100.0)	(0.5)	(19.2)	(33.1)	(7.5)	(35.6)	(3.4)	(0.6)	(0.1)
22.2	77.8(100.0)	(-)	(-)	(42.9)	(57.1)	(-)	(-)	(-)	(-)
22.8	77.2(100.0)	(-)	(14.7)	(22.5)	(11.4)	(41.9)	(9.4)	(-)	(-)
25.1	74.9(100.0)	(0.9)	(22.5)	(34.8)	(6.7)	(30.4)	(4.1)	(0.6)	(-)
43.4	56.6(100.0)	(4.2)	(8.5)	(24.1)	(-)	(63.2)	(-)	(-)	(-)
11.2	88.8(100.0)	(-)	(5.1)	(82.3)	(-)	(12.6)	(-)	(-)	(-)
37.5	62.5(100.0)	(-)	(60.0)	(20.0)	(-)	(20.0)	(-)	(-)	(-)
*	*(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
60.0	40.0(100.0)	(-)	(50.0)	(-)	(-)	(-)	(50.0)	(-)	(-)
8.3	91.7(100.0)	(3.0)	(21.2)	(32.5)	(32.5)	(10.8)	(-)	(-)	(-)
1.8	98.2(100.0)	(-)	(17.1)	(58.1)	(5.2)	(19.5)	(-)	(-)	(-)
11.6	88.4(100.0)	(1.3)	(13.9)	(36.2)	(7.6)	(35.9)	(3.8)	(1.3)	(-)
20.0	80.0(100.0)	(-)	(-)	(28.8)	(21.2)	(50.0)	(-)	(-)	(-)
15.1	84.9(100.0)	(3.0)	(41.5)	(26.7)	(-)	(28.9)	(-)	(-)	(-)
*	*(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
32.5	67.5(100.0)	(-)	(17.2)	(23.0)	(18.2)	(43.6)	(-)	(-)	(-)
5.9	94.1(100.0)	(-)	(18.8)	(34.2)	(10.6)	(32.3)	(-)	(4.3)	(-)
13.7	86.3(100.0)	(-)	(11.8)	(56.5)	(13.8)	(18.0)	(-)	(-)	(-)
37.6	62.4(100.0)	(-)	(39.0)	(21.3)	(7.1)	(32.7)	(-)	(-)	(-)
16.3	83.7(100.0)	(2.4)	(19.7)	(30.5)	(6.7)	(38.9)	(-)	(1.9)	(-)
28.3	71.7(100.0)	(-)	(26.4)	(36.3)	(5.6)	(18.9)	(12.7)	(-)	(-)
38.5	61.5(100.0)	(-)	(25.6)	(32.9)	(2.6)	(39.0)	(-)	(-)	(-)
24.8	75.2(100.0)	(4.4)	(32.9)	(17.6)	(2.2)	(40.7)	(2.2)	(-)	(-)
38.5	61.5(100.0)	(-)	(48.3)	(5.4)	(10.8)	(30.1)	(5.4)	(-)	(-)
-	100.0(100.0)	(-)	(-)	(62.5)	(15.0)	(22.5)	(-)	(-)	(-)
13.7	86.3(100.0)	(-)	(8.7)	(39.8)	(10.4)	(39.7)	(-)	(-)	(1.4)
26.6	73.4(100.0)	(-)	(28.8)	(11.9)	(2.4)	(55.6)	(1.3)	(-)	(-)
9.9	90.1(100.0)	(-)	(28.3)	(9.9)	(-)	(59.8)	(2.1)	(-)	(-)
43.3	56.7(100.0)	(-)	(30.0)	(14.1)	(6.4)	(49.5)	(-)	(-)	(-)
*	*(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
14.9	85.1(100.0)	(-)	(37.6)	(5.7)	(1.1)	(40.3)	(15.4)	(-)	(-)
42.5	57.5(100.0)	(-)	(26.1)	(26.1)	(-)	(47.8)	(-)	(-)	(-)
17.0	83.0(100.0)	(-)	(9.0)	(40.5)	(10.1)	(39.0)	(-)	(1.4)	(-)
63.1	36.9(100.0)	(-)	(26.0)	(74.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
*	*(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
11.5	88.5(100.0)	(-)	(4.0)	(43.0)	(15.0)	(38.0)	(-)	(-)	(-)
7.0	93.0(100.0)	(-)	(3.2)	(36.7)	(6.9)	(49.6)	(-)	(3.6)	(-)
12.5	87.5(100.0)	(-)	(-)	(42.9)	(14.3)	(21.4)	(-)	(21.4)	(-)
21.3	78.7(100.0)	(-)	(17.9)	(38.7)	(5.8)	(36.2)	(-)	(1.5)	(-)

第7表 産業、規模、生理日の就業が著しく困難な

【規模：100人～499人】

産 業	全 事 業 所 数	制 度 の 根 拠				
		労働協約	就業規則	労働協約 と 就業規則	内規のみ	そ の 他
産 業 計	100.0	1.8	54.4	28.2	1.0	14.6
D 鉱 業	100.0	-	32.0	46.2	6.5	15.3
E 建 設 業	100.0	-	64.0	23.1	1.0	11.9
F 製 造 業 (計)	100.0	2.6	57.9	28.9	0.4	9.9
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	4.2	63.0	18.3	-	14.6
14 織 維 工 業	100.0	3.8	32.5	53.8	1.3	8.6
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	3.4	53.9	15.7	1.5	25.5
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	3.5	57.9	22.8	2.7	13.1
17 家具・装備品製造業	100.0	4.9	58.0	26.1	-	11.0
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	5.6	67.9	20.1	-	6.4
19 出版・印刷・関連連産業	100.0	2.8	50.5	36.1	-	10.6
20 化 学 工 業	100.0	-	49.7	46.0	-	4.3
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	3.5	34.3	55.1	-	7.0
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	4.6	52.4	38.4	-	4.6
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	-	62.8	19.2	-	18.0
25 窯業・土石製品製造業	100.0	4.7	51.6	27.8	1.6	14.3
26 鉄 鋼 製 造 業	100.0	4.3	36.7	52.9	-	6.2
27 非鉄金属製造業	100.0	-	49.2	40.7	-	10.2
28 金属製品製造業	100.0	1.2	55.4	33.3	-	9.9
29 一般機械器具製造業	100.0	4.0	56.1	27.3	-	12.6
30 電気機械器具製造業	100.0	-	74.7	19.8	-	5.5
31 輸送用機械器具製造業	100.0	5.8	50.9	36.9	1.6	4.8
32 精密機械器具製造業	100.0	-	62.6	25.7	1.2	10.5
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	100.0	1.5	59.0	26.0	-	13.6
G 電 気・ガ ス・熱供給・水道業	100.0	2.0	25.5	58.9	1.0	12.5
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	1.8	37.9	50.1	-	10.3
I 卸 売・小売業、飲食店(計)	100.0	2.3	51.9	31.3	0.1	14.5
49~52 卸 売 業	100.0	0.9	58.2	26.8	-	14.1
53~58 小 売 業	100.0	4.0	42.7	38.6	-	14.6
59~60 飲 食 店	100.0	2.6	71.9	5.3	2.3	17.9
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	-	58.1	34.0	1.1	6.7
K 不 動 産 業	100.0	1.3	69.7	13.2	-	15.8
L サ ー ビ ス 業(計)	100.0	1.1	60.4	10.3	2.8	25.5
73 旅館・その他の宿泊所	100.0	2.5	65.0	3.7	1.2	27.5
77~78 映 画 業、娯 楽 業	100.0	1.7	72.6	5.6	3.5	16.5
87 医 療 業	100.0	1.2	64.4	8.3	2.2	23.8
91 教 育 業	100.0	1.0	51.4	2.0	2.4	43.2
92 社会保険、社会福祉	100.0	2.4	49.6	12.1	-	36.0
その他のサービス業	100.0	0.8	59.0	16.0	3.5	20.7

女子に対する措置の根拠及び内容別事業所数の割合

(%)

休 暇 中 の 賃 金									
無 給	有 給	有 給 日 数							
		毎潮時につき				必要日数	年 間 通 し		不 明
		1日未満	1 日	2 日	3日以上		13日まで	14日以上	
39.6	60.4 (100.0)	(1.0)	(23.2)	(29.7)	(7.4)	(36.1)	(1.4)	(0.9)	(0.3)
35.7	64.3 (100.0)	(-)	(10.1)	(55.9)	(15.8)	(18.1)	(-)	(-)	(-)
35.6	64.4 (100.0)	(7.5)	(15.1)	(15.3)	(3.1)	(49.3)	(-)	(7.5)	(2.2)
51.9	48.1 (100.0)	(1.9)	(30.8)	(25.2)	(6.4)	(31.5)	(2.8)	(1.4)	(0.0)
69.0	31.0 (100.0)	(-)	(41.5)	(19.4)	(-)	(35.0)	(4.0)	(-)	(-)
42.6	57.4 (100.0)	(-)	(20.6)	(52.2)	(0.6)	(24.5)	(2.2)	(-)	(-)
66.7	33.3 (100.0)	(8.8)	(29.5)	(22.0)	(4.4)	(35.3)	(-)	(-)	(-)
56.4	43.6 (100.0)	(-)	(37.9)	(17.4)	(-)	(33.5)	(8.0)	(-)	(3.1)
57.9	42.1 (100.0)	(-)	(39.0)	(27.8)	(3.9)	(29.3)	(-)	(-)	(-)
58.4	41.6 (100.0)	(-)	(31.4)	(32.6)	(9.1)	(27.0)	(-)	(-)	(-)
33.6	66.4 (100.0)	(-)	(43.9)	(23.1)	(5.7)	(24.4)	(2.9)	(-)	(-)
21.2	78.8 (100.0)	(1.4)	(20.3)	(33.6)	(8.4)	(33.1)	(1.4)	(1.9)	(-)
13.9	86.1 (100.0)	(-)	(10.2)	(29.0)	(10.0)	(46.0)	(-)	(4.8)	(-)
40.5	59.5 (100.0)	(7.7)	(68.3)	(14.6)	(-)	(9.4)	(-)	(-)	(-)
46.3	53.7 (100.0)	(4.8)	(24.0)	(16.5)	(9.6)	(45.2)	(-)	(-)	(-)
39.4	60.6 (100.0)	(-)	(18.7)	(31.5)	(10.4)	(39.4)	(-)	(-)	(-)
44.0	56.0 (100.0)	(-)	(14.3)	(27.3)	(10.0)	(48.3)	(-)	(-)	(-)
44.4	55.6 (100.0)	(-)	(22.6)	(24.9)	(11.5)	(36.5)	(2.3)	(2.3)	(-)
57.5	42.5 (100.0)	(-)	(36.3)	(22.5)	(8.8)	(32.4)	(-)	(-)	(-)
43.9	56.1 (100.0)	(-)	(38.4)	(20.4)	(6.5)	(30.4)	(4.3)	(-)	(-)
54.8	45.2 (100.0)	(6.0)	(20.3)	(20.1)	(11.9)	(29.6)	(6.0)	(6.0)	(-)
65.1	34.9 (100.0)	(4.5)	(45.6)	(18.7)	(-)	(31.2)	(-)	(-)	(-)
66.5	33.5 (100.0)	(-)	(46.4)	(25.6)	(-)	(24.3)	(3.7)	(-)	(-)
48.2	51.8 (100.0)	(-)	(37.6)	(21.0)	(2.9)	(35.2)	(3.3)	(-)	(-)
3.0	97.0 (100.0)	(-)	(-)	(76.8)	(16.5)	(6.6)	(-)	(-)	(-)
19.6	80.4 (100.0)	(-)	(17.2)	(40.0)	(8.9)	(33.2)	(-)	(-)	(-)
46.6	53.4 (100.0)	(-)	(37.6)	(22.6)	(2.4)	(35.5)	(1.8)	(-)	(-)
31.9	68.1 (100.0)	(-)	(37.9)	(29.3)	(-)	(30.1)	(2.7)	(-)	(-)
62.7	37.3 (100.0)	(-)	(39.1)	(7.2)	(7.4)	(46.3)	(-)	(-)	(-)
66.4	33.6 (100.0)	(-)	(7.9)	(30.7)	(7.9)	(53.6)	(-)	(-)	(-)
14.6	85.4 (100.0)	(-)	(14.2)	(18.2)	(6.6)	(56.7)	(4.3)	(-)	(-)
30.3	69.7 (100.0)	(-)	(3.7)	(15.3)	(3.7)	(67.5)	(9.8)	(-)	(-)
38.5	61.5 (100.0)	(0.1)	(20.0)	(29.9)	(9.7)	(39.0)	(0.5)	(0.4)	(0.5)
72.8	27.2 (100.0)	(-)	(34.3)	(23.7)	(4.6)	(32.4)	(-)	(5.0)	(-)
56.4	43.6 (100.0)	(-)	(28.0)	(21.5)	(4.4)	(46.0)	(-)	(-)	(-)
32.0	68.0 (100.0)	(-)	(20.4)	(26.0)	(7.0)	(46.6)	(-)	(-)	(-)
12.7	87.3 (100.0)	(-)	(7.0)	(38.3)	(14.1)	(39.5)	(-)	(1.1)	(-)
13.3	86.7 (100.0)	(1.7)	(6.8)	(42.2)	(23.8)	(23.8)	(-)	(1.7)	(-)
45.6	54.4 (100.0)	(-)	(26.2)	(28.7)	(0.2)	(33.1)	(1.4)	(-)	(1.4)

第7表 産業、規模、生理日の就業が著しく困難な

【規模：30人～99人】

産 業	全 事 業 所 数	制 度 の 根 拠				
		労働協約	就業規則	労働協約 と 就業規則	内規のみ	そ の 他
産 業 計	100.0	1.6	54.7	12.1	1.5	30.1
D 鉱 業	100.0	5.3	31.0	21.4	3.6	38.8
E 建 設 業	100.0	—	49.3	9.3	2.8	38.6
F 製 造 業 (計)	100.0	2.0	59.9	9.9	1.3	27.0
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	—	48.7	12.3	—	39.0
14 織 維 工 業	100.0	2.9	51.0	18.9	—	27.3
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	—	52.7	8.5	0.7	38.2
16 木材・木製品製造業（家具を除く）	100.0	1.1	56.0	2.0	—	40.9
17 家具・装備品製造業	100.0	—	50.1	4.8	1.6	43.5
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	—	64.0	14.3	1.4	20.3
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	1.7	70.7	13.8	1.7	12.0
20 化 学 工 業	100.0	1.1	60.5	22.9	—	15.5
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	1.5	51.8	36.3	—	10.4
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	—	62.3	9.7	1.7	26.3
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	—	51.6	7.1	—	41.4
25 窯業・土石製品製造業	100.0	1.4	46.7	20.6	2.8	28.4
26 鉄 鋼 業	100.0	2.4	60.6	18.6	—	20.4
27 非鉄金属製造業	100.0	1.4	69.4	12.1	—	17.1
28 金属製品製造業	100.0	4.7	67.6	1.3	—	26.3
29 一般機械器具製造業	100.0	8.2	64.8	6.5	2.9	17.6
30 電気機械器具製造業	100.0	1.4	66.5	3.2	1.9	27.0
31 輸送用機械器具製造業	100.0	—	63.0	13.7	3.4	19.8
32 精密機械器具製造業	100.0	2.5	67.4	2.8	4.8	22.4
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	100.0	1.4	63.5	9.1	—	25.9
G 電 気・ガ ス・熱供給・水道業	100.0	1.4	35.6	44.1	3.8	15.2
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	1.3	37.2	31.5	—	30.0
I 卸 売・小売業、飲食店(計)	100.0	0.5	61.4	8.5	3.6	26.0
49~52 卸 売 業	100.0	1.1	68.4	8.3	7.3	14.9
53~58 小 売 業	100.0	—	55.7	9.9	—	34.4
59~60 飲 食 店	100.0	—	50.4	3.8	—	45.9
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	1.2	73.6	20.4	—	4.8
K 不 動 産 業	100.0	1.1	76.5	11.6	—	10.9
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	2.7	48.5	7.5	0.5	40.8
73 旅館・その他の宿泊所	100.0	—	59.3	7.0	—	33.6
77~78 映 画 業、娯 楽 業	100.0	—	61.9	5.0	—	33.1
87 医 療 業	100.0	—	62.3	3.9	—	33.8
91 教 育 業	100.0	5.3	33.3	6.2	1.1	54.1
92 社会保険、社会福祉	100.0	2.4	59.9	8.9	0.9	27.8
その他のサービス業	100.0	1.2	57.0	10.0	—	31.8

女子に対する措置の根拠及び内容別事業所数の割合

(%)

		休 暇 中 の 賃 金							
無 給	有 給	有 給 日 数				必要日数	年 間 通 し		不 明
		毎潮時につき					13日まで	14日以上	
		1日未満	1 日	2 日	3日以上				
45.7	54.3 (100.0)	(1.3)	(17.3)	(28.3)	(11.0)	(39.5)	(1.9)	(0.6)	(0.1)
60.1	39.9 (100.0)	(-)	(13.4)	(26.8)	(22.1)	(37.6)	(-)	(-)	(-)
52.0	48.0 (100.0)	(3.0)	(13.8)	(13.8)	(-)	(63.8)	(2.8)	(2.8)	(-)
65.5	34.5 (100.0)	(2.9)	(33.0)	(18.0)	(1.7)	(42.2)	(1.4)	(0.3)	(0.5)
68.7	31.3 (100.0)	(-)	(17.9)	(17.1)	(-)	(65.0)	(-)	(-)	(-)
69.1	30.9 (100.0)	(2.3)	(37.6)	(27.8)	(-)	(27.8)	(-)	(-)	(4.6)
81.9	18.1 (100.0)	(-)	(36.1)	(32.1)	(-)	(21.2)	(10.7)	(-)	(-)
82.4	17.6 (100.0)	(11.4)	(14.0)	(49.1)	(-)	(25.4)	(-)	(-)	(-)
74.9	25.1 (100.0)	(20.6)	(33.0)	(6.4)	(-)	(33.5)	(6.4)	(-)	(-)
56.0	44.0 (100.0)	(6.5)	(41.6)	(13.5)	(-)	(35.1)	(-)	(3.3)	(-)
55.2	44.8 (100.0)	(1.9)	(26.4)	(9.6)	(1.9)	(56.4)	(1.9)	(1.9)	(-)
31.9	68.1 (100.0)	(-)	(22.6)	(34.3)	(1.6)	(41.6)	(-)	(-)	(-)
34.8	65.2 (100.0)	(-)	(18.3)	(32.4)	(9.4)	(39.9)	(-)	(-)	(-)
63.6	36.4 (100.0)	(-)	(58.1)	(15.2)	(-)	(16.3)	(4.8)	(5.6)	(-)
85.2	14.8 (100.0)	(-)	(26.2)	(13.1)	(-)	(60.7)	(-)	(-)	(-)
58.8	41.2 (100.0)	(6.8)	(24.8)	(10.2)	(6.9)	(51.2)	(-)	(-)	(-)
53.6	46.4 (100.0)	(-)	(28.5)	(18.2)	(3.0)	(48.1)	(2.2)	(-)	(-)
66.7	33.3 (100.0)	(4.3)	(50.9)	(12.8)	(8.5)	(23.5)	(-)	(-)	(-)
70.4	29.6 (100.0)	(4.5)	(43.2)	(13.6)	(-)	(38.7)	(-)	(-)	(-)
59.1	40.9 (100.0)	(4.4)	(44.0)	(17.4)	(-)	(34.2)	(-)	(-)	(-)
69.5	30.5 (100.0)	(-)	(38.3)	(13.1)	(-)	(48.6)	(-)	(-)	(-)
65.3	34.7 (100.0)	(-)	(33.1)	(14.9)	(9.9)	(37.2)	(5.0)	(-)	(-)
56.1	43.9 (100.0)	(7.9)	(40.4)	(14.3)	(-)	(20.0)	(9.6)	(-)	(7.9)
64.0	36.0 (100.0)	(4.4)	(27.9)	(23.4)	(3.9)	(40.4)	(-)	(-)	(-)
4.2	95.8 (100.0)	(1.4)	(-)	(62.7)	(13.9)	(19.5)	(-)	(2.5)	(-)
41.5	58.5 (100.0)	(2.5)	(18.9)	(37.5)	(8.6)	(30.4)	(2.1)	(-)	(-)
55.9	44.1 (100.0)	(-)	(24.1)	(26.0)	(4.4)	(40.4)	(5.1)	(-)	(-)
38.1	61.9 (100.0)	(-)	(20.5)	(28.7)	(3.5)	(42.0)	(5.2)	(-)	(-)
74.5	25.5 (100.0)	(-)	(32.4)	(13.0)	(6.5)	(41.6)	(6.5)	(-)	(-)
66.5	33.5 (100.0)	(-)	(30.4)	(41.6)	(5.6)	(22.4)	(-)	(-)	(-)
7.8	92.2 (100.0)	(-)	(12.9)	(22.7)	(1.3)	(59.1)	(2.6)	(1.3)	(-)
20.5	79.5 (100.0)	(-)	(13.7)	(21.5)	(4.1)	(59.4)	(-)	(1.4)	(-)
29.9	70.1 (100.0)	(0.9)	(9.3)	(34.8)	(24.5)	(29.6)	(0.4)	(0.5)	(-)
65.6	34.4 (100.0)	(-)	(5.1)	(19.1)	(15.3)	(50.1)	(10.3)	(-)	(-)
54.0	46.0 (100.0)	(2.7)	(19.1)	(24.6)	(5.5)	(44.5)	(-)	(3.5)	(-)
61.3	38.7 (100.0)	(3.4)	(25.4)	(13.5)	(14.1)	(36.8)	(-)	(6.7)	(-)
11.8	88.2 (100.0)	(-)	(1.0)	(38.3)	(37.6)	(23.1)	(-)	(-)	(-)
22.1	77.9 (100.0)	(-)	(10.2)	(44.5)	(17.6)	(23.4)	(3.1)	(1.2)	(-)
36.3	63.7 (100.0)	(1.9)	(18.7)	(32.7)	(9.4)	(37.3)	(-)	(-)	(-)

第 8 表 産業、規模、休業日数

【規模：計】

産 業	産 業	業 計	産 前 休 業 取 得 者	4 2 日 以		
				小 計	7 日 以 内	8 ~ 21 日
産 業 計			100.0	64.1	6.3	10.0
D 鉱 業			100.0	81.2	12.5	9.8
E 建 設 業			100.0	97.8	21.0	13.1
F 製 造 業 (計)			100.0	75.0	6.5	14.5
12.13	食料品・飲料・飼料・たばこ製造業		100.0	72.4	3.1	8.8
14	織 維 工 業		100.0	81.9	7.5	14.5
15	衣類・その他の繊維製品製造業		100.0	79.9	7.4	20.7
16	木材・木製品製造業（家具を除く）		100.0	92.4	23.1	8.1
17	家具・装備品製造業		100.0	74.9	16.3	10.8
18	パルプ・紙・紙加工品製造業		100.0	83.5	0.5	18.3
19	出版・印刷・同関連産業		100.0	64.0	1.1	8.9
20	化 学 工 業		100.0	67.8	1.1	11.9
21	石油製品・石炭製品製造業		100.0	58.2	2.4	8.8
23	ゴ ム 製 品 製 造 業		100.0	75.4	4.2	11.1
24	なめし革・同製品・毛皮製造業		100.0	87.2	16.6	23.2
25	窯業・土石製品製造業		100.0	77.2	22.7	7.6
26	鉄 鋼 製 造 業		100.0	76.3	0.9	19.5
27	非鉄金属製造業		100.0	90.5	6.0	27.6
28	金 属 製 品 製 造 業		100.0	87.3	11.9	15.9
29	一般機械器具製造業		100.0	84.0	6.9	16.4
30	電気機械器具製造業		100.0	89.5	6.4	13.7
31	輸送用機械器具製造業		100.0	78.6	1.4	5.9
32	精密機械器具製造業		100.0	78.1	4.6	16.9
22・33・34	プラスチック製品・武器・その他の製造業		100.0	78.3	12.7	14.9
G	電 気・ガ ス・熱供給・水道業		100.0	70.7	3.7	10.0
H	運 輸 ・ 通 信 業		100.0	67.4	8.0	1.9
I	卸 売・小売業、飲食店（計）		100.0	75.4	13.5	14.1
49~52	卸 売 業		100.0	89.0	34.1	21.9
53~58	小 売 業		100.0	70.4	4.4	11.1
59~60	飲 食 店		100.0	46.0	9.5	1.6
J	金 融 ・ 保 險 業		100.0	63.2	10.1	16.6
K	不 動 産 業		100.0	65.9	2.3	0.9
L	サ ー ビ ス 業（計）		100.0	53.3	3.1	4.7
73	旅館・その他の宿泊所		100.0	53.8	2.2	9.9
77~78	映 画 業、 娯 楽 業		100.0	83.9	3.1	7.6
87	医 療 業		100.0	64.9	2.7	5.6
91	教 育 業		100.0	39.1	1.9	3.1
92	社 会 保 険、 社 会 福 祉 業		100.0	38.3	1.7	1.2
	そ の 他 の サ ー ビ ス 業		100.0	61.7	9.9	8.3

別産前休業者数の割合（単胎）

(%)

内 の 者			42日を超える者				休業日数 不 明	1人平均 産 前 休 業 日 数 (日)
22~ 35日	36~ 41日	42日	小 計	43~ 56日	57~ 70日	71日 以上		
19.3	11.2	17.3	34.7	29.2	4.8	0.7	1.2	37.0
10.8	16.2	31.9	18.8	18.8	—	—	—	34.1
20.3	13.6	29.9	2.2	2.2	—	—	—	27.8
23.8	12.8	17.3	22.8	19.7	2.5	0.6	2.1	33.7
31.3	14.8	14.3	22.0	20.8	0.2	1.0	5.6	34.9
26.3	11.4	22.2	17.0	13.8	0.7	2.5	1.2	32.9
22.7	15.3	13.8	12.6	12.4	0.2	0.0	7.5	29.8
37.9	5.9	17.2	7.6	7.6	—	—	—	26.6
12.9	12.0	22.9	5.4	5.4	—	—	19.7	28.8
12.9	23.0	28.8	15.2	9.5	5.7	—	1.3	35.7
31.6	8.6	13.8	34.8	27.3	0.9	6.6	1.2	38.3
20.7	14.1	20.1	30.4	28.3	1.4	0.7	1.8	37.2
9.2	14.0	23.8	32.9	25.7	4.5	2.7	8.9	40.2
34.0	11.9	14.2	18.8	10.1	6.4	2.3	5.8	34.5
24.4	5.9	16.9	12.8	11.9	0.9	—	—	27.1
15.6	15.4	15.8	14.0	9.6	3.0	1.4	8.8	29.8
14.1	21.0	20.8	23.3	22.8	0.4	—	0.4	35.1
31.6	12.4	12.8	7.9	7.0	0.9	—	1.6	27.7
28.5	9.6	21.4	12.3	12.3	—	—	0.4	29.8
17.7	14.8	28.2	12.1	9.5	2.4	0.2	3.9	32.8
23.7	11.1	14.6	30.3	25.4	4.5	0.4	0.2	35.0
27.4	15.1	28.9	20.1	19.9	0.3	—	1.2	36.8
21.7	15.6	19.2	21.0	18.3	2.3	0.3	1.0	33.8
22.9	9.5	18.3	21.5	18.7	0.8	2.0	0.2	31.8
29.4	11.0	16.6	25.9	24.4	1.4	—	3.4	35.1
17.5	12.7	27.4	32.4	30.3	1.7	0.4	0.2	38.3
15.6	16.3	15.8	24.0	18.4	3.9	1.8	0.6	33.0
3.5	2.5	26.9	10.3	9.0	1.3	—	0.7	24.1
21.6	23.1	10.2	29.1	22.2	5.1	1.7	0.5	36.5
—	—	34.9	54.0	28.5	0.3	25.2	—	47.6
31.0	3.1	2.5	36.0	35.9	0.0	—	0.8	31.8
43.3	0.8	18.7	34.1	34.1	—	—	—	37.2
13.5	11.3	20.7	45.9	36.6	8.4	0.9	0.8	41.9
22.9	6.6	12.2	34.7	30.3	—	4.4	11.5	37.9
10.2	26.4	36.5	16.1	9.9	5.3	0.9	—	38.4
16.3	17.0	23.3	34.2	28.7	4.9	0.6	0.9	39.7
12.7	7.8	13.5	60.9	45.8	13.5	1.6	0.1	44.9
12.7	5.4	17.4	56.6	45.7	10.7	0.2	5.1	44.7
3.8	2.2	37.6	38.2	34.6	3.6	—	0.0	38.8

第 8 表 産業、規模、休業日数

【規模：500人以上】

産 業	産前休業 取得者	4 2 日 以		
		小 計	7 日以内	8～ 21日
産 業 計	100.0	61.4	3.5	7.1
D 鉱 業	100.0	72.2	5.6	—
E 建 設 業	100.0	85.1	—	12.7
F 製 造 業 (計)	100.0	64.8	3.5	9.0
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	69.1	0.7	6.9
14 織 維 工 業	100.0	67.4	7.5	15.0
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	74.4	7.4	14.8
16 木材・木製品製造業（家具を除く）	*	*	*	*
17 家具・装備品製造業	100.0	83.3	—	33.3
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	82.0	3.3	—
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	32.4	1.1	3.8
20 化 学 工 業	100.0	59.8	2.5	7.9
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	51.9	—	—
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	69.0	5.8	17.4
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	—	—	—	—
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	100.0	56.6	2.4	8.4
26 鉄 鋼 製 造 業	100.0	75.7	1.5	8.2
27 非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	83.2	7.9	23.1
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	71.4	6.9	17.7
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	100.0	88.5	7.0	12.0
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	57.5	3.0	8.2
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	77.1	2.9	7.6
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	100.0	77.2	2.6	7.3
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	100.0	73.2	7.7	11.6
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	74.7	2.2	4.2
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	57.4	2.1	4.2
I 卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店 (計)	100.0	60.7	3.6	3.1
49～52 卸 売 業	100.0	76.5	1.3	0.3
53～58 小 売 業	100.0	45.9	5.9	5.7
59～60 飲 食 店	*	*	*	*
J 金 融 ・ 保 險 業	100.0	79.3	8.8	17.0
K 不 動 産 業	100.0	84.4	—	18.8
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	53.7	2.6	4.0
73 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	100.0	73.3	—	36.7
77～78 映 画 業 ・ 娯 楽 業	100.0	72.0	4.0	4.0
87 医 療 業	100.0	50.8	2.1	3.4
91 教 育 業	100.0	64.9	4.4	6.3
92 社 会 保 險 ・ 社 会 福 祉 業	100.0	33.9	2.3	0.7
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	61.3	5.0	4.7

別産前休業者数の割合（単胎）

内 の 者			42日を超える者				(%)	1人平均
22～ 35日	36～ 41日	42日	小 計	43～ 56日	57～ 70日	71日 以上	休業日数 不 明	産 前 休 業 日 数 (日)
18.9	15.4	16.5	37.7	30.4	6.2	1.0	0.9	39.2
22.2	33.3	11.1	27.8	27.8	—	—	—	37.6
2.2	29.8	40.3	14.9	14.9	—	—	—	38.0
21.4	15.5	15.4	34.2	29.3	4.4	0.5	1.0	37.7
23.3	27.7	10.5	30.9	29.5	1.4	—	—	37.8
18.4	10.6	15.9	32.6	26.8	1.7	4.2	—	35.6
34.1	14.8	3.4	25.6	23.9	1.1	0.6	—	32.0
*	*	*	*	*	*	*	*	*
33.3	—	16.7	16.7	16.7	—	—	—	29.2
9.8	23.0	45.9	9.8	9.8	—	—	8.2	39.0
20.4	5.3	1.7	63.1	54.7	3.6	4.8	4.5	43.5
19.2	13.1	17.1	36.2	33.0	3.2	—	4.0	38.5
6.2	16.0	29.6	35.8	25.9	6.2	3.7	12.3	45.1
29.1	8.7	8.0	30.0	21.3	1.9	6.8	1.0	34.5
—	—	—	—	—	—	—	—	—
12.0	10.8	22.9	33.7	32.5	1.2	—	9.6	38.9
24.0	35.7	6.3	23.6	22.9	0.7	—	0.7	36.1
26.8	11.6	13.9	16.8	16.8	—	—	—	29.7
16.2	17.4	13.2	27.3	27.3	—	—	1.4	33.5
20.4	20.4	28.6	11.0	9.5	1.0	0.5	0.5	33.5
20.8	13.4	12.1	42.0	34.7	6.8	0.5	0.5	39.2
19.2	13.7	33.8	22.1	21.5	0.6	—	0.8	37.2
27.4	22.0	17.9	21.3	19.6	1.7	—	1.4	36.0
27.2	18.4	8.3	25.8	21.1	4.7	—	1.0	33.9
31.1	23.4	13.8	25.3	21.3	4.0	—	—	37.1
12.7	20.2	18.2	40.4	34.1	2.1	4.2	2.1	41.5
7.2	8.3	38.6	37.4	24.5	8.8	4.1	1.9	43.3
0.3	10.3	62.1	20.5	15.2	5.3	—	3.0	42.9
11.7	6.4	16.3	53.2	33.2	12.0	8.0	0.9	43.6
*	*	*	*	*	*	*	*	*
29.1	18.0	6.4	20.7	20.2	0.5	—	—	30.9
31.3	15.6	18.8	15.6	15.6	—	—	—	32.8
16.6	15.8	14.8	45.7	35.0	9.5	1.2	0.6	41.8
36.7	—	—	—	—	—	—	26.7	21.0
17.0	28.0	19.0	28.0	24.0	4.0	—	—	38.5
16.2	14.6	14.6	48.7	36.7	10.5	1.5	0.5	42.7
19.8	20.1	14.3	34.4	27.2	7.0	0.2	0.8	38.5
13.8	12.8	4.3	65.5	49.7	14.5	1.3	0.7	45.5
6.6	15.7	29.3	37.8	37.0	0.8	—	0.8	40.1

第 8 表 産業、規模、休業日数

【規模：100～499人】

産 業	産前休業 取得者	4 2 日 以		
		小 計	7 日 以 内	8 ～ 21 日
産 業 計	100.0	69.8	4.4	11.0
D 鉱 業	*	*	*	*
E 建 設 業	100.0	91.7	20.8	20.8
F 製 造 業 (計)	100.0	76.8	5.4	17.7
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	64.2	6.0	6.0
14 織 維 工 業	100.0	79.3	4.9	20.9
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	89.8	9.8	23.5
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	76.1	20.9	20.9
17 家具・装備品製造業	100.0	87.5	18.8	25.0
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	73.3	—	13.3
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	66.2	2.2	4.5
20 化 学 工 業	100.0	85.0	—	11.0
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	67.2	11.2	11.2
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	84.2	5.9	13.8
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	92.3	18.0	35.9
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	100.0	46.0	15.3	—
26 鉄 鋼 製 造 業	100.0	55.6	—	22.2
27 非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	86.4	4.0	15.9
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	91.2	4.4	8.8
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	100.0	80.8	1.8	19.7
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	73.3	5.0	21.1
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	77.6	—	—
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	100.0	85.1	7.1	15.5
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	100.0	67.7	2.9	11.8
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	70.6	1.6	8.2
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	60.4	2.6	2.6
I 卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店 (計)	100.0	62.7	2.3	7.3
49～52 卸 売 業	100.0	78.3	—	18.1
53～58 小 売 業	100.0	53.9	1.9	1.9
59～60 飲 食 店	100.0	86.6	39.6	6.7
J 金 融 ・ 保 險 業	100.0	77.6	10.9	12.2
K 不 動 産 業	100.0	69.2	4.4	—
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	64.2	3.0	6.3
73 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	100.0	75.5	4.1	16.3
77～78 映 画 業 ・ 娯 楽 業	100.0	75.7	5.2	15.7
87 医 療 業	100.0	66.7	2.4	5.4
91 教 育 業	100.0	49.2	1.0	4.2
92 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 業	100.0	39.9	3.3	1.7
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	73.7	10.1	18.2

別産前休業者数の割合（単胎）

							(%)	1人平均 産前休業 日数 (日)
内 の 者			42日を超える者				休業日数 不明	
22～ 35日	36～ 41日	42日	小 計	43～ 56日	57～ 70日	71日 以上		
19.2	13.4	21.7	29.4	25.6	3.0	0.7	0.8	36.7
*	*	*	*	*	*	*	*	*
16.7	20.8	12.5	8.3	8.3	—	—	—	26.3
23.1	12.1	18.4	22.2	18.8	2.6	0.9	1.0	33.5
25.2	11.3	15.9	33.8	31.8	—	2.0	2.0	37.0
18.5	7.8	27.3	18.5	17.5	1.0	—	2.2	32.8
29.4	14.9	12.3	8.2	7.8	0.4	—	2.0	27.6
15.7	18.7	—	23.9	23.9	—	—	—	27.6
31.3	6.3	6.3	12.5	12.5	—	—	—	24.7
20.0	16.7	23.3	26.7	23.3	3.3	—	—	37.1
28.9	11.1	19.5	33.8	18.9	—	14.9	—	41.1
18.5	14.9	20.7	35.0	32.8	—	2.2	—	38.7
22.4	11.2	11.2	32.8	32.8	—	—	—	33.7
27.6	23.7	13.1	15.8	7.9	7.9	—	—	33.4
25.6	2.6	10.3	7.7	5.1	2.6	—	—	22.9
5.1	5.1	20.4	28.5	13.1	10.2	5.1	25.5	39.7
—	—	33.3	44.4	44.4	—	—	—	38.9
34.3	16.1	16.1	10.1	8.1	2.0	—	3.5	31.3
24.1	19.7	34.3	8.8	8.8	—	—	—	34.5
16.1	17.9	25.2	19.2	14.4	4.8	—	—	34.9
20.6	10.6	16.1	26.7	21.6	4.5	0.5	—	33.7
31.3	11.2	35.1	20.1	20.1	—	—	2.2	38.5
25.9	13.7	22.9	13.7	11.8	0.9	0.9	1.2	32.2
29.4	8.8	14.8	32.3	27.9	—	4.4	—	36.4
23.4	14.7	22.8	27.7	26.1	1.6	—	1.7	37.4
29.0	7.9	18.2	39.6	36.9	2.6	—	—	39.1
14.7	16.9	21.6	36.1	32.6	1.2	2.3	1.2	39.6
12.1	—	48.0	21.7	21.7	—	—	—	36.8
16.6	26.2	7.4	44.3	38.8	1.9	3.6	1.9	41.6
—	—	40.3	13.4	13.4	—	—	—	27.2
22.2	15.1	17.2	22.4	22.4	—	—	—	32.6
47.2	—	17.6	30.8	30.8	—	—	—	36.0
14.9	14.4	25.7	35.0	30.3	4.1	0.5	0.8	39.7
20.4	12.2	22.5	24.5	16.3	—	8.2	—	36.2
15.7	16.3	22.7	24.3	11.7	10.5	2.1	—	36.5
15.2	16.1	27.6	32.1	28.8	2.9	0.5	1.1	39.6
16.0	12.4	15.6	50.8	41.2	9.0	0.6	—	42.7
7.5	6.0	21.5	59.7	41.1	18.0	0.7	0.3	46.0
14.2	6.1	25.2	26.3	26.3	—	—	—	33.0

第 8 表 産業、規模、休業日数

【規模：30～99人】

産 業	産前休業 取得者	4 2 日 以		
		小 計	7 日 以 内	8 ～ 21 日
産 業 計	100.0	61.4	8.5	10.3
D 鉱 業	100.0	100.0	21.2	21.2
E 建 設 業	100.0	100.0	22.0	11.0
F 製 造 業 (計)	100.0	82.4	11.1	15.4
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	86.1	—	13.9
14 織 維 工 業	100.0	88.6	11.1	5.5
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	71.1	5.3	18.4
16 木材・木製品製造業（家具を除く）	*	*	*	*
17 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	100.0	66.7	16.7	—
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	90.9	—	27.3
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	83.3	—	16.7
20 化 学 工 業	100.0	85.2	—	19.8
21 石油製品・石炭製品製造業	*	*	*	*
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	71.1	—	—
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	84.2	15.8	15.8
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	100.0	100.0	33.3	11.1
26 鉄 鋼 製 造 業	*	*	*	*
27 非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	100.0	7.7	46.2
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	93.8	18.8	18.8
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	100.0	83.3	16.7	16.7
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	84.0	16.0	8.0
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	85.7	—	14.3
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	100.0	69.9	4.1	32.3
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	100.0	93.3	26.7	20.0
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	69.2	7.7	15.4
H 運 輸 ・ 通 信 業	*	*	*	*
I 卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店 (計)	100.0	83.5	19.9	19.3
49～52 卸 売 業	*	*	*	*
53～58 小 売 業	100.0	80.0	5.0	15.0
59～60 飲 食 店	*	*	*	*
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	59.7	10.1	17.2
K 不 動 産 業	100.0	60.0	—	—
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	46.7	3.3	3.9
73 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	*	*	*	*
77～78 映 画 業 ・ 娯 楽 業	100.0	100.0	—	—
87 医 療 業	100.0	74.5	4.1	8.2
91 教 育 業	100.0	35.8	1.8	2.7
92 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 業	100.0	38.0	1.0	1.0
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	57.5	10.1	5.0

別産前休業者数の割合（単胎）

							(%)	
内 の 者			42日を超える者				休業日数 不明	1人平均 産前休業 日数(日)
22～ 35日	36～ 41日	42日	小 計	43～ 56日	57～ 70日	71日 以上		
19.5	8.3	14.7	37.1	31.0	5.4	0.7	1.5	36.5
—	—	57.6	—	—	—	—	—	28.6
22.0	11.0	34.1	—	—	—	—	—	27.7
27.2	11.1	17.6	12.8	11.9	0.6	0.3	4.9	30.0
44.5	13.9	13.9	—	—	—	—	13.9	29.6
38.8	16.6	16.6	11.4	5.9	—	5.5	—	32.5
15.8	15.8	15.8	15.8	15.8	—	—	13.2	31.9
*	*	*	*	*	*	*	*	*
—	16.7	33.3	—	—	—	—	33.3	32.3
9.1	27.3	27.3	9.1	—	9.1	—	—	33.9
41.7	8.3	16.7	16.7	16.7	—	—	—	32.3
25.9	14.8	24.7	14.8	14.8	—	—	—	33.3
*	*	*	*	*	*	*	*	*
48.2	—	23.0	9.6	—	9.6	—	19.3	36.2
23.7	7.9	20.8	15.8	15.8	—	—	—	29.5
22.2	22.2	11.1	—	—	—	—	—	23.2
*	*	*	*	*	*	*	*	*
30.8	7.7	7.7	—	—	—	—	—	21.8
37.5	—	18.8	6.3	6.3	—	—	—	25.4
16.7	—	33.3	—	—	—	—	16.7	26.6
36.0	8.0	16.0	16.0	16.0	—	—	—	29.9
42.9	28.6	—	14.3	14.3	—	—	—	31.9
8.1	9.1	16.3	30.1	25.1	5.0	—	—	32.8
13.3	6.7	26.7	6.7	6.7	—	—	—	25.4
38.5	—	7.7	23.1	23.1	—	—	7.7	30.3
*	*	*	*	*	*	*	*	*
18.0	18.0	8.2	16.5	11.8	3.6	1.0	—	28.3
*	*	*	*	*	*	*	*	*
25.0	25.0	10.0	20.0	15.0	5.0	—	—	33.7
*	*	*	*	*	*	*	*	*
32.4	—	—	39.3	39.3	—	—	1.0	31.8
40.0	—	20.0	40.0	40.0	—	—	—	39.2
11.8	8.4	19.3	52.5	40.8	10.6	1.1	0.9	43.2
*	*	*	*	*	*	*	*	*
—	37.5	62.5	—	—	—	—	—	40.5
18.6	21.4	22.3	24.5	20.4	4.1	—	1.0	37.1
11.8	6.3	13.2	64.2	47.8	14.6	1.8	—	45.6
14.5	4.8	16.6	55.0	47.1	7.9	—	7.0	44.2
—	—	42.5	42.5	37.4	5.0	—	—	40.7

第9表 産業、規模、休業日数

【規模：計】

産 業		産 後 休 業 取 得 者	5 6 日 以		
産	業		小 計	42 日	43 ~ 49 日
産 業 計		100.0	81.7	4.2	2.8
D 鉱 業		100.0	68.7	9.8	2.7
E 建 設 業		100.0	76.1	12.9	-
F 製 造 業 (計)		100.0	77.9	4.4	5.7
12.13	食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	81.0	4.6	5.0
14	織 維 工 業	100.0	72.3	2.6	4.0
15	衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	65.2	3.2	9.8
16	木材・木製品製造業 (家具を除く)	100.0	81.6	-	10.1
17	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	100.0	63.1	-	21.8
18	パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	79.2	1.6	6.0
19	出版・印刷・同関連産業	100.0	70.0	9.9	-
20	化 学 工 業	100.0	88.1	6.1	0.1
21	石油製品・石炭製品製造業	100.0	60.6	-	7.4
23	ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	71.8	0.3	1.8
24	なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	84.5	6.0	6.9
25	窯業・土石製品製造業	100.0	63.8	6.5	-
26	鉄 鋼 製 造 業	100.0	88.7	0.4	4.9
27	非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	82.0	1.5	4.8
28	金 属 製 品 製 造 業	100.0	77.7	10.0	2.4
29	一 般 機 械 器 具 製 造 業	100.0	86.3	9.0	6.0
30	電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	78.4	3.9	5.7
31	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	86.2	6.0	6.3
32	精 密 機 械 器 具 製 造 業	100.0	82.2	2.2	6.7
22・33・34	プラスチック製品・武器・その他の製造業	100.0	89.4	5.6	3.4
G	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	78.0	1.2	-
H	運 輸 ・ 通 信 業	100.0	77.4	6.6	6.5
I	卸 売 ・ 小 売 業、飲食店 (計)	100.0	78.0	8.6	4.2
49~52	卸 売 業	100.0	81.7	33.9	2.5
53~58	小 売 業	100.0	76.6	2.1	3.8
59~60	飲 食 店	100.0	97.0	-	41.1
J	金 融 ・ 保 險 業	100.0	95.2	6.1	2.5
K	不 動 産 業	100.0	93.4	0.9	11.7
L	サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	81.3	2.5	0.7
73	旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	100.0	67.9	21.4	4.6
77~78	映 画 業、娯 楽 業	100.0	91.8	14.7	4.6
87	医 療 業	100.0	82.6	2.4	0.1
91	教 育 業	100.0	79.3	2.5	0.3
92	社 会 保 險、社 会 福 祉 業	100.0	81.5	2.7	0.8
	そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	82.8	0.6	4.1

別産後休業者数の割合（単胎）

内 の 者		56日を超える者				(%)	1人平均
50～ 55日	56日	小 計	57～ 63日	64～ 70日	71日 以 上	休業日数 不 明	産 後 休 業 日 数 (日)
9.3	65.4	14.4	6.4	3.0	5.0	3.8	56.0
8.1	48.1	28.7	8.1	17.9	2.7	2.7	56.7
15.9	47.3	23.9	12.0	0.4	11.5	—	55.7
14.4	53.5	18.4	11.0	2.8	4.6	3.7	55.6
6.6	64.8	13.8	10.5	0.9	2.4	5.2	55.3
7.4	58.3	21.0	16.4	1.1	3.5	6.7	56.1
19.2	33.1	26.1	16.0	1.9	8.2	8.7	55.7
3.4	68.0	18.4	—	1.7	16.8	—	57.6
4.3	37.0	17.2	10.8	2.2	4.3	19.7	54.6
7.6	63.9	19.3	11.7	2.2	5.4	1.5	56.3
6.1	54.1	28.9	7.5	8.7	12.8	1.1	57.5
11.1	70.9	5.8	4.3	1.3	0.1	6.1	54.9
5.6	47.5	21.6	11.3	10.3	—	17.8	56.6
4.6	65.0	18.0	5.2	3.7	9.1	10.2	57.7
6.0	65.5	15.5	11.7	1.0	2.9	—	55.1
8.3	49.0	26.5	11.4	1.6	13.5	9.6	57.4
30.7	52.6	7.2	7.2	—	—	4.1	54.4
15.9	59.9	16.3	11.7	3.7	1.0	1.7	55.6
6.2	59.2	17.0	5.8	7.8	3.4	5.3	55.6
11.6	59.7	13.0	3.4	1.9	7.6	0.7	55.1
19.0	49.8	19.6	13.9	3.4	2.3	2.0	55.2
12.7	61.1	11.4	4.5	5.7	1.1	2.4	54.9
4.5	68.8	16.0	4.5	0.4	11.0	1.8	56.7
14.2	66.2	10.1	2.7	1.0	6.4	0.5	55.5
8.2	68.6	11.2	8.3	1.1	1.8	10.7	56.2
5.2	59.2	15.8	7.4	5.5	2.9	6.7	55.5
18.5	46.8	20.5	6.9	6.5	7.1	1.4	55.6
4.1	41.2	16.5	12.5	1.7	2.2	1.9	51.7
21.6	49.1	22.1	5.6	8.0	8.5	1.3	56.8
43.6	12.3	—	—	—	—	3.0	50.0
2.1	84.6	3.1	2.9	0.2	—	1.6	54.9
10.8	70.0	2.2	—	—	2.2	4.4	54.5
6.6	71.6	13.8	4.1	3.4	6.3	4.9	56.8
9.1	32.8	15.6	—	11.1	4.6	16.5	53.7
12.0	60.5	6.4	2.3	2.3	1.8	1.8	53.6
12.0	68.1	12.4	4.9	1.7	5.8	5.1	56.4
1.3	75.2	15.1	3.9	5.6	5.6	5.6	57.2
1.6	76.4	13.0	4.6	5.9	2.5	5.5	56.7
4.2	73.8	16.5	1.0	1.6	13.8	0.7	57.6

第9表 産業、規模、休業日数

【規模：500人以上】

産 業	産後休業 取得者	5 6 日 以		
		小 計	42 日	43 ~ 49 日
産 業 計	100.0	84.5	4.6	3.1
D 鉱 業	100.0	55.6	—	5.6
E 建 設 業	100.0	71.7	—	—
F 製 造 業 (計)	100.0	87.0	3.7	3.6
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	79.8	9.1	5.6
14 織 維 工 業	100.0	89.9	5.2	9.5
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	80.1	0.6	2.3
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	*	*	*	*
17 家具・装備品製造業	100.0	100.0	—	—
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	81.7	1.7	3.3
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	61.3	—	—
20 化 学 工 業	100.0	86.2	2.9	0.3
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	51.9	—	3.7
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	68.7	1.0	2.9
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	—	—	—
25 窯業・土石製品製造業	100.0	82.7	2.5	—
26 鉄 鋼 製 造 業	100.0	88.7	0.8	4.3
27 非鉄金属製造業	100.0	92.5	2.9	1.4
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	89.8	2.2	2.2
29 一般機械器具製造業	100.0	81.9	7.2	3.5
30 電気機械器具製造業	100.0	87.7	4.5	3.9
31 輸送用機械器具製造業	100.0	93.5	1.7	6.9
32 精密機械器具製造業	100.0	92.0	0.4	2.5
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	100.0	82.0	1.2	—
G 電 気・ガ ス・熱供給・水道業	100.0	88.3	2.0	—
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	42.6	1.1	—
I 卸 売・小売業、飲食店(計)	100.0	79.4	32.5	3.5
49~52 卸 売 業	100.0	81.6	67.1	3.3
53~58 小 売 業	100.0	77.5	1.1	3.6
59~60 飲 食 店	*	*	*	*
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	79.8	3.4	15.7
K 不 動 産 業	100.0	100.0	18.8	—
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	84.8	0.5	0.5
73 旅館・その他の宿泊所	*	*	*	*
77~78 映 画 業 ・ 娯 楽 業	100.0	90.6	4.2	—
87 医 療 業	100.0	83.2	0.4	0.4
91 教 育 業	100.0	92.4	0.5	1.1
92 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 業	100.0	84.8	—	2.0
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	91.2	3.1	0.9

別産後休業者数の割合（単胎）

(%)

内 の 者		56日を超える者				休業日数 不明	1人平均 産後休業 日数 (日)
50～ 55日	56日	小計	57～ 63日	64～ 70日	71日 以上		
12.9	63.8	11.1	6.3	2.5	2.4	4.4	55.3
16.7	33.3	38.9	16.7	16.7	5.6	5.6	58.1
32.7	39.0	28.3	2.2	13.0	13.0	—	58.1
17.9	61.9	9.4	6.3	1.3	1.8	3.6	55.0
2.8	62.4	17.4	9.7	5.6	2.1	2.8	55.3
15.5	59.7	6.9	0.9	0.9	5.2	3.2	54.6
43.9	33.3	14.0	9.9	1.2	2.9	5.8	54.7
*	*	*	*	*	*	*	*
—	100.0	—	—	—	—	—	56.0
5.0	71.7	10.0	5.0	5.0	—	8.3	55.9
4.3	57.0	34.7	9.6	7.9	17.2	4.0	59.7
3.5	79.5	8.7	8.4	—	0.3	5.1	55.7
—	48.1	23.5	12.3	11.1	—	24.7	57.6
4.9	59.9	23.5	2.0	—	21.5	7.8	58.9
—	—	—	—	—	—	—	—
4.9	75.3	7.4	6.2	1.2	—	9.9	55.8
35.2	48.4	8.3	8.3	—	—	3.0	54.2
27.6	60.6	3.8	3.8	—	—	3.8	54.4
9.3	76.1	6.6	3.6	1.8	1.1	3.6	55.6
14.1	57.1	16.1	5.0	3.0	8.1	2.0	55.8
24.6	54.8	9.2	7.3	1.0	0.9	3.0	54.4
15.3	69.6	1.3	0.6	—	0.6	5.3	54.5
4.9	84.3	3.9	3.4	0.2	0.2	4.0	55.7
1.8	79.0	14.6	12.7	1.8	—	3.4	56.4
8.8	77.4	10.7	9.5	1.2	—	1.0	55.8
6.4	35.1	51.1	27.7	9.6	13.8	6.4	59.8
9.6	33.9	14.2	6.1	2.6	5.5	6.4	51.8
4.0	7.2	13.7	6.7	1.3	5.7	4.7	46.9
14.6	58.2	14.7	5.6	3.8	5.4	7.8	56.3
*	*	*	*	*	*	*	*
16.8	43.8	15.5	13.9	1.6	—	4.7	53.8
—	81.3	—	—	—	—	—	53.4
5.8	78.0	10.2	3.9	4.0	2.3	5.0	56.6
*	*	*	*	*	*	*	*
50.0	36.5	—	—	—	—	9.4	53.1
4.7	77.7	12.3	4.8	4.7	2.8	4.6	56.8
9.2	81.7	0.7	0.5	—	0.2	6.9	55.5
1.0	81.8	7.9	—	7.9	—	7.3	56.7
4.3	83.0	3.7	0.9	1.4	1.4	5.1	55.7

第9表 産業、規模、休業日数

【規模：100～499人】

産 業	産後休業 取得者	5 6 日 以		
		小 計	42 日	43～ 49 日
産 業 計	100.0	80.7	3.1	1.8
D 鉱 業	*	*	*	*
E 建 設 業	100.0	83.3	16.7	—
F 製 造 業 (計)	100.0	78.6	4.1	3.2
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	87.5	6.3	8.3
14 織 維 工 業	100.0	77.6	—	2.0
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	74.2	6.7	3.1
16 木材・木製品製造業（家具を除く）	100.0	94.5	—	33.0
17 家具・装備品製造業	100.0	50.0	—	6.3
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	82.8	3.4	—
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	91.1	—	—
20 化 学 工 業	100.0	93.4	2.2	—
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	78.3	—	22.4
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	85.6	—	2.1
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	71.0	2.6	5.2
25 窯業・土石製品製造業	100.0	46.0	—	—
26 鉄 鋼 製 造 業	100.0	77.8	—	11.1
27 非鉄金属製造業	100.0	87.4	2.1	3.9
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	73.9	—	6.7
29 一般機械器具製造業	100.0	92.6	5.6	1.9
30 電気機械器具製造業	100.0	73.6	3.2	2.1
31 輸送用機械器具製造業	100.0	77.6	1.5	2.2
32 精密機械器具製造業	100.0	88.1	5.8	4.3
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	100.0	94.1	11.8	7.3
G 電 気・ガ ス・熱供給・水道業	100.0	81.9	1.6	—
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	69.4	—	—
I 卸 売・小売業、飲食店（計）	100.0	86.5	12.2	1.2
49～52 卸 売 業	100.0	97.0	18.7	3.0
53～58 小 売 業	100.0	81.1	9.3	—
59～60 飲 食 店	100.0	88.9	—	11.1
J 金 融 ・ 保 險 業	100.0	85.7	8.1	4.3
K 不 動 産 業	100.0	87.4	—	22.3
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	82.3	0.7	0.7
73 旅館・その他の宿泊所	100.0	83.0	19.2	8.5
77～78 映 画 業、娯 楽 業	100.0	85.3	—	10.5
87 医 療 業	100.0	83.7	0.2	—
91 教 育 業	100.0	76.2	0.6	2.8
92 社 会 保 険、社 会 福 祉 業	100.0	75.3	1.9	—
その他のサービス業	100.0	81.8	2.0	2.0

別産後休業者数の割合（単胎）

(%)

内 の 者		56日を超える者				休業日数 明 不	1人平均 産後休業 日数 (日)
50～ 55日	56日	小 計	57～ 63日	64～ 70日	71日 以 上		
10.0	65.7	15.0	7.9	2.8	4.4	4.3	56.2
*	*	*	*	*	*	*	*
25.0	41.7	16.7	12.5	—	4.2	—	53.7
12.8	58.6	19.1	13.3	2.9	2.9	2.3	55.8
12.5	60.4	12.5	8.3	—	4.2	—	54.7
11.6	64.1	18.4	10.6	2.0	5.9	3.9	56.8
17.2	47.1	22.3	15.7	3.9	2.7	3.5	55.4
11.0	50.4	5.5	—	5.5	—	—	52.9
12.5	31.3	50.0	31.3	6.3	12.5	—	58.4
3.4	75.9	17.2	13.8	3.4	—	—	56.2
4.5	86.6	8.9	4.5	—	4.5	—	56.6
18.8	72.4	2.2	2.2	—	—	4.4	55.0
11.2	44.8	21.7	11.2	10.5	—	—	54.8
7.5	76.1	10.3	4.1	2.1	4.1	4.1	56.5
2.6	60.5	29.0	18.4	2.6	7.9	—	57.0
5.1	40.9	25.5	15.3	5.1	5.1	28.5	58.2
—	66.7	11.1	11.1	—	—	11.1	55.1
23.1	58.3	10.5	6.3	2.1	2.1	2.1	55.1
2.2	64.9	21.6	17.9	3.7	—	4.5	56.2
14.8	70.4	7.4	3.7	1.9	1.9	—	55.0
13.2	55.1	24.4	18.5	3.2	2.6	2.0	56.1
9.0	64.9	22.4	11.2	9.0	2.2	—	56.9
4.3	73.7	11.1	5.8	1.0	4.3	0.8	55.5
19.1	55.9	5.9	1.5	1.5	2.9	—	53.5
3.2	77.1	8.3	3.2	1.7	3.3	9.8	56.5
8.4	61.0	19.5	8.4	8.4	2.8	11.1	57.4
12.1	61.0	12.1	4.9	3.5	3.6	1.4	54.7
6.0	69.2	3.0	—	3.0	—	—	53.2
14.9	57.0	17.0	7.6	3.8	5.6	1.9	55.6
22.2	55.6	—	—	—	—	11.1	53.8
7.6	65.7	10.3	9.4	0.9	—	4.0	54.4
4.2	60.8	4.2	—	—	4.2	8.4	54.1
7.6	73.4	12.0	3.3	2.4	6.4	5.7	56.9
17.0	38.3	8.5	—	—	8.5	8.5	52.8
5.2	69.6	14.7	5.2	5.2	4.2	—	56.1
9.4	74.1	10.1	2.6	0.7	6.9	6.2	56.8
1.3	71.5	17.6	7.9	6.8	3.0	6.2	57.1
3.2	70.3	21.2	3.1	11.5	6.7	3.5	58.0
2.0	75.7	16.2	4.0	6.1	6.1	2.0	57.2

第9表 産業、規模、休業日数

【規模：30～99人】

産 業	産後休業 取得者	5 6 日 以		
		小 計	42 日	43～ 49 日
産 業 計	100.0	81.4	4.8	3.4
D 鉱 業	100.0	78.8	21.2	—
E 建 設 業	100.0	74.1	12.3	—
F 製 造 業 (計)	100.0	68.1	5.6	11.3
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	72.2	—	—
14 織 維 工 業	100.0	61.2	5.5	5.5
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	55.6	—	16.7
16 木材・木製品製造業（家具を除く）	*	*	*	*
17 家具・装備品製造業	100.0	66.7	—	33.3
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	75.0	—	12.5
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	54.5	27.3	—
20 化 学 工 業	100.0	85.2	16.0	—
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	100.0	—	—
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	55.6	—	—
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	92.1	7.9	7.9
25 窯業・土石製品製造業	100.0	66.7	11.1	—
26 鉄 鋼 製 造 業	*	*	*	*
27 非鉄金属製造業	100.0	69.2	—	7.7
28 金属製品製造業	100.0	73.3	20.0	—
29 一般機械器具製造業	100.0	80.0	20.0	20.0
30 電気機械器具製造業	100.0	70.8	4.2	16.7
31 輸送用機械器具製造業	100.0	85.7	28.6	14.3
32 精密機械器具製造業	100.0	59.4	—	16.1
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	100.0	86.7	—	—
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	66.7	—	—
H 運 輸 ・ 通 信 業	*	*	*	*
I 卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店 (計)	100.0	73.9	—	5.8
49～52 卸 売 業	*	*	*	*
53～58 小 売 業	100.0	75.0	—	5.0
59～60 飲 食 業	*	*	*	*
J 金 融 ・ 保 險 業	100.0	98.0	6.1	1.0
K 不 動 産 業	100.0	100.0	—	—
L サ ー ビ ス 業 (計)	100.0	79.9	4.0	0.8
73 旅館・その他の宿泊所	*	*	*	*
77～78 映 画 業 ・ 娯 楽 業	100.0	100.0	37.5	—
87 医 療 業	100.0	79.4	9.3	—
91 教 育 業	100.0	78.9	2.8	—
92 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 業	100.0	83.6	3.2	1.1
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	82.7	—	5.0

別産後休業者数の割合（単胎）

(%)

内 の 者		56日を超える者				休業日数 不明	1人平均 産後休業 日数 (日)
50～ 55日	56日	小計	57～ 63日	64～ 70日	71日 以上		
7.6	65.6	15.2	5.5	3.4	6.3	3.4	56.2
—	57.6	21.2	—	21.2	—	—	55.4
12.3	49.4	25.9	12.3	—	13.6	—	56.2
13.2	38.1	26.1	12.1	4.2	9.8	5.8	55.8
—	72.2	13.9	13.9	—	—	13.9	56.5
—	50.2	27.7	27.7	—	—	11.1	55.4
19.4	19.4	30.6	16.7	—	13.9	13.9	56.2
*	*	*	*	*	*	*	*
—	33.3	—	—	—	—	33.3	51.0
12.5	50.0	25.0	12.5	—	12.5	—	56.5
9.1	18.2	45.5	9.1	18.2	18.2	—	56.8
14.8	54.4	4.9	—	4.9	—	9.9	53.5
50.0	50.0	—	—	—	—	—	54.0
—	55.6	22.2	11.1	11.1	—	22.2	58.0
7.9	68.3	7.9	7.9	—	—	—	54.0
11.1	44.4	33.3	11.1	—	22.2	—	57.7
*	*	*	*	*	*	*	*
—	61.5	30.8	23.1	7.7	—	—	56.8
6.7	46.7	20.0	—	13.3	6.7	6.7	55.4
—	40.0	20.0	—	—	20.0	—	54.2
20.8	29.2	29.2	16.7	8.3	4.2	—	55.0
14.3	28.6	14.3	—	14.3	—	—	51.6
4.3	39.0	40.6	4.3	—	36.2	—	59.8
13.3	73.3	13.3	—	—	13.3	—	57.5
16.7	50.0	16.7	16.7	—	—	16.7	55.8
*	*	*	*	*	*	*	*
23.9	44.2	26.1	8.0	9.0	9.0	—	57.1
*	*	*	*	*	*	*	*
25.0	45.0	25.0	5.0	10.0	10.0	—	57.3
*	*	*	*	*	*	*	*
—	90.9	1.0	1.0	—	—	1.0	55.1
20.0	80.0	—	—	—	—	—	55.2
6.1	69.0	15.7	4.5	3.9	7.2	4.4	56.8
*	*	*	*	*	*	*	*
—	62.5	—	—	—	—	—	50.8
25.0	45.2	17.5	10.3	1.0	6.2	3.1	55.0
0.9	75.3	15.6	3.6	5.7	6.2	5.5	57.3
1.1	78.3	10.3	5.5	3.8	1.1	6.1	56.2
5.0	72.6	17.3	—	—	17.3	—	57.9

第10表 産業、規模、妊産婦の労働時間等

【規模：計】

産 業	制限すべき 妊産婦有り の事業所	制 限 を 実		
		合 計	産 婦 の 小 計	時 間 外 芳 働
産 業 計	12.3 (100.0)	(33.3)	(32.6)	(26.3)
D 鉱 業	3.2 (100.0)	(—)	(—)	(—)
E 建 設 業	4.8 (100.0)	(33.5)	(33.5)	(33.5)
F 製 造 業 (計)	13.7 (100.0)	(26.9)	(26.4)	(25.6)
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	9.5 (100.0)	(11.7)	(11.7)	(11.7)
14 織 維 工 業	19.6 (100.0)	(25.2)	(24.2)	(24.2)
15 衣類・その他の繊維製品製造業	19.0 (100.0)	(23.3)	(23.3)	(22.1)
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	3.8 (100.0)	(14.1)	(14.1)	(14.1)
17 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	8.1 (100.0)	(42.0)	(42.0)	(42.0)
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	11.6 (100.0)	(34.3)	(34.3)	(34.3)
19 出版・印刷・同関連産業	7.5 (100.0)	(59.6)	(59.6)	(59.6)
20 化 学 工 業	13.8 (100.0)	(29.1)	(29.1)	(29.1)
21 石油製品・石炭製品製造業	6.8 (100.0)	(8.7)	(8.7)	(8.7)
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	11.2 (100.0)	(20.1)	(20.1)	(17.1)
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	9.5 (100.0)	(18.0)	(18.0)	(18.0)
25 窯業・土石製品製造業	10.1 (100.0)	(20.8)	(20.8)	(20.4)
26 鉄 鋼 製 造 業	5.7 (100.0)	(37.0)	(37.0)	(19.9)
27 非 鉄 金 属 製 造 業	12.1 (100.0)	(27.2)	(27.2)	(24.3)
28 金 属 製 品 製 造 業	10.4 (100.0)	(26.9)	(26.9)	(26.9)
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	10.6 (100.0)	(27.1)	(27.1)	(24.5)
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	23.7 (100.0)	(28.7)	(28.4)	(28.1)
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	10.5 (100.0)	(36.9)	(34.3)	(34.3)
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	17.8 (100.0)	(30.0)	(24.4)	(24.4)
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	12.8 (100.0)	(20.2)	(20.2)	(17.9)
G 電 気・ガ ス・熱供給・水道業	14.7 (100.0)	(22.4)	(16.1)	(16.1)
H 運 輸 ・ 通 信 業	5.8 (100.0)	(22.5)	(22.5)	(14.3)
I 卸 売・小売業、飲食店(計)	6.7 (100.0)	(26.3)	(26.3)	(25.1)
49~52 卸 売 業	1.8 (100.0)	(20.5)	(20.5)	(14.2)
53~58 小 売 業	11.2 (100.0)	(33.6)	(33.6)	(33.1)
59~60 飲 食 店	12.6 (100.0)	(1.8)	(1.8)	(1.8)
J 金 融 ・ 保 険 業	14.1 (100.0)	(49.3)	(49.3)	(41.8)
K 不 動 産 業	9.2 (100.0)	(51.1)	(51.1)	(51.1)
L サ ー ビ ス 業 (計)	19.2 (100.0)	(38.5)	(37.4)	(25.5)
73 旅 館・その他の宿泊所	6.2 (100.0)	(22.8)	(18.4)	(13.5)
77~78 映 画 業、娯 楽 業	6.6 (100.0)	(14.9)	(12.4)	(12.4)
87 医 療 業	45.4 (100.0)	(58.1)	(57.1)	(31.4)
91 教 育 業	22.0 (100.0)	(18.0)	(17.7)	(9.9)
92 社 会 保 険、社 会 福 祉 業	25.2 (100.0)	(42.9)	(35.2)	(27.6)
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	9.2 (100.0)	(52.6)	(52.4)	(52.4)

に関する制限の実施状況別事業所数の割合

(%)

施 した 事 業 所							
場 合 (M. A)			産 婦 の 場 合 (M. A)				
休日労働	深夜業	変型労働 時間制の 適用	小 計	時 間 外 労 働	休日労働	深夜業	変型労働 時間制の 適用
(18.6)	(20.9)	(4.9)	(21.5)	(16.1)	(13.4)	(15.1)	(4.1)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(6.5)	(6.5)	(0.2)	(2.7)	(2.7)	(2.7)	(2.5)	(-)
(15.2)	(11.9)	(1.5)	(18.1)	(17.2)	(17.2)	(8.7)	(1.0)
(10.7)	(7.2)	(3.5)	(1.6)	(1.3)	(1.3)	(0.9)	(0.1)
(12.9)	(8.6)	(-)	(18.3)	(9.7)	(9.7)	(8.4)	(-)
(9.8)	(8.6)	(-)	(6.4)	(3.8)	(3.8)	(3.8)	(-)
(9.4)	(4.7)	(-)	(4.7)	(4.7)	(4.7)	(-)	(-)
(35.8)	(28.7)	(5.3)	(23.3)	(23.3)	(23.3)	(16.2)	(-)
(21.7)	(2.4)	(-)	(22.2)	(22.2)	(9.6)	(-)	(-)
(39.0)	(39.0)	(-)	(21.1)	(21.1)	(21.1)	(21.1)	(-)
(26.1)	(20.2)	(-)	(22.7)	(22.7)	(19.6)	(19.1)	(-)
(8.7)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(10.9)	(5.3)	(-)	(14.8)	(11.8)	(8.7)	(3.1)	(-)
(18.0)	(18.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(0.8)	(3.0)	(-)	(14.7)	(14.3)	(0.4)	(0.4)	(-)
(35.5)	(27.6)	(17.1)	(32.5)	(15.5)	(32.5)	(24.6)	(17.1)
(18.8)	(11.9)	(-)	(16.5)	(16.5)	(11.9)	(9.0)	(-)
(1.8)	(0.8)	(0.5)	(12.8)	(12.8)	(0.9)	(-)	(-)
(22.8)	(22.2)	(0.6)	(24.9)	(22.2)	(21.1)	(20.6)	(-)
(16.2)	(11.9)	(2.7)	(27.1)	(26.8)	(15.2)	(11.2)	(2.7)
(19.3)	(16.7)	(3.3)	(23.9)	(22.5)	(16.7)	(15.4)	(1.9)
(11.8)	(8.3)	(0.5)	(12.0)	(10.3)	(10.1)	(4.8)	(0.5)
(10.9)	(10.9)	(-)	(8.6)	(8.6)	(-)	(-)	(-)
(15.4)	(6.5)	(-)	(15.8)	(15.5)	(8.9)	(2.1)	(-)
(14.1)	(14.6)	(7.9)	(22.2)	(14.1)	(14.1)	(14.6)	(7.9)
(7.2)	(6.1)	(0.5)	(12.7)	(12.5)	(2.7)	(1.5)	(0.2)
(20.5)	(20.5)	(-)	(5.8)	(5.8)	(5.8)	(5.8)	(-)
(6.1)	(4.4)	(0.5)	(17.2)	(17.0)	(2.7)	(1.0)	(0.2)
(0.9)	(1.8)	(0.9)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(41.8)	(24.9)	(0.9)	(33.5)	(18.6)	(33.5)	(25.0)	(0.9)
(22.5)	(20.1)	(-)	(12.0)	(12.0)	(12.0)	(9.5)	(-)
(21.5)	(32.7)	(9.3)	(25.7)	(17.0)	(15.5)	(22.9)	(7.9)
(9.0)	(18.4)	(4.5)	(4.5)	(4.5)	(-)	(-)	(-)
(9.4)	(2.4)	(-)	(4.9)	(2.4)	(2.4)	(4.9)	(-)
(23.5)	(52.8)	(3.3)	(46.4)	(25.2)	(18.0)	(41.3)	(3.1)
(9.3)	(13.0)	(0.1)	(5.7)	(1.6)	(5.0)	(5.0)	(0.0)
(18.3)	(32.5)	(5.2)	(18.9)	(14.3)	(5.2)	(13.7)	(5.2)
(49.2)	(46.2)	(43.7)	(41.4)	(41.4)	(41.3)	(38.2)	(36.5)

第10表 産業、規模、妊産婦の労働時間等

【規模：500以上】

産 業	制限すべき 妊産婦有り の事業所	制 限 を 実 施 する 妊 産 婦 の		
		合 計	小 計	時 間 外 労 働
産 業 計	46.0 (100.0)	(39.1)	(37.1)	(31.9)
D 鉱 業	- (-)	(-)	(-)	(-)
E 建 設 業	23.0 (100.0)	(16.8)	(16.8)	(16.8)
F 製 造 業 (計)	49.0 (100.0)	(32.8)	(31.0)	(30.1)
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	54.7 (100.0)	(35.5)	(35.5)	(35.5)
14 織 維 工 業	26.9 (100.0)	(25.0)	(25.0)	(25.0)
15 衣類・その他の繊維製品製造業	75.0 (100.0)	(66.7)	(66.7)	(66.7)
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	* *	(*)	(*)	(*)
17 家具・装備品製造業	100.0 (100.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	19.5 (100.0)	(14.3)	(14.3)	(14.3)
19 出版・印刷・同関連産業	46.7 (100.0)	(24.5)	(24.5)	(24.5)
20 化 学 工 業	38.9 (100.0)	(20.7)	(20.7)	(20.7)
21 石油製品・石炭製品製造業	7.7 (100.0)	(-)	(-)	(-)
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	35.5 (100.0)	(14.2)	(14.2)	(14.2)
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	* *	(*)	(*)	(*)
25 窯業・土石製品製造業	32.5 (100.0)	(28.6)	(28.6)	(21.4)
26 鉄 鋼 製 造 業	42.9 (100.0)	(27.8)	(27.8)	(27.8)
27 非鉄金属製造業	32.7 (100.0)	(14.5)	(14.5)	(14.5)
28 金属製品製造業	50.0 (100.0)	(42.5)	(42.5)	(42.5)
29 一般機械器具製造業	48.6 (100.0)	(29.5)	(29.5)	(29.5)
30 電気機械器具製造業	64.9 (100.0)	(37.5)	(35.4)	(33.4)
31 輸送用機械器具製造業	41.5 (100.0)	(35.9)	(27.9)	(27.9)
32 精密機械器具製造業	56.5 (100.0)	(43.0)	(43.0)	(43.0)
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	49.5 (100.0)	(13.3)	(13.3)	(13.3)
G 電気・ガス・熱供給・水道業	37.4 (100.0)	(25.0)	(25.0)	(25.0)
H 運 輸 ・ 通 信 業	18.7 (100.0)	(40.0)	(40.0)	(26.7)
I 卸 売 ・ 小 売 業、飲食店(計)	50.4 (100.0)	(47.8)	(47.8)	(41.9)
49~52 卸 売 業	42.5 (100.0)	(47.8)	(47.8)	(47.8)
53~58 小 売 業	59.2 (100.0)	(47.9)	(47.9)	(37.6)
59~60 飲 食 店	* *	(*)	(*)	(*)
J 金 融 ・ 保 險 業	31.4 (100.0)	(18.4)	(18.4)	(18.4)
K 不 動 産 業	27.5 (100.0)	(54.5)	(54.5)	(54.5)
L サ ー ビ ス 業(計)	57.6 (100.0)	(57.0)	(52.6)	(36.6)
73 旅館・その他の宿泊所	22.2 (100.0)	(-)	(-)	(-)
77~78 映 画 業、娯 楽 業	* *	(*)	(*)	(*)
87 医 療 業	77.0 (100.0)	(74.4)	(70.2)	(44.2)
91 教 育 業	51.1 (100.0)	(18.4)	(18.4)	(12.5)
92 社 会 保 険、社 会 福 祉 業	56.3 (100.0)	(33.3)	(33.3)	(33.3)
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	37.7 (100.0)	(38.3)	(33.3)	(33.3)

に関する制限の実施状況別事業所数の割合

(%)

施 した 事 業 所							
場 合 (M. A)			産 婦 の 場 合 (M. A)				
休日労働	深 夜 業	変型労働 時間制の 適用	小 計	時 間 外 労 働	休日労働	深 夜 業	変型労働 時間制の 適用
(23.7)	(24.2)	(5.7)	(29.4)	(23.9)	(18.0)	(19.4)	(3.9)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(11.2)	(11.2)	(5.6)	(5.6)	(5.6)	(-)	(-)	(-)
(20.2)	(14.2)	(5.6)	(22.9)	(21.5)	(14.3)	(9.4)	(4.1)
(22.4)	(16.2)	(6.2)	(20.6)	(20.6)	(16.2)	(11.8)	(1.8)
(16.7)	(8.3)	(-)	(8.3)	(8.3)	(-)	(-)	(-)
(33.3)	(33.3)	(-)	(66.7)	(66.7)	(33.3)	(33.3)	(-)
(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(20.0)	(20.0)	(20.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(-)	(-)	(-)	(14.3)	(14.3)	(-)	(-)	(-)
(24.5)	(24.5)	(-)	(24.5)	(24.5)	(24.5)	(24.5)	(-)
(17.7)	(11.9)	(-)	(11.7)	(11.7)	(8.8)	(5.9)	(-)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(14.2)	(-)	(-)	(14.2)	(14.2)	(14.2)	(-)	(-)
(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(14.3)	(7.1)	(-)	(14.3)	(7.1)	(7.1)	(7.1)	(-)
(24.3)	(24.3)	(-)	(17.5)	(17.5)	(17.5)	(17.5)	(-)
(14.5)	(7.3)	(-)	(-)	(-)	(7.3)	(7.3)	(-)
(24.8)	(11.6)	(7.1)	(31.0)	(31.0)	(13.3)	(-)	(-)
(19.7)	(16.4)	(3.3)	(16.4)	(16.4)	(9.8)	(6.6)	(-)
(20.9)	(12.6)	(8.3)	(27.0)	(24.9)	(14.5)	(8.3)	(8.3)
(17.9)	(17.9)	(9.9)	(27.9)	(23.9)	(17.9)	(13.9)	(5.9)
(31.3)	(19.6)	(2.9)	(43.0)	(43.0)	(31.3)	(19.6)	(2.9)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(8.3)	(-)	(-)	(25.0)	(16.7)	(8.3)	(-)	(-)
(20.0)	(33.3)	(6.7)	(33.3)	(20.0)	(20.0)	(33.3)	(6.7)
(41.9)	(39.0)	(6.0)	(33.6)	(30.8)	(30.8)	(27.9)	(2.9)
(47.8)	(47.8)	(-)	(35.6)	(35.6)	(35.6)	(35.6)	(-)
(37.6)	(32.6)	(10.3)	(32.2)	(27.2)	(27.2)	(22.3)	(4.9)
(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(15.3)	(9.2)	(-)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(12.3)	(-)
(54.5)	(54.5)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(28.8)	(46.7)	(6.5)	(47.7)	(30.7)	(24.0)	(43.4)	(4.6)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(36.2)	(66.9)	(10.2)	(70.2)	(44.2)	(34.8)	(66.9)	(7.4)
(10.5)	(11.7)	(3.9)	(16.4)	(10.5)	(8.6)	(9.8)	(2.0)
(-)	(-)	(-)	(33.3)	(33.3)	(-)	(-)	(-)
(27.2)	(27.2)	(-)	(11.1)	(11.1)	(8.1)	(6.1)	(-)

第10表 産業、規模、妊産婦の労働時間等

【規模：100～499人】

産 業	制限すべき 妊産婦有り の事業所	制 限 を 実		
		合 計	産 婦 の 小 計	時 間 外 労 働
産 業 計	22.2 (100.0)	(35.3)	(34.5)	(26.6)
D 鉱 業	11.6 (100.0)	(-)	(-)	(-)
E 建 設 業	9.4 (100.0)	(36.5)	(36.5)	(36.5)
F 製 造 業 (計)	23.1 (100.0)	(28.2)	(27.9)	(26.6)
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	17.4 (100.0)	(21.4)	(21.4)	(21.4)
14 織 維 工 業	33.1 (100.0)	(38.5)	(34.6)	(34.6)
15 衣類・その他の繊維製品製造業	44.6 (100.0)	(30.8)	(30.8)	(27.5)
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	10.9 (100.0)	(37.5)	(37.5)	(37.5)
17 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	27.1 (100.0)	(40.9)	(40.9)	(40.9)
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	11.2 (100.0)	(25.0)	(25.0)	(25.0)
19 出版・印刷・同関連産業	14.2 (100.0)	(59.7)	(59.7)	(59.7)
20 化 学 工 業	14.0 (100.0)	(15.4)	(15.4)	(15.4)
21 石油製品・石炭製品製造業	12.1 (100.0)	(14.4)	(14.4)	(14.4)
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	24.2 (100.0)	(36.4)	(36.4)	(30.0)
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	7.7 (100.0)	(-)	(-)	(-)
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	15.8 (100.0)	(29.8)	(29.8)	(29.8)
26 鉄 鋼 製 造 業	9.3 (100.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)
27 非 鉄 金 属 製 造 業	20.4 (100.0)	(37.5)	(37.5)	(31.3)
28 金 属 製 品 製 造 業	11.7 (100.0)	(14.4)	(14.4)	(14.4)
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	15.5 (100.0)	(29.0)	(29.0)	(21.2)
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	36.6 (100.0)	(29.5)	(29.5)	(29.5)
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	18.5 (100.0)	(31.5)	(31.5)	(31.5)
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	36.5 (100.0)	(23.6)	(23.6)	(23.6)
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	22.3 (100.0)	(6.6)	(6.6)	(-)
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	30.1 (100.0)	(23.4)	(23.4)	(23.4)
H 運 輸 ・ 通 信 業	11.2 (100.0)	(44.0)	(44.0)	(28.0)
I 卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店 (計)	19.5 (100.0)	(17.7)	(17.7)	(15.2)
49～52 卸 売 業 店	12.1 (100.0)	(15.2)	(15.2)	(7.6)
53～58 小 売 業	28.0 (100.0)	(18.7)	(18.7)	(18.7)
59～60 飲 食 店	23.8 (100.0)	(22.2)	(22.2)	(22.2)
J 金 融 ・ 保 険 業	29.1 (100.0)	(18.1)	(18.1)	(18.1)
K 不 動 産 業	21.3 (100.0)	(75.9)	(75.9)	(75.9)
L サ ー ビ ス 業 (計)	30.4 (100.0)	(49.5)	(47.6)	(30.2)
73 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	14.4 (100.0)	(43.9)	(35.3)	(25.9)
77～78 映 画 業 ・ 娯 楽 業	16.0 (100.0)	(10.8)	(10.8)	(10.8)
87 医 療 業	60.1 (100.0)	(58.4)	(56.7)	(27.2)
91 教 育 業	30.3 (100.0)	(22.5)	(19.9)	(16.1)
92 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 業	48.4 (100.0)	(49.4)	(43.3)	(37.2)
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	14.1 (100.0)	(52.1)	(52.1)	(52.1)

に関する制限の実施状況別事業所数の割合

(%)

施 した 事 業 所							
場 合 (M. A)			産 婦 の 場 合 (M. A)				
休日労働	深夜業	変型労働 時間制の 適用	小 計	時 間 外 労 働	休日労働	深夜業	変型労働 時間制の 適用
(18.8)	(22.3)	(4.5)	(22.7)	(16.2)	(11.7)	(14.2)	(2.4)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(25.9)	(25.9)	(-)	(10.6)	(10.6)	(10.6)	(10.6)	(-)
(16.9)	(11.7)	(1.9)	(17.2)	(15.8)	(10.5)	(6.8)	(1.1)
(21.4)	(14.3)	(7.1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(19.2)	(7.7)	(-)	(19.2)	(15.4)	(11.5)	(7.7)	(-)
(17.6)	(14.3)	(-)	(16.5)	(13.2)	(9.9)	(9.9)	(-)
(25.0)	(12.5)	(-)	(12.5)	(12.5)	(12.5)	(-)	(-)
(30.3)	(18.2)	(6.1)	(12.1)	(12.1)	(12.1)	(-)	(-)
(12.5)	(12.5)	(-)	(12.5)	(12.5)	(-)	(-)	(-)
(52.8)	(52.8)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(7.7)	(7.7)	(-)	(15.4)	(15.4)	(7.7)	(7.7)	(-)
(14.4)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(17.3)	(10.9)	(-)	(25.4)	(19.1)	(12.7)	(6.4)	(-)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(-)	(9.9)	(-)	(9.9)	(9.9)	(-)	(-)	(-)
(20.0)	(-)	(-)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(-)	(-)
(18.8)	(6.3)	(-)	(18.8)	(18.8)	(6.3)	(-)	(-)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(21.2)	(21.2)	(-)	(29.0)	(21.2)	(21.2)	(21.2)	(-)
(18.4)	(10.9)	(3.5)	(29.5)	(29.5)	(18.4)	(10.9)	(3.5)
(5.8)	(-)	(-)	(8.6)	(8.6)	(-)	(-)	(-)
(13.5)	(10.1)	(-)	(10.1)	(6.8)	(10.1)	(3.4)	(-)
(6.6)	(6.6)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(23.4)	(10.1)	(-)	(13.3)	(13.3)	(13.3)	(3.3)	(-)
(28.0)	(28.0)	(16.0)	(44.0)	(28.0)	(28.0)	(28.0)	(16.0)
(14.2)	(11.6)	(0.5)	(6.0)	(6.0)	(3.0)	(-)	(-)
(15.2)	(15.2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(13.9)	(9.1)	(-)	(9.6)	(9.6)	(4.8)	(-)	(-)
(11.1)	(22.2)	(11.1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(18.1)	(10.3)	(3.9)	(14.2)	(14.2)	(14.2)	(10.3)	(3.9)
(6.0)	(-)	(-)	(6.0)	(6.0)	(6.0)	(-)	(-)
(19.7)	(38.7)	(6.9)	(32.4)	(18.5)	(11.9)	(25.5)	(1.6)
(17.2)	(35.3)	(8.6)	(8.6)	(8.6)	(-)	(-)	(-)
(10.8)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(15.4)	(52.7)	(2.0)	(44.6)	(21.0)	(11.4)	(38.9)	(2.0)
(9.7)	(9.7)	(-)	(19.3)	(16.1)	(12.9)	(12.9)	(-)
(20.1)	(23.2)	(14.0)	(38.4)	(29.2)	(14.0)	(26.2)	(14.0)
(41.5)	(30.9)	(25.5)	(16.0)	(16.0)	(16.0)	(5.3)	(-)

第10表 産業、規模、妊産婦の労働時間等

【規模：30人～99人】

産 業	制限すべき 妊産婦有りの 事業所	制 限 を 実 施 する 産 婦 の 労働		
		合 計	小 計	時 間 外
産 業 計	9.5 (100.0)	(31.7)	(31.2)	(25.7)
D 鉱 業	1.8 (100.0)	(-)	(-)	(-)
E 建 設 業	4.0 (100.0)	(33.3)	(33.3)	(33.3)
F 製 造 業 (計)	9.4 (100.0)	(24.7)	(24.3)	(24.0)
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	6.3 (100.0)	(-)	(-)	(-)
14 織 維 工 業	15.7 (100.0)	(18.2)	(18.2)	(18.2)
15 衣類・その他の繊維製品製造業	14.3 (100.0)	(18.6)	(18.6)	(18.6)
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	2.6 (100.0)	(-)	(-)	(-)
17 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	3.2 (100.0)	(50.0)	(50.0)	(50.0)
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	11.5 (100.0)	(37.5)	(37.5)	(37.5)
19 出版・印刷・同関連産業	5.1 (100.0)	(66.7)	(66.7)	(66.7)
20 化 学 工 業	11.0 (100.0)	(41.4)	(41.4)	(41.4)
21 石油製品・石炭製品製造業	3.1 (100.0)	(-)	(-)	(-)
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	5.2 (100.0)	(-)	(-)	(-)
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	9.7 (100.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	8.5 (100.0)	(16.6)	(16.6)	(16.6)
26 鉄 鋼 製 造 業	1.4 (100.0)	(100.0)	(100.0)	(-)
27 非 鉄 金 属 製 造 業	7.1 (100.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)
28 金 属 製 品 製 造 業	9.4 (100.0)	(28.6)	(28.6)	(28.6)
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	7.1 (100.0)	(25.0)	(25.0)	(25.0)
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	15.4 (100.0)	(25.0)	(25.0)	(25.0)
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	3.4 (100.0)	(50.0)	(50.0)	(50.0)
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	8.4 (100.0)	(33.3)	(33.3)	(16.7)
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	9.8 (100.0)	(28.6)	(28.6)	(28.6)
G 電 気・ガ ス・熱供給・水道業	6.9 (100.0)	(20.0)	(-)	(-)
H 運 輸 ・ 通 信 業	3.8 (100.0)	(-)	(-)	(-)
I 卸 売・小売業、飲食店(計)	4.6 (100.0)	(29.3)	(29.3)	(29.3)
49～52 卸 売 業	- -	(-)	(-)	(-)
53～58 小 売 業	8.3 (100.0)	(40.0)	(40.0)	(40.0)
59～60 飲 食 店	12.1 (100.0)	(-)	(-)	(-)
J 金 融 ・ 保 険 業	11.9 (100.0)	(60.0)	(60.0)	(50.0)
K 不 動 産 業	6.4 (100.0)	(33.3)	(33.3)	(33.3)
L サ ー ビ ス 業 (計)	16.5 (100.0)	(33.7)	(33.1)	(23.4)
73 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	3.5 (100.0)	(-)	(-)	(-)
77～78 映 画 業 ・ 娯 楽 業	2.5 (100.0)	(-)	(-)	(-)
87 医 療 業	35.5 (100.0)	(55.9)	(55.9)	(33.8)
91 教 育 業	21.2 (100.0)	(17.5)	(17.5)	(9.3)
92 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 業	23.4 (100.0)	(42.0)	(34.1)	(26.1)
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	7.7 (100.0)	(53.4)	(53.4)	(53.4)

に関する制限の実施状況別事業所数の割合

(%)

施 した 事 業 所							
場 合 (M. A)				産 婦 の 場 合 (M. A)			
休日労働	深夜業	変型労働 時間制の 適用	小 計	時間外 労働	休日労働	深夜業	変型労働 時間制の 適用
(18.0)	(19.8)	(5.0)	(20.1)	(15.3)	(13.8)	(15.1)	(5.0)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(12.9)	(11.5)	(0.3)	(17.6)	(17.2)	(10.3)	(9.8)	(0.3)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(9.1)	(9.1)	(-)	(18.2)	(18.2)	(9.1)	(9.1)	(-)
(5.1)	(5.1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(50.0)	(50.0)	(-)	(50.0)	(50.0)	(50.0)	(50.0)	(-)
(25.0)	(-)	(-)	(25.0)	(25.0)	(12.5)	(-)	(-)
(33.3)	(33.3)	(-)	(33.3)	(33.3)	(33.3)	(33.3)	(-)
(41.4)	(31.6)	(-)	(31.6)	(31.6)	(31.6)	(31.6)	(-)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(20.0)	(20.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(-)	(-)	(-)	(16.6)	(16.6)	(-)	(-)	(-)
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(-)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
(20.0)	(20.0)	(-)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(-)
(-)	(-)	(-)	(14.3)	(14.3)	(-)	(-)	(-)
(25.0)	(25.0)	(-)	(25.0)	(25.0)	(25.0)	(25.0)	(-)
(12.5)	(12.5)	(-)	(25.0)	(25.0)	(12.5)	(12.5)	(-)
(50.0)	(50.0)	(-)	(50.0)	(50.0)	(50.0)	(50.0)	(-)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(14.3)	(14.3)	(-)	(14.3)	(14.3)	(-)	(-)	(-)
(-)	(-)	(-)	(20.0)	(20.0)	(-)	(-)	(-)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(-)	(-)	(-)	(14.7)	(14.7)	(-)	(-)	(-)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(-)	(-)	(-)	(20.0)	(20.0)	(-)	(-)	(-)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(50.0)	(30.0)	(-)	(40.0)	(20.0)	(40.0)	(30.0)	(-)
(33.3)	(33.3)	(-)	(16.7)	(16.7)	(16.7)	(16.7)	(-)
(21.8)	(29.9)	(10.3)	(22.3)	(15.9)	(16.3)	(21.0)	(10.3)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(29.4)	(51.2)	(3.7)	(45.1)	(26.7)	(22.1)	(40.4)	(3.7)
(9.3)	(13.4)	(-)	(4.1)	(-)	(4.1)	(4.1)	(-)
(18.2)	(34.1)	(4.0)	(15.9)	(11.9)	(4.0)	(11.9)	(4.0)
(53.4)	(53.4)	(53.4)	(53.4)	(53.4)	(53.4)	(53.4)	(53.4)

第11表 産業、規模別生理日の就業

産 業	規 模	模 式	
		休暇請求者のあった事業所の割合 (全調査事業所=100.0)(%)	休暇を請求した実人員の割合 (女子常用労働者数=100.0)(%)
産 業	計	請求者1人 当たり年間 休暇請求回 数(回)	請求者1人 当たり平均 年間休暇日 数(日)
産 業 計	19.3	6.0	5.7
D 鉱 業	11.9	8.2	8.7
E 建 設 業	10.6	4.8	8.4
F 製 造 業 (計)	19.4	5.6	5.3
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	11.1	3.0	7.8
14 織 維 工 業	16.0	3.1	4.4
15 衣類・その他の繊維製品製造業	10.5	1.1	8.1
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	8.1	3.1	6.4
17 家具・装 備 品 製 造 業	17.3	8.0	5.6
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	18.7	9.7	4.2
19 出版・印刷・同関連産業	43.6	13.4	4.7
20 化 学 工 業	34.3	14.1	5.8
21 石油製品・石炭製品製造業	38.3	20.4	5.7
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	21.8	7.3	4.7
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	11.2	1.5	8.4
25 窯業・土石製品製造業	13.9	5.0	4.1
26 鉄 鋼 製 造 業	17.2	6.3	5.4
27 非鉄金属製品製造業	24.2	9.1	4.6
28 金 属 製 品 製 造 業	11.9	4.2	7.6
29 一般機械器具製造業	21.6	12.6	5.2
30 電気機械器具製造業	20.2	5.5	3.6
31 輸送用機械器具製造業	27.5	5.7	5.7
32 精密機械器具製造業	28.8	6.2	7.0
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	19.2	6.9	7.8
G 電気・ガス・熱供給・水道業	28.6	7.6	6.1
H 運 輸 ・ 通 信 業	15.9	30.5	7.7
I 卸 売・小売業、飲食店(計)	13.3	3.3	4.8
49~52 卸 売 業 店	18.6	7.1	2.9
53~58 小 売 業 店	9.1	1.3	10.1
59~60 飲 食 店	3.9	1.1	10.3
J 金 融 ・ 保 險 業	27.7	4.9	4.1
K 不 動 産 業	24.7	9.7	8.1
L サ ー ビ ス 業 (計)	25.1	5.5	5.4
73 旅館・その他の宿泊所	4.1	0.6	3.9
77~78 映画業、娯楽業	14.9	10.3	6.8
87 医 療 業	28.6	5.6	4.8
91 教 育 業	34.8	6.9	4.6
92 社会保険、社会福祉 その他のサービス業	33.5	11.9	8.8
	16.9	3.4	5.2

が著しく困難な女子の休暇の請求状況

請求者1人 当たり1回 平均請求休 暇日数 (日)	女子常用労 働者1人当 たり年間休 暇日数 (日)	500人		以上		以上	
		休暇請求者 のあった事 業所の割合 (全調査事 業所=100.0)(%)	休暇を請求 した実人員 の割合 (女子常用 労働者数=100.0)(%)	請求者1人 当たり年間 休暇請求回 数(回)	請求者1人 当たり平均 年間休暇日 数(日)	請求者1人 当たり1回 平均請求休 暇日数 (日)	女子常用労 働者1人当 たり年間休 暇日数 (日)
1.2	0.3	58.3	7.9	4.3	5.1	1.2	0.4
1.1	0.7	55.6	8.6	5.3	6.9	1.3	0.6
1.1	0.4	54.7	10.3	16.6	16.9	1.0	1.7
1.2	0.3	61.3	9.3	4.2	5.0	1.2	0.5
1.3	0.2	41.3	5.8	3.9	4.1	1.1	0.2
1.3	0.1	39.9	3.8	2.8	2.8	1.0	0.1
1.0	0.1	62.5	3.3	1.2	1.2	1.0	0.0
1.2	0.2	*	—	—	—	—	—
1.1	0.4	40.0	9.5	2.3	4.8	2.1	0.5
1.3	0.4	63.9	10.5	6.2	6.3	1.0	0.7
1.1	0.6	68.8	37.8	3.8	4.3	1.1	1.6
1.1	0.8	64.4	17.9	4.2	4.8	1.1	0.9
1.2	1.2	53.8	17.9	4.2	5.4	1.3	1.0
1.1	0.3	44.7	4.4	5.0	6.4	1.3	0.3
1.7	0.1	*	—	—	—	—	—
1.1	0.2	45.0	4.8	3.3	3.8	1.1	0.2
1.1	0.3	35.9	4.2	6.6	6.9	1.1	0.3
1.1	0.4	49.5	10.5	7.5	8.0	1.1	0.8
1.1	0.3	50.0	6.9	6.2	7.1	1.1	0.5
1.3	0.7	64.1	16.4	4.5	5.6	1.2	0.9
1.2	0.2	79.5	8.4	4.1	5.1	1.3	0.4
1.1	0.3	49.5	3.9	6.0	7.4	1.2	0.3
0.7	0.4	79.4	12.7	2.1	2.5	1.2	0.3
1.4	0.5	46.4	12.1	5.2	5.3	1.0	0.6
1.4	0.5	59.3	2.6	1.5	5.5	3.7	0.1
1.2	2.3	61.0	25.2	5.6	6.7	1.2	1.7
1.3	0.2	50.3	1.8	3.3	2.9	0.9	0.1
1.0	0.2	74.0	3.4	3.2	2.7	0.9	0.1
1.7	0.1	26.3	0.3	4.2	4.4	1.0	0.0
1.1	0.1	*	6.1	1.3	2.7	2.0	0.2
1.1	0.2	48.9	9.6	2.2	2.6	1.2	0.3
1.0	0.8	70.0	25.6	7.0	8.8	1.3	2.3
1.2	0.3	54.4	6.5	4.1	4.7	1.2	0.3
1.1	0.0	36.9	2.3	7.8	7.8	1.0	0.2
1.3	0.7	*	4.9	1.9	1.9	1.0	0.1
1.0	0.3	58.1	7.2	3.4	3.8	1.1	0.3
1.3	0.3	47.8	3.4	4.8	7.9	1.6	0.3
1.3	1.0	75.0	2.5	5.0	5.4	1.1	0.1
1.1	0.2	55.5	7.9	6.2	6.7	1.1	0.5

第11表 産業、規模別生理日の就業

産 業	業	100人 ～ 499人			
		休暇請求者のあった事業所の割合 (全調査事業所=100.0)(%)	休暇を請求した実人員の割合 (女子常用労働者数=100.0)(%)	請求者1人当たり年間休暇請求回数(回)	請求者1人当たり平均年間休暇日数(日)
産 業 計		34.2	8.0	5.1	5.8
D 鉱 業		36.3	21.3	9.1	9.2
E 建 設 業		27.0	10.2	6.5	7.1
F 製 造 業 (計)		32.2	6.4	4.3	4.9
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業		22.9	3.9	7.0	8.4
14 織 維 工 業		35.0	2.9	4.6	6.1
15 衣類・その他の繊維製品製造業		25.5	1.9	8.6	8.8
16 木材・木製品製造業(家具を除く)		18.3	4.6	8.0	10.3
17 家具・装備品製造業		34.7	13.4	5.2	5.8
18 パルプ・紙・紙加工品製造業		29.2	20.6	2.8	3.9
19 出版・印刷・同関連産業		45.2	13.1	5.7	6.0
20 化 学 工 業		47.5	14.1	5.5	6.1
21 石油製品・石炭製品製造業		55.7	29.1	5.2	6.0
23 ゴ ム 製 品 製 造 業		40.2	7.5	2.4	3.0
24 なめし革・同製品・毛皮製造業		26.8	3.4	3.4	3.5
25 窯業・土石製品製造業		28.3	8.7	3.4	3.9
26 鉄 鋼 製 造 業		19.6	7.8	2.9	3.5
27 非 鉄 金 属 製 造 業		37.0	8.5	3.7	4.1
28 金 属 製 品 製 造 業		34.1	7.9	7.1	7.4
29 一般機械器具製造業		35.4	10.8	4.9	5.4
30 電気機械器具製造業		34.7	6.6	2.0	2.2
31 輸送用機械器具製造業		19.9	5.5	4.7	5.2
32 精密機械器具製造業		39.2	4.1	4.3	4.4
22・33・34 プラスチック製品・武器・その他の製造業		31.7	7.2	2.7	3.6
G 電 気・ガ ス・熱供給・水道業		39.7	8.2	4.5	6.9
H 運 輸 ・ 通 信 業		34.8	45.1	6.4	7.7
I 卸 売・小売業、飲食店(計)		34.6	4.8	3.4	3.5
49~52 卸 売 業		48.5	10.3	3.5	3.6
53~58 小 売 業		20.0	1.7	2.7	2.7
59~60 飲 食 店		7.6	1.2	10.4	12.5
J 金 融 ・ 保 険 業		31.9	5.0	5.4	6.0
K 不 動 産 業		39.0	6.0	6.0	6.5
L サ ー ビ ス 業 (計)		37.9	6.1	5.1	5.5
73 旅館・その他の宿泊所		10.2	0.8	1.5	2.0
77~78 映 画 業・娯 楽 業		41.5	16.4	6.0	6.7
87 医 療 業		41.1	7.2	5.1	5.1
91 教 育 業		33.8	4.4	3.3	3.4
92 社会保険、社会福祉		55.5	15.9	5.1	6.2
そ の 他 の サ ー ビ ス 業		39.6	3.3	5.3	6.0

が著しく困難な女子の休暇の請求状況

請求者1人 当たり1回 平均請求休 暇日数 (日)	女子常用労 働者1人当 たり年間休 暇日数 (日)	30 ~ 99人				請求者1人 当たり1回 平均請求休 暇日数 (日)	女子常用労 働者1人当 たり年間休 暇日数 (日)
		休暇請求者 のあった事 業所の割合 (全調査事 業所=	休暇を請求 した実人員 の割合 (女子常用 労働者数=	請求者1人 当たり年間 休暇請求回 数(回)	請求者1人 当たり平均 年間休暇日 数(日)		
		100.0)(%)	100.0)(%)				
1.1	0.5	15.4	4.0	4.7	5.9	1.3	0.2
1.0	2.0	5.3	1.1	*	*	*	0.1
1.1	0.7	8.0	2.1	4.5	5.9	1.3	0.1
1.1	0.3	13.9	3.2	5.6	6.5	1.2	0.2
1.2	0.3	7.1	1.5	5.1	8.8	1.7	0.1
1.3	0.2	10.3	3.2	2.6	3.3	1.3	0.1
1.0	0.2	7.7	0.6	7.5	8.1	1.1	0.0
1.3	0.5	6.6	2.6	3.5	4.1	1.2	0.1
1.1	0.8	13.3	4.1	5.5	5.5	1.0	0.2
1.4	0.8	14.8	3.4	3.8	4.2	1.1	0.1
1.1	0.8	42.6	8.2	3.4	3.8	1.1	0.3
1.1	0.9	24.2	8.8	6.5	8.0	1.2	0.7
1.1	1.7	22.8	6.4	4.7	5.2	1.1	0.3
1.2	0.2	14.2	8.9	5.6	5.8	1.0	0.5
1.0	0.1	9.0	0.8	7.6	16.1	2.1	0.1
1.1	0.3	10.2	2.5	4.3	4.8	1.1	0.1
1.2	0.3	14.8	7.6	5.6	5.9	1.1	0.5
1.1	0.3	17.1	9.0	3.0	3.1	1.0	0.3
1.0	0.6	6.7	0.9	7.7	9.7	1.3	0.1
1.1	0.6	15.1	12.4	2.6	4.7	1.9	0.6
1.1	0.1	9.8	1.4	2.5	2.7	1.1	0.0
1.1	0.3	27.7	8.1	4.9	5.0	1.0	0.4
1.0	0.2	21.5	3.5	40.7	24.3	0.6	0.9
1.3	0.3	15.6	5.8	8.1	12.4	1.5	0.7
1.5	0.6	22.6	9.4	4.3	5.2	1.2	0.5
1.2	3.5	9.0	11.1	6.1	8.8	1.4	1.0
1.0	0.2	10.1	2.8	4.2	6.1	1.5	0.2
1.0	0.4	13.7	6.5	2.2	2.3	1.0	0.2
1.0	0.0	7.3	1.3	8.3	15.4	1.9	0.2
1.2	0.1	3.8	1.0	9.4	10.2	1.1	0.1
1.1	0.3	26.9	4.1	3.7	3.7	1.0	0.2
1.1	0.4	21.3	12.0	8.8	8.8	1.0	1.1
1.1	0.3	22.3	4.8	4.2	5.4	1.3	0.3
1.3	0.0	1.8	0.1	*	*	*	0.0
1.1	1.1	5.0	3.1	1.9	8.4	4.4	0.3
1.0	0.4	20.2	1.9	5.0	5.0	1.0	0.1
1.0	0.2	34.8	7.7	3.4	4.6	1.3	0.4
1.2	1.0	31.8	11.2	7.3	9.8	1.3	1.1
1.1	0.2	11.3	2.9	3.7	4.0	1.1	0.1

第12表 産業、規模別妊娠及び出産後の

産 業	規 模 計			500人 通院休暇制度 有りの事業所
	通院休暇制度 有りの事業所	休 暇 厚生省の 基 準	回 数 そ の 他	
産 業 計	27.4 (100.0)	(68.5)	(31.5)	35.5 (100.0)
D 鉱 業	4.7 (＊)	(＊)	(＊)	— (＊)
E 建 設 業	16.6 (100.0)	(62.8)	(37.2)	12.7 (100.0)
F 製 造 業 (計)	16.0 (100.0)	(56.6)	(43.4)	29.7 (100.0)
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	15.2 (100.0)	(69.3)	(30.7)	24.2 (100.0)
14 織 維 工 業	32.5 (100.0)	(72.0)	(28.0)	82.1 (100.0)
15 衣類・その他の繊維製品製造業	16.2 (100.0)	(62.4)	(37.6)	75.0 (100.0)
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	12.7 (100.0)	(78.0)	(22.0)	＊ (＊)
17 家具・装備品製造業	11.8 (100.0)	(68.0)	(32.0)	— (—)
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	12.2 (100.0)	(64.1)	(35.9)	16.7 (100.0)
19 出版・印刷・同関連産業	23.7 (100.0)	(27.6)	(72.4)	38.8 (100.0)
20 化 学 工 業	27.6 (100.0)	(46.3)	(53.7)	45.4 (100.0)
21 石油製品・石炭製品製造業	7.7 (100.0)	(42.2)	(57.8)	9.2 (100.0)
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	13.3 (100.0)	(72.3)	(27.7)	17.6 (100.0)
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	7.8 (100.0)	(73.6)	(26.4)	＊ (＊)
25 窯業・土石製品製造業	6.9 (100.0)	(65.4)	(34.6)	9.3 (＊)
26 鉄 鋼 製 造 業	11.0 (100.0)	(81.6)	(18.4)	6.3 (100.0)
27 非鉄金属製造業	14.6 (100.0)	(41.0)	(59.0)	14.9 (100.0)
28 金 属 製 品 製 造 業	14.1 (100.0)	(80.9)	(19.1)	23.5 (100.0)
29 一般機械器具製造業	8.6 (100.0)	(45.5)	(54.5)	14.3 (100.0)
30 電気機械器具製造業	17.1 (100.0)	(44.5)	(55.5)	43.2 (100.0)
31 輸送用機械器具製造業	11.7 (100.0)	(45.3)	(54.7)	15.7 (100.0)
32 精密機械器具製造業	23.0 (100.0)	(69.7)	(30.3)	31.4 (100.0)
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	16.5 (100.0)	(42.3)	(57.7)	29.8 (100.0)
G 電気・ガス・熱供給・水道業	40.7 (100.0)	(64.3)	(35.7)	11.2 (＊)
H 運 輸 ・ 通 信 業	33.1 (100.0)	(73.5)	(26.5)	60.9 (100.0)
I 卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店 (計)	15.7 (100.0)	(67.5)	(32.5)	38.0 (100.0)
49~52 卸 売 業	15.3 (100.0)	(59.7)	(40.3)	58.9 (100.0)
53~58 小 売 業	18.0 (100.0)	(72.3)	(27.7)	17.3 (100.0)
59~60 飲 食 店	7.7 (100.0)	(100.0)	(—)	＊ (＊)
J 金 融 ・ 保 險 業	17.7 (100.0)	(55.4)	(44.6)	31.0 (100.0)
K 不 動 産 業	16.9 (100.0)	(76.1)	(23.9)	42.5 (＊)
L サ ー ビ ス 業 (計)	50.4 (100.0)	(72.9)	(27.1)	47.8 (100.0)
73 旅館・その他の宿泊所	10.5 (100.0)	(45.6)	(54.4)	— (—)
77~78 映 画 業 ・ 娯 楽 業	17.9 (100.0)	(56.3)	(43.7)	＊ (＊)
87 医 療 業	37.4 (100.0)	(79.0)	(21.0)	61.2 (100.0)
91 教 育 業	80.9 (100.0)	(81.1)	(18.9)	59.8 (100.0)
92 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 業	57.6 (100.0)	(75.1)	(24.9)	75.0 (100.0)
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	32.8 (100.0)	(52.3)	(47.7)	31.6 (100.0)

通院休暇制度有りの事業所数の割合

(%)

以 上		100人～499人				30～99人			
休 暇 回 数		通院休暇制度 有りの事業所	休 暇 回 数		通院休暇制度 有りの事業所	休 暇 回 数		通院休暇制度 有りの事業所	休 暇 回 数
厚生省の 基 準	そ の 他		厚生省の 基 準	そ の 他		厚生省の 基 準	そ の 他		
(40.7)	(59.3)	28.8 (100.0)	(68.2)	(31.8)	27.0 (100.0)	(69.3)	(30.7)		
(*)	(*)	2.5 (*)	(*)	(*)	5.3 (*)	(*)	(*)		
(20.3)	(79.7)	20.7 (100.0)	(88.2)	(11.8)	16.0 (100.0)	(58.7)	(41.3)		
(27.3)	(72.7)	22.4 (100.0)	(54.4)	(45.6)	13.6 (100.0)	(60.4)	(39.6)		
(19.8)	(80.2)	20.9 (100.0)	(51.7)	(48.3)	13.4 (100.0)	(79.1)	(20.9)		
(58.8)	(41.2)	58.3 (100.0)	(75.4)	(24.6)	24.4 (100.0)	(70.7)	(29.3)		
(50.0)	(50.0)	27.9 (100.0)	(82.5)	(17.5)	14.0 (100.0)	(55.3)	(44.7)		
(*)	(*)	15.0 (100.0)	(54.5)	(45.5)	12.1 (100.0)	(83.3)	(16.7)		
(-)	(-)	13.1 (100.0)	(62.5)	(37.5)	11.6 (100.0)	(69.3)	(30.7)		
(16.7)	(83.3)	14.7 (100.0)	(36.6)	(63.4)	11.5 (100.0)	(75.0)	(25.0)		
(4.5)	(95.4)	24.7 (100.0)	(53.7)	(46.3)	23.1 (100.0)	(22.2)	(77.8)		
(42.4)	(57.6)	32.9 (100.0)	(38.8)	(61.2)	23.0 (100.0)	(52.7)	(47.3)		
(-)	(100.0)	6.9 (*)	(*)	(*)	7.8 (*)	(*)	(*)		
(42.9)	(57.1)	24.7 (100.0)	(44.0)	(56.0)	9.4 (100.0)	(100.0)	(-)		
(*)	(*)	21.7 (100.0)	(23.7)	(76.3)	5.8 (100.0)	(100.0)	(-)		
(*)	(*)	12.6 (100.0)	(50.0)	(50.0)	5.6 (*)	(*)	(*)		
(82.1)	(17.9)	7.5 (*)	(*)	(*)	12.6 (*)	(*)	(*)		
(15.9)	(84.1)	17.5 (100.0)	(42.7)	(57.3)	13.4 (100.0)	(42.4)	(57.6)		
(43.5)	(56.5)	18.4 (100.0)	(54.5)	(45.5)	13.1 (100.0)	(89.7)	(10.3)		
(22.2)	(77.8)	18.3 (100.0)	(60.0)	(40.0)	5.4 (*)	(*)	(*)		
(15.6)	(84.4)	22.6 (100.0)	(40.3)	(59.7)	12.9 (100.0)	(55.2)	(44.8)		
(31.8)	(68.2)	9.7 (100.0)	(60.2)	(39.8)	12.0 (100.0)	(42.9)	(57.1)		
(36.9)	(63.1)	28.0 (100.0)	(42.1)	(57.9)	20.6 (100.0)	(86.4)	(13.6)		
(33.6)	(66.4)	19.6 (100.0)	(61.7)	(38.3)	15.5 (100.0)	(36.4)	(63.6)		
(*)	(*)	32.1 (100.0)	(60.5)	(39.5)	45.5 (100.0)	(65.9)	(34.1)		
(64.2)	(55.8)	53.7 (100.0)	(79.1)	(20.9)	25.9 (100.0)	(70.1)	(29.9)		
(14.0)	(86.0)	15.4 (100.0)	(56.4)	(43.6)	15.6 (100.0)	(70.1)	(29.9)		
(-)	(100.0)	14.1 (100.0)	(40.2)	(59.8)	15.1 (100.0)	(64.3)	(35.7)		
(62.2)	(37.8)	17.3 (100.0)	(69.2)	(30.3)	18.2 (100.0)	(72.7)	(27.3)		
(*)	(*)	13.0 (*)	(*)	(*)	7.5 (*)	(*)	(*)		
(15.5)	(84.5)	24.5 (100.0)	(50.9)	(49.1)	16.7 (100.0)	(57.1)	(42.9)		
(*)	(*)	18.4 (100.0)	(93.0)	(7.0)	16.4 (100.0)	(72.2)	(27.8)		
(67.5)	(32.5)	31.9 (100.0)	(73.1)	(26.9)	54.1 (100.0)	(72.9)	(27.8)		
(-)	(-)	15.0 (100.0)	(50.4)	(49.6)	9.3 (100.0)	(43.4)	(56.6)		
(*)	(*)	14.8 (100.0)	(47.0)	(53.0)	19.2 (100.0)	(58.9)	(41.1)		
(74.8)	(25.2)	36.6 (100.0)	(80.5)	(19.5)	36.6 (100.0)	(78.6)	(21.4)		
(88.3)	(11.7)	56.7 (100.0)	(86.6)	(13.4)	82.8 (100.0)	(80.8)	(19.2)		
(75.0)	(25.0)	79.3 (100.0)	(54.3)	(45.7)	56.0 (100.0)	(77.2)	(22.8)		
(20.5)	(79.5)	22.6 (100.0)	(61.3)	(38.7)	35.1 (100.0)	(51.3)	(48.7)		

第13表 産業、規模別妊婦の

産 業	規 模 計			
	妊婦の通勤緩和措置有りの事業所	勤務時間短縮		
		勤務時間の短縮無 (時差出勤のみ)	勤務時間の短縮30分以内	
産 業 計			小 計	
D 鉱 業	24.3 (100.0)	(43.3)	(56.7)	(5.1)
E 建 設 業	5.8 (*)	(*)	(*)	(*)
F 製 造 業 (計)	8.1 (100.0)	(73.4)	(26.6)	(15.8)
	13.5 (100.0)	(74.1)	(25.9)	(3.1)
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	14.1 (100.0)	(61.7)	(38.3)	(-)
14 織 維 工 業	13.2 (100.0)	(87.0)	(13.0)	(-)
15 衣類・その他の繊維製品製造業	25.5 (100.0)	(89.7)	(10.3)	(-)
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	7.9 (100.0)	(33.4)	(66.6)	(22.2)
17 家具・装 備 品 製 造 業	9.8 (100.0)	(68.3)	(31.7)	(2.9)
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	16.8 (100.0)	(73.7)	(26.3)	(1.4)
19 出版・印刷・同関連産業	24.5 (100.0)	(36.1)	(63.9)	(12.2)
20 化 学 工 業	13.1 (100.0)	(64.6)	(35.4)	(4.6)
21 石油製品・石炭製品製造業	10.8 (100.0)	(62.3)	(37.7)	(-)
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	8.7 (100.0)	(90.4)	(9.6)	(-)
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	9.2 (100.0)	(78.0)	(22.0)	(-)
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	6.2 (100.0)	(77.4)	(22.6)	(-)
26 鉄 鋼 製 造 業	8.8 (100.0)	(94.1)	(5.9)	(-)
27 非 鉄 金 属 製 造 業	6.9 (100.0)	(97.6)	(2.4)	(-)
28 金 属 製 造 業	6.7 (100.0)	(93.0)	(7.0)	(3.1)
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	8.6 (100.0)	(78.4)	(21.6)	(-)
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	13.0 (100.0)	(91.4)	(8.6)	(4.5)
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	17.3 (100.0)	(63.9)	(36.1)	(-)
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	19.2 (100.0)	(66.6)	(33.4)	(12.6)
22・33・34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	14.0 (100.0)	(73.1)	(26.9)	(2.1)
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	37.6 (100.0)	(28.9)	(71.1)	(1.8)
H 運 輸 ・ 通 信 業	24.9 (100.0)	(37.8)	(62.2)	(-)
I 卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店 (計)	11.5 (100.0)	(75.8)	(24.2)	(-)
49~52 卸 売 業	6.7 (100.0)	(83.9)	(16.1)	(-)
53~58 小 売 業	19.2 (100.0)	(72.0)	(28.0)	(-)
59~60 飲 食 店	2.5 (100.0)	(94.4)	(5.6)	(-)
J 金 融 ・ 保 険 業	35.6 (100.0)	(48.4)	(51.6)	(33.6)
K 不 動 産 業	20.0 (100.0)	(32.0)	(68.0)	(6.0)
L サ ー ビ ス 業 (計)	46.0 (100.0)	(27.4)	(72.6)	(2.2)
73 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	8.9 (100.0)	(84.8)	(15.2)	(-)
77~78 映 画 業 ・ 娯 楽 業	14.3 (100.0)	(49.8)	(50.2)	(6.7)
87 医 療 業	35.1 (100.0)	(61.3)	(38.7)	(10.4)
91 教 育 業	80.2 (100.0)	(18.8)	(81.2)	(1.0)
92 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 業	51.0 (100.0)	(24.9)	(75.1)	(4.6)
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	24.0 (100.0)	(34.4)	(65.6)	(0.9)

通勤緩和措置有りの事業所数の割合

(%)

		500人以上					
縮の有無		妊婦の通勤緩和措置有りの事業所	勤務時間の短縮無 (時差出勤のみ)	勤務時間の短縮の有無			
短縮有り				勤務時間の短縮有り			
短縮31分 ～60分	短縮60分 越える	事業所		小計	短縮30分 以内	短縮31分 ～60分	短縮60分 越える
(45.8)	(5.0)	40.1(100.0)	(58.0)	(42.0)	(4.4)	(28.8)	(7.5)
(*)	(*)	* *	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(5.2)	(-)	22.5(100.0)	(55.2)	(44.8)	(5.7)	(39.1)	(-)
(13.3)	(6.6)	31.7(100.0)	(79.9)	(20.1)	(3.6)	(9.5)	(4.7)
(19.3)	(19.0)	30.7(100.0)	(84.4)	(15.6)	(-)	(7.8)	(7.8)
(8.6)	(2.3)	34.8(100.0)	(87.1)	(12.9)	(-)	(6.5)	(6.5)
(6.4)	(3.8)	87.5(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)
(-)	(22.2)	* (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(13.4)	(-)	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(11.6)	(13.3)	11.1(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(32.5)	(-)	61.7(100.0)	(17.2)	(82.8)	(-)	(82.8)	(-)
(25.7)	(-)	26.1(100.0)	(87.2)	(12.8)	(-)	(12.8)	(-)
(-)	(37.7)	9.2(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(5.7)	(4.0)	30.2(100.0)	(91.7)	(8.3)	(-)	(8.3)	(-)
(22.0)	(-)	* (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(18.3)	(4.3)	13.9(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)
(5.9)	(-)	14.1(100.0)	(91.9)	(8.1)	(-)	(8.1)	(-)
(2.4)	(-)	12.5(100.0)	(75.8)	(24.2)	(-)	(24.2)	(-)
(3.9)	(-)	23.5(100.0)	(84.8)	(15.2)	(-)	(15.2)	(-)
(18.4)	(-)	29.1(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)
(1.2)	(2.9)	40.5(100.0)	(79.8)	(20.2)	(10.0)	(6.9)	(3.3)
(13.1)	(20.6)	32.8(100.0)	(67.1)	(32.9)	(-)	(-)	(17.7)
(20.8)	(-)	29.3(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)
(14.8)	(10.0)	35.0(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)
(67.3)	(1.2)	20.6(100.0)	(75.7)	(24.3)	(-)	(24.3)	(-)
(56.7)	(5.6)	50.7(100.0)	(17.5)	(82.5)	(-)	(80.0)	(2.5)
(14.2)	(10.0)	57.7(100.0)	(61.8)	(38.2)	(-)	(5.0)	(31.5)
(2.3)	(13.6)	77.3(100.0)	(58.0)	(42.0)	(-)	(6.7)	(32.9)
(19.3)	(8.7)	37.9(100.0)	(70.9)	(29.1)	(-)	(-)	(29.1)
(5.6)	(-)	* (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(8.8)	(9.2)	40.6(100.0)	(21.3)	(78.7)	(32.2)	(14.2)	(32.2)
(49.9)	(12.1)	42.5(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(67.0)	(3.2)	58.2(100.0)	(42.4)	(57.6)	(5.1)	(52.5)	(-)
(15.2)	(-)	9.6(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(33.5)	(6.4)	* (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(26.0)	(-)	73.0(100.0)	(37.7)	(62.3)	(1.5)	(60.8)	(-)
(80.2)	(0.1)	65.2(100.0)	(23.6)	(76.4)	(1.5)	(74.8)	(-)
(67.1)	(3.4)	100.0(100.0)	(25.0)	(75.0)	(-)	(75.0)	(-)
(50.2)	(14.5)	43.7(100.0)	(71.3)	(28.7)	(18.2)	(10.5)	(-)

第 13 表 産業、規模別妊婦の

産 業	妊婦の通勤緩 和措置有りの 事業所	100 ~ 勤務時間短		
		勤務時間 の短縮無 (時差出 勤のみ)	勤務時間 の	
			小 計	短縮30分 以 内
産 業 計	26.3 (100.0)	(49.4)	(50.6)	(3.6)
D 鉱 業	— (—)	(—)	(—)	(—)
E 建 設 業	17.2 (100.0)	(54.6)	(45.4)	(5.8)
F 製 造 業 (計)	17.6 (100.0)	(81.6)	(18.4)	(3.4)
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	18.3 (100.0)	(86.4)	(13.6)	(—)
14 織 維 工 業	17.5 (100.0)	(85.5)	(14.5)	(—)
15 衣類・その他の繊維製品製造業	29.4 (100.0)	(91.7)	(8.3)	(—)
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	6.2 (100.0)	(100.0)	(—)	(—)
17 家具・装備品製造業	8.2 (100.0)	(80.0)	(20.0)	(20.0)
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	15.0 (100.0)	(64.0)	(36.0)	(7.9)
19 出版・印刷・同関連産業	19.8 (100.0)	(33.9)	(66.1)	(—)
20 化 学 工 業	16.4 (100.0)	(82.0)	(18.0)	(11.5)
21 石油製品・石炭製品製造業	12.0 (100.0)	(70.9)	(29.1)	(—)
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	17.5 (100.0)	(82.4)	(17.6)	(—)
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	19.1 (100.0)	(86.6)	(13.4)	(—)
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	15.0 (100.0)	(89.6)	(10.4)	(—)
26 鉄 鋼 製 造 業	8.6 (100.0)	(78.1)	(21.9)	(—)
27 非 鉄 金 属 製 造 業	12.2 (100.0)	(100.0)	(—)	(—)
28 金 属 製 品 製 造 業	11.7 (100.0)	(78.6)	(21.4)	(10.7)
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	15.9 (100.0)	(84.6)	(15.4)	(—)
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	16.0 (100.0)	(84.3)	(15.7)	(8.5)
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	21.3 (100.0)	(85.1)	(14.9)	(—)
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	32.3 (100.0)	(92.5)	(7.5)	(—)
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	22.7 (100.0)	(65.8)	(34.2)	(6.5)
G 電 気・ガ ス・熱供給・水道業	41.0 (100.0)	(34.1)	(65.9)	(—)
H 運 輸 ・ 通 信 業	35.8 (100.0)	(10.0)	(90.0)	(—)
I 卸 売・小売業、飲食店(計)	25.1 (100.0)	(72.0)	(28.0)	(—)
49~52 卸 売 業	25.9 (100.0)	(74.6)	(25.4)	(—)
53~58 小 売 業	25.0 (100.0)	(68.3)	(31.7)	(—)
59~60 飲 食 店	15.6 (*)	(*)	(*)	(*)
J 金 融 ・ 保 險 業	36.5 (100.0)	(46.4)	(53.6)	(29.8)
K 不 動 産 業	45.8 (100.0)	(23.7)	(76.3)	(14.9)
L サ ー ビ ス 業 (計)	32.2 (100.0)	(44.7)	(55.3)	(2.9)
73 旅館・その他の宿泊所	13.2 (100.0)	(100.0)	(—)	(—)
77~78 映 画 業、娯 楽 業	14.9 (100.0)	(57.5)	(42.5)	(24.7)
87 医 療 業	42.7 (100.0)	(66.9)	(33.1)	(2.8)
91 教 育 業	54.4 (100.0)	(25.3)	(74.7)	(—)
92 社 会 保 険、社 会 福 祉 業	74.9 (100.0)	(15.0)	(85.0)	(2.0)
その他のサービス業	20.6 (100.0)	(31.5)	(68.5)	(3.6)

通勤緩和措置有りの事業所数の割合

(%)

499 人		30 人 ~ 99 人					
縮の有無		妊婦の通勤緩	勤務時間短縮の有無				
短縮有り		和措置有りの	勤務時間 の短縮無 (時差出 勤のみ)	勤務時間の短縮有り			
短縮31分 ~60分	短縮60分 越える	事業所		小計	短縮30分 以 内	短縮31分 ~60分	短縮60分 越える
(41.1)	(4.7)	23.5 (100.0)	(41.3)	(58.7)	(5.4)	(47.5)	(5.0)
(-)	(-)	7.1 (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(17.3)	(-)	6.8 (100.0)	(80.4)	(19.6)	(19.6)	(-)	(-)
(9.4)	(4.6)	11.5 (100.0)	(70.1)	(29.9)	(2.9)	(15.4)	(7.7)
(13.6)	(-)	12.6 (100.0)	(50.0)	(50.0)	(-)	(22.2)	(27.8)
(-)	(7.3)	11.6 (100.0)	(87.7)	(12.3)	(-)	(12.3)	(-)
(-)	(8.3)	24.7 (100.0)	(89.2)	(10.8)	(-)	(7.8)	(2.9)
(-)	(-)	8.1 (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(-)	(-)	10.2 (100.0)	(66.3)	(33.7)	(-)	(15.7)	(-)
(28.1)	(-)	17.4 (100.0)	(75.3)	(24.7)	(-)	(8.2)	(16.4)
(66.1)	(-)	24.7 (100.0)	(37.6)	(62.4)	(15.1)	(23.7)	(-)
(8.6)	(-)	10.0 (100.0)	(43.3)	(56.7)	(-)	(45.8)	(-)
(-)	(29.1)	10.4 (100.0)	(58.8)	(41.2)	(-)	(-)	(41.2)
(8.8)	(8.8)	4.2 (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(13.4)	(-)	7.8 (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(-)	(10.4)	4.2 (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(21.9)	(-)	8.5 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)
(-)	(-)	4.3 (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(10.7)	(-)	5.4 (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(7.7)	(-)	5.4 (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(-)	(7.2)	9.6 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)
(-)	(14.9)	13.7 (100.0)	(50.0)	(50.0)	(-)	(25.0)	(25.0)
(7.5)	(-)	13.9 (100.0)	(40.4)	(59.6)	(24.8)	(34.9)	(-)
(21.2)	(6.5)	11.4 (100.0)	(75.4)	(24.6)	(-)	(12.3)	(12.3)
(60.2)	(3.3)	36.5 (100.0)	(25.5)	(74.5)	(2.8)	(71.7)	(-)
(84.9)	(5.0)	20.9 (100.0)	(54.2)	(45.8)	(-)	(39.8)	(6.0)
(14.0)	(14.0)	9.2 (100.0)	(78.0)	(22.0)	(-)	(14.7)	(7.3)
(3.5)	(21.9)	(*) (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(26.8)	(4.9)	18.2 (100.0)	(72.7)	(27.3)	(-)	(18.2)	(9.1)
(*)	(*)	(*) (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
(23.9)	(-)	35.4 (100.0)	(49.0)	(51.0)	(34.1)	(6.7)	(10.1)
(31.7)	(29.8)	14.2 (100.0)	(37.8)	(62.2)	(-)	(62.2)	(-)
(50.6)	(1.4)	48.5 (100.0)	(24.9)	(75.1)	(2.0)	(69.3)	(3.4)
(-)	(-)	7.6 (100.0)	(76.7)	(23.3)	(-)	(23.3)	(-)
(4.7)	(-)	14.2 (100.0)	(46.8)	(53.2)	(-)	(44.3)	(8.9)
(30.3)	(-)	28.8 (100.0)	(60.2)	(39.8)	(17.8)	(17.5)	(-)
(72.9)	(1.8)	82.1 (100.0)	(18.5)	(81.5)	(1.0)	(80.5)	(-)
(83.1)	(-)	49.1 (100.0)	(26.0)	(74.0)	(4.9)	(65.3)	(3.8)
(61.2)	(3.6)	24.6 (100.0)	(34.2)	(65.8)	(-)	(48.9)	(16.8)

第14表 産業、規模別妊娠障害休暇制度有りの
事業所数の割合

(%)

産 業		規 模 計	500 人 以 上	100~ 499 人	30~ 99 人
産 業 計		19.1	21.7	18.4	19.2
D 鉱 業		6.2	—	2.5	7.1
E 建 設 業		9.8	12.7	12.3	9.4
F 製 造 業 (計)		12.7	19.6	17.7	10.9
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業		12.0	20.7	12.9	11.5
14 織 維 工 業		26.1	84.3	59.9	15.7
15 衣類・その他の繊維製品製造業		12.5	50.0	19.6	11.1
16 木材・木製品製造業(家具を除く)		6.3	*	7.0	6.0
17 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		11.3	—	17.7	10.0
18 パルプ・紙・紙加工品製造業		14.7	8.3	13.1	15.2
19 出版・印刷・同関連産業		18.7	37.7	23.8	17.1
20 化 学 工 業		17.1	29.6	19.9	14.3
21 石油製品・石炭製品製造業		5.6	4.6	3.4	7.4
23 ゴ ム 製 品 製 造 業		7.2	5.0	13.8	5.2
24 なめし革・同製品・毛皮製造業		3.4	*	14.0	1.9
25 窯業・土石製品製造業		7.1	6.3	7.9	7.0
26 鉄 鋼 製 造 業		6.7	6.3	3.7	7.7
27 非 鉄 金 属 製 造 業		10.5	2.4	8.6	12.0
28 金 属 製 品 製 造 業		8.5	4.4	10.4	8.2
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業		7.3	15.9	12.3	5.4
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業		14.1	19.3	21.3	11.0
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		8.9	11.6	9.0	8.6
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業		19.0	42.2	17.5	17.8
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業		16.2	23.1	17.9	15.6
G 電 気・ガ ス・熱供給・水道業		20.3	3.1	19.6	21.0
H 運 輸 ・ 通 信 業		12.9	24.1	20.5	10.3
I 卸 売・小売業、飲食店(計)		12.7	40.6	19.7	11.5
49~52 卸 売 業		9.1	46.7	17.9	7.5
53~58 小 売 業		18.9	34.9	22.6	18.2
59~60 飲 食 店		4.0	*	10.3	3.8
J 金 融 ・ 保 險 業		9.8	15.0	11.6	9.5
K 不 動 産 業		13.1	42.5	15.8	12.3
L サ ー ビ ス 業 (計)		37.8	23.1	19.8	41.5
73 旅 館・その他の宿泊所		9.3	5.6	11.2	8.8
77~78 映 画 業、娯 楽 業		17.0	*	7.7	20.5
87 医 療 業		21.2	37.2	17.8	22.1
91 教 育 業		68.2	15.4	32.4	71.1
92 社 会 保 険、社 会 福 祉 そ の 他 の サ ー ビ ス 業		31.3 20.8	25.0 12.2	40.7 18.8	30.6 21.4

第15表 産業、規模別育児休業制度有りの
事業所数の割合

(%)

産 業	規 模 計	500 人 以 上	100~ 499 人	30~ 99 人
産 業 計	19.2	25.3	18.0	19.4
D 鉱 業	3.3	—	2.5	3.6
E 建 設 業	4.3	1.3	6.8	4.0
F 製 造 業 (計)	9.5	16.3	12.1	8.5
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	9.5	26.6	16.7	7.1
14 繊 維 工 業	13.0	82.1	44.9	2.9
15 衣類・その他の繊維製品製造業	15.4	25.0	21.6	14.3
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	6.2	*	2.7	6.6
17 家具・装備品製造業	9.8	—	1.6	11.6
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	4.7	13.9	8.2	3.5
19 出版・印刷・同関連産業	20.4	72.7	15.2	20.4
20 化 学 工 業	13.0	26.1	16.3	10.0
21 石油製品・石炭製品製造業	5.9	12.3	3.4	5.8
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	5.5	5.0	11.9	3.5
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	6.4	*	10.3	5.8
25 窯業・土石製品製造業	5.0	10.9	7.9	4.2
26 鉄 鋼 業	0.1	1.1	—	—
27 非鉄金属製造業	6.8	5.4	4.7	7.7
28 金 属 製 品 製 造 業	5.7	8.0	3.7	6.1
29 一般機械器具製造業	6.0	8.4	8.5	5.1
30 電気機械器具製造業	9.0	13.7	7.7	9.0
31 輸送用機械器具製造業	9.7	7.8	8.6	10.3
32 精密機械器具製造業	19.5	17.4	15.0	21.3
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	8.1	6.6	5.9	8.6
G 電気・ガス・熱供給・水道業	22.7	3.1	12.8	27.9
H 運 輸 ・ 通 信 業	16.3	43.2	23.2	13.5
I 卸 売・小売業、飲食店(計)	10.2	32.7	19.1	8.8
49~52 卸 売 業	5.3	7.0	12.2	4.3
53~58 小 売 業	16.9	59.0	27.8	14.9
59~60 飲 食 店	5.9	*	12.6	5.6
J 金 融 ・ 保 険 業	16.2	13.1	3.4	17.9
K 不 動 産 業	7.8	—	5.1	8.5
L サ ー ビ ス 業 (計)	42.1	50.7	28.0	44.8
73 旅館・その他の宿泊所	6.6	4.0	11.2	5.3
77~78 映 画 業、娯 楽 業	6.9	*	8.1	6.3
87 医 療 業	33.1	84.5	45.0	23.8
91 教 育 業	77.8	54.8	50.9	79.9
92 社 会 保 険、社 会 福 祉 そ の 他 の サ ー ビ ス 業	48.1	81.3	68.7	46.6
	18.0	7.6	11.9	19.5

第16表 産業、規模別女子再雇用制度有りの
事業所数の割合

(%)

産 業	規 模 計	500 人 以 上	100~ 499 人	30~ 99 人
産 業 計	16.6	19.7	17.7	16.3
D 鉱 業	8.4	11.1	5.1	8.9
E 建 設 業	7.1	7.3	10.7	6.6
F 製 造 業 (計)	18.8	18.3	20.3	18.4
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	17.8	18.7	21.3	16.7
14 織 維 工 業	24.8	20.2	26.1	24.5
15 衣類・その他の繊維製品製造業	37.1	75.0	57.3	33.3
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	18.6	*	17.3	18.7
17 家具・装備品製造業	24.4	20.0	24.3	24.5
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	9.9	2.8	15.0	8.8
19 出版・印刷・同関連産業	24.8	1.8	10.4	28.5
20 化 学 工 業	6.5	6.8	8.5	5.4
21 石油製品・石炭製品製造業	3.0	-	1.8	4.6
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	24.1	17.0	14.9	27.5
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	18.2	*	23.1	17.5
25 窯業・土石製品製造業	13.7	13.9	11.9	14.1
26 鉄 鋼 製 造 業	8.5	11.9	6.2	9.1
27 非 鉄 金 属 製 造 業	9.5	19.6	4.7	10.6
28 金 属 製 品 製 造 業	12.3	4.4	15.4	11.8
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	14.0	13.1	13.9	14.0
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	22.3	34.8	25.5	20.0
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	14.0	2.8	22.8	12.0
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	21.8	33.8	23.7	20.4
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・その他の製造業	20.5	25.2	16.9	21.3
G 電 気・ガ ス・熱供給・水道業	3.0	6.9	3.4	2.8
H 運 輸 ・ 通 信 業	8.0	14.2	4.5	9.0
I 卸 売・小売業、飲食店(計)	22.8	44.5	27.8	22.0
49~52 卸 売 業	12.3	15.0	16.8	11.6
53~58 小 売 業	32.9	74.3	41.2	31.2
59~60 飲 食 店	34.2	*	25.1	34.6
J 金 融 ・ 保 險 業	15.8	37.6	10.2	16.2
K 不 動 産 業	6.0	15.0	3.9	6.3
L サ ー ビ ス 業 (計)	16.9	14.1	21.0	16.1
73 旅館・その他の宿泊所	31.0	38.4	29.9	31.3
77~78 映 画 業、娯 楽 業	17.0	*	29.9	12.6
87 医 療 業	30.0	8.3	23.7	34.7
91 教 育 業	10.5	5.4	4.4	10.9
92 社 会 保 険、社 会 福 祉 そ の 他 の サ ー ビ ス 業	6.0	12.5	4.4	6.1
	18.3	25.5	23.4	17.1

第17表 産業、規模別介護休暇制度有りの
事業所数の割合

(%)

産 業	規 模 計	500 人 以 上	100~ 499 人	30~ 99 人
産 業 計	13.6	13.6	11.0	14.2
D 鉱 業	4.7	—	2.5	5.3
E 建 設 業	14.6	2.6	5.4	15.9
F 製 造 業 (計)	6.2	9.8	8.5	5.3
12.13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	7.4	10.6	8.7	7.0
14 織 維 工 業	8.9	42.1	23.2	4.3
15 衣類・その他の繊維製品製造業	12.8	12.5	15.7	12.3
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	9.4	*	4.9	10.1
17 家具・装 備 品 製 造 業	5.7	20.0	9.3	4.8
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	3.1	2.8	9.6	1.4
19 出版・印刷・同 関 連 産 業	7.4	28.2	8.4	6.7
20 化 学 工 業	7.7	11.3	10.7	5.6
21 石油製品・石炭製品製造業	2.5	9.2	3.5	—
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	8.4	5.0	6.1	9.4
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	7.8	*	7.7	7.8
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	4.6	33.4	10.3	2.8
26 鉄 鋼 製 造 業	4.4	10.4	5.6	3.5
27 非 鉄 金 属 製 造 業	5.6	11.3	11.2	2.8
28 金 属 製 品 製 造 業	3.9	12.4	9.2	2.7
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	2.0	4.8	2.4	1.8
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	5.1	8.1	7.8	3.8
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	3.3	4.9	4.8	2.6
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	7.9	3.3	5.7	9.1
22・33・34 プラスチック製品・武器 ・ そ の 他 の 製 造 業	7.3	3.3	3.2	8.4
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	26.5	3.1	17.8	31.1
H 運 輸 ・ 通 信 業	11.0	35.5	18.7	8.1
I 卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店 (計)	8.3	12.2	7.2	8.4
49~52 卸 売 業	9.9	7.0	5.7	10.6
53~58 小 売 業	7.0	16.9	9.4	6.6
59~60 飲 食 店	5.5	*	2.6	5.6
J 金 融 ・ 保 険 業	14.8	14.1	9.0	15.5
K 不 動 産 業	4.1	—	8.1	3.2
L サ ー ビ ス 業 (計)	25.6	18.4	13.0	28.1
73 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	4.4	—	7.6	3.5
77~78 映 画 業 ・ 娯 楽 業	6.7	*	3.5	7.9
87 医 療 業	10.8	30.3	14.1	7.8
91 教 育 業	51.1	5.0	22.3	53.4
92 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉	26.4	25.0	37.8	25.6
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	10.7	14.1	10.0	10.8

昭和63年度女子雇用管理基本調査
母性保護等実施状況調査票

昭和63年度女子雇用管理基本調査
母性保護等実施状況調査票

総務庁承認番号 16764
承認期限 平成元年4月30日まで

この調査票は、統計以外の目的に使用されることはありませんので、事実をありのまま記入してください。

業 種	事 業 所 番 号	業 種 分 類	出 勤 票 番 号	業 種 分 類	出 勤 票 番 号
1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12

労働省婦人局

記入上の注意

- この調査は、特になしとわりのない限り、該当する番号1つを○で囲んで下さい。
- 半日労働は記入しない下さい。
- この調査票は、平成元年2月28日までに、同封の返付用封筒により返送して下さい。
- この調査票について調査結果が明らかになりましたらお詫言入少後等までお問い合わせ下さい。

記入担当者 所属・氏名	
事業所の名称	
事業所の所在地	(市街)
事業所の主な生産品名	
又は事業の内容	

I 事業所 (同一企業であっても、本社、支社、工場等は、それぞれ別個の事業所となります。)

1. 事業所の名称	
2. 事業所の所在地	
3. 又は事業の内容	

II 常用労働者数 (昭和63年12月31日現在)

(注) 常用労働者とは、期間を定めずに又は、1か月を超え
る期間を定めて雇用されている若及び臨時、日雇、パート
タイム労働者等で、前2か月の各月において18日以上
雇用されている者をいいます。

男子常用労働者数	女子常用労働者数	
	行方不明者数	総数
人	人	人

平成元年2月1日現在、女子労働者の雇用形態・勤務時間によ
って制度の適用が異なる場合は、最も条件のよい制度によ
って記入すること。

事業所における母性保護制度等

1. 産前産後休業

① 制度の種類

規定有	1	2	3	4	5	その他
規定無	1	2	3	4	5	その他

② 制度の内容

産前休業開始日	産前休業終了日	産後休業開始日	産後休業終了日
1	2	3	4
5	6	7	8

① 休業中の賃金

有	全期間について	1	2	3
無	その他	1	2	3

2. 育児休暇

① 制度の種類

規定有	1	2	3	4	5	その他
規定無	1	2	3	4	5	その他

② 制度の内容

1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

③ 育児期間中の賃金

有	全期間について	1	2	3
無	その他	1	2	3

④ 制度の種類

規定有	1	2	3	4	5	その他
規定無	1	2	3	4	5	その他

1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

(注) 1. 託児所とは託児中の女子及び産後1年を経過しない女子をいいます。
2. 託児所については、その請求に基づいて、時間外労働、休日労働、深夜業又は変形労働時間制の適用が制限
されます。この制限の対象となる託児所は、
・時間外労働、休日労働については、労働基準法第36条の規定に基づき協定により時間外労働又は休日労働
を要することがないこと。
・深夜業については、深夜業が労働基準法上禁止されていない託児所。
・変形労働時間制の適用については、1か月単位を超えて3か月単位の変形労働時間制又は1週間単位の単位
制変形労働時間制の適用を受ける託児所
をいいます。従って、労働基準法上とる時間外労働等を禁止されている託児所の対象とはなりません。

⑤ 育児期間中の賃金

有	全期間について	1	2	3
無	その他	1	2	3

⑥ 制度の種類

規定有	1	2	3	4	5	その他
規定無	1	2	3	4	5	その他

1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

4. 生理日の就業が難しく困難な女子に対する措置

(1) 制度の概要

規定	1	2	3	4	5	その他
規定	1	2	3	4	5	その他

(2) 制度の概要

1日未満	1日未満	2日未満	3日以上	必要日数	年間の規定日数	無	給
1	2	3	4	5	6	7	

有給の日数 日 年間の有給日数 日

以下はケースバイケースではなく制度又は慣行として確立しているものを「準」として記入して下さい。

5. 妊娠中及び出産後の労働時間制限 (母子保護法に基づき労働時間を受けけるための制限に要する期間の制限)

(1) 制度の概要

有	1	労働協約と就業規則	内規のみ	性	その他	具体的に	
無	2	1	2	3	4		5

(2) 制度の概要

規定	1	2	3	4	5	6	7
規定	1	2	3	4	5	6	7

6. 妊娠中の就業制限 (妊娠が通産を終えて通産できるような労働時間制限を定める制度)

(1) 制度の概要

労働協約	就業規則	労働協約と就業規則	内規のみ	慣行	その他
1	2	3	4	5	6

1
 2
 3
 4
 5
 6

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣行
 その他

労働協約
 就業規則
 労働協約と就業規則
 内規のみ
 慣

(2) 勤務時間の制限

行	1	2	3	4	5	6	7
乗(時差出勤のみ)	1	2	3	4	5	6	7

7. 妊娠中休業 (つわりのための休業、名称の知所を問わず妊娠中の障害に對して休業を定める制度)

(1) 制度の概要

	労働協約と就業規則					その他	具体的に
	労働協約	就業規則	内規のみ	他	行		
有	1	2	3	4	5	6	
無	2						

8. 育児休業制度 (産後休業後、育児のため一定期間休業を認める制度 (労働基準法に規定されている育児時間とは別))

(1) 制度の概要

労働協約	就業規則	労働協約と就業規則	内規のみ	他	労務体系法	その他	具体的に
1	2	3	4	5	6	7	

(2) 今後の実施検討予定

有	1	2	3	4	5	6	7
期	1	2	3	4	5	6	7

2年以内に其給予定	44%のに達する	今後検討する	
	1	2	3

9. 女子再雇用制度 (出産・育児等により退職した女子をもう一度会社に雇入れる制度 (就業グループで実施しているものを含む。定年退職の年齢は異なる))

(1) 制度の概要

有 1	労働協約	就業規則	労働協約と就業規則の両方	内規のみ	他	その他
無 2	1	2	3	4	5	6

→

具体的に

(2) 今後の実施検討予定

有	1	2年以内に実施予定			具体的に検討中	今後検討する
無	2	1	1	2		3

10. 介護休暇制度 (家族が病気の場合に介護するために与えられる休暇であり、要介護者の出席に伴う休暇や要介護の介護のために家族が要介護者を介護することは認められる)

(1) 制度の概要

1	2	3	4	5	6	その他	具体的に
男女のみに認める	就業規則	労働協約	就業規則	内規のみ	他		
1	2	3	4	5	6		
男女とも認める							

(2) 制度の概要

行	1	2	3	4	5	6	7
規定	1	2	3	4	5	6	7

イ 対象となる家族の範囲 (該当するものすべてに)

○ 対象

行	1	2	3	4
規定				
観				
配偶者				
その他				

↑

図体的に

図式的に

イ 対象となる家族の範囲 (該当するものすべてに)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

11. 配偶者出産休暇制度

行	1	2	3	4	5	6	7
規定	1	2	3	4	5	6	7

→ (35)

二

12. 育児・介護を行う者に対する措置 (育児休業、育児時間、介護休暇は除く。)

時間短縮の措置（育児休業は含まない）	女子のみ		男子とも		育児休業の割合	介護の割合
	有	無	有	無		
	有	無	有	無		
	有	無	有	無		
勤務時間短縮（育児休業を伴う）への配慮	有	無	有	無	1	1
その他の措置	有	無	有	無	2	2
					3	3
その他の措置	有	無	有	無	1	1
					2	2
					3	3

有の場合はそれぞれの名称、対象、期間、内容を具体的に

IV 母性保護等実施状況

1. 出産者の高齢 (母1～4について)は、昭和63年1月1日から12月31日までの1年間に出生した者について

有	無	計	有	無	計	有	無	計
1	2		1	2		1	2	
有	無	計	有	無	計	有	無	計

(注) 1. 出産とは、胎児12週以上の分娩をいいます。
2. 多胎出産とは、5人以上の出産をいいます。この場合、児の全数を生産した者は「生産者」、児の全数を死産した者は「死産者」、児のうち1人でも死産した者は「多胎出産で死のうちの1人でも死産した者」へそれぞれ人数を記入して下さい。

2. 産前休業取得者数、休業日数 (休業中に死亡又は退院した者は除く。)

産前休業取得者	7日以下	8～11日	12～14日	15～17日	18～20日	21～23日	24～26日	27～29日	30日以上	休業日数不明の者(不明の者を除く)	合計
有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無

(注) 1. 休業日数は、日曜、祝日を含まず日数に記入して下さい。休業日数は産前休業に含めて下さい。
2. 死産に取得した休業日数に記入して下さい。労働基準法を上回る産前休業を認めている場合はその分も含めて下さい。
3. 産後から引き続き産前休業を認めている場合は産前休業日数を含めて下さい。
4. 分娩予定日より遅れて出産した場合は、予定日から出産予定までの間は産前休業期間として取り扱います。

3. 産後休業取得者数、休業日数 (休業中に死亡又は退院した者は除く。)

産後休業取得者	42日以下	43～49日	50～54日	55～59日	60～64日	65～69日	70日以上	休業日数不明の者(不明の者を除く)	合計
有	無	有	無	有	無	有	無	有	無

(注) 1. 63年中に出生した者が、64年にわたって産後休業を取得し、2月1日までに回復し終わっている場合は、その年の64年1月1日以後における休業日数を含めて下さい。
2. 平成元年2月1日現在産後休業中の者は、休業日数不明の者に記入して下さい。

4. 育児時間取得者 (出産後引き続き勤務し、育児時間を請求した者。昭和63年中に出生した者。昭和64年1月1日以後に出生した者を含む。)

【第1回】第1回から第5回まで				
1日2回 各30分の者	1日1回 各45分の者	1日1回以上 各60分の者	その他	合計
人	人	人	人	人

5. 経産・出産による退職者の高齢

出産後(63.1.1～2.3.1の間に) 出生した者	出産後(63.1.1～2.3.1の間に) 出生した者		合計
	有	無	
産後休業 取得	人	人	人
産後休業 費	小	小	小
産後休業 費	人	人	人

(注) 63年中に出生した者が64年12月31日以前に退院した場合は「出生後」に、63年中に出生して64年1月1日以後に退院した場合は「出生後」に含めて下さい。

6. 妊娠中の女子の健康維持検査 (昭和63年1月1日から12月31日の間に出生した者及び同期間中の出産予定者) について

有	無	計	有	無	計	有	無	計
1	2		1	2		1	2	
有	無	計	有	無	計	有	無	計

(注) 1. 昭和63年中に出生した者が、63年12月31日以前に健康維持検査に合格していた場合も含まれます。
2. 産後及び産前検査の動向は、関係機関の調査に任せます。

7. 妊娠中の女子の健康維持検査 (昭和63年1月1日から12月31日の間に出生した者及び同期間中の出産予定者) について

有	無	計	有	無	計	有	無	計
1	2		1	2		1	2	
有	無	計	有	無	計	有	無	計

(注) 1. 昭和63年中に出生した者が、63年12月31日以前に健康維持検査に合格していた場合も含まれます。
2. 産後及び産前検査の動向は、関係機関の調査に任せます。

8. 産後休業取得者数、休業日数 (休業中に死亡又は退院した者は除く。)

産後休業取得者	42日以下	43～49日	50～54日	55～59日	60～64日	65～69日	70日以上	休業日数不明の者(不明の者を除く)	合計
有	無	有	無	有	無	有	無	有	無

(注) 1. 63年中に出生した者が、64年にわたって産後休業を取得し、2月1日までに回復し終わっている場合は、その年の64年1月1日以後における休業日数を含めて下さい。
2. 平成元年2月1日現在産後休業中の者は、休業日数不明の者に記入して下さい。

有	無	計	有	無	計	有	無	計
1	2		1	2		1	2	
有	無	計	有	無	計	有	無	計

(注) 1. 昭和63年1月1日以前から退院している産婦も含まれます。

9. 産後休業取得者の通算 (昭和63年1月1日から12月31日の間に出生した者及び同期間中の出産予定者) について

有	無	計	有	無	計	有	無	計
1	2		1	2		1	2	
有	無	計	有	無	計	有	無	計

(注) 1. 産後休業取得者の通算 (昭和63年1月1日から12月31日の間に出生した者及び同期間中の出産予定者) について

有	無	計	有	無	計	有	無	計
1	2		1	2		1	2	
有	無	計	有	無	計	有	無	計

(注) 1. 産後休業取得者の通算 (昭和63年1月1日から12月31日の間に出生した者及び同期間中の出産予定者) について

有	無	計	有	無	計	有	無	計
1	2		1	2		1	2	
有	無	計	有	無	計	有	無	計

(注) 1. 利用の対象となった家族 (利用の対象となった家族) は、利用の対象となった家族 (利用の対象となった家族) について

2. 利用の対象となった家族 (利用の対象となった家族) は、利用の対象となった家族 (利用の対象となった家族) について